

2020(令和 2)年度
自己点検・評価報告書
(2021(令和 3)年度大学評価申請用)



目 次

〈序章〉	1
〈本章〉	
第1章 理念・目的	6
第2章 内部質保証	11
第3章 教育研究組織	19
第4章 教育課程・学習成果	33
第5章 学生の受け入れ	48
第6章 教員・教員組織	54
第7章 学生支援	60
第8章 教育研究等環境	72
第9章 社会連携・社会貢献	84
第10章 大学運営・財務 (1) 大学運営	91
第10章 大学運営・財務 (2) 財務	100
〈終章〉	104

序章

駿河台大学は、1987(昭和 62)年に「愛情教育」を教育の基本的理念として開設した。この理念は、「一人ひとりの夢と個性を尊重し、ともに歩む教育」を意味している。

こうした「愛情教育」の理念の下、法学部だけの単科大学として開学した本学は、現在では、法学部、経済経営学部、メディア情報学部、スポーツ科学部（現代文化学部）及び心理学部の 5 学部と、大学院総合政策研究科及び心理学研究科の 2 研究科を擁する人文・社会科学系の総合大学として成長し、4,000 名を超える学生が在学している。

1. 自己点検・評価への取組み

本学は、駿河台大学学則第 2 条の 2 第 1 項に基づき、「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」こととしている。こうした規定に基づき、1997(平成 9)年度に第 1 回の「自己点検・評価報告書」をとりまとめ、その後、これまで概ね隔年ごとに、9 回の自己点検・評価の作業を行ってきた。特に、第 4 回及び第 7 回の自己点検・評価については、認証評価機関である「公益財団法人大学基準協会」による認証評価を受審し、いずれも「大学基準に適合している」との評価を受けている。

2. 第 2 期大学評価（認証評価）結果における改善勧告・努力課題への対応

本学は、前回の「大学評価結果」において、長所として特記すべき事項 1 項目、改善勧告 1 項目、努力課題として 3 項目の提言を受けた。これを受けて本学では、学長を委員長として、副学長、学長補佐、学部長、研究科長、センター長、法人局長及び事務局長等を構成員とする大学評価委員会において、指摘事項への対応を進めた。

その上で、2018(平成 30)年 1 月、1 項目の改善勧告と 3 項目の努力課題に関する「改善報告書」を大学基準協会へ提出し、2019(令和元)年 5 月に「改善報告書検討結果」を受理した。

同「検討結果」においては、まず改善勧告については、「改善が図られた」との評価を得た。次に努力課題については、「学生の受け入れ」及び「財務」の 2 つの事項について、「引き続き一層の努力が望まれる」とされた。総体的には、今後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」とされ、「概評」において、「貴大学が、これらの改善勧告及び努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた」との評価を受けるに至った。

なお、「改善報告書」における改善策の概要及びその後の取組みや成果などについては、以下の通りである。

(1) 改善勧告について

No.1 基準項目 4. 教育内容・方法・成果

改善勧告としては、「心理学研究科において、研究指導計画が策定されていないので、研究指導、学位論文作成を研究指導計画に基づいて確実に行えるように是正されたい」との指摘を受けた。これについて、大学評価委員会において対応方針の確認が行われ、それを受けて心理学研究科委員会で検討が行われた。その結果、同委員会において承認された研究指導

計画を2015(平成27)年度の大学院要覧に掲載するとともに、それに基づいた研究指導及び学位論文作成指導を行うよう、速やかに是正した。

なお、2018(平成30)年度には、心理学研究科委員会において、研究指導計画の図示化について検討が行われ、そこで承認された図がホームページに掲載された。さらに、この「修士論文指導の流れ」図は、2019年度以降の大学院要覧に掲載し、院生に明示されている。

(2) 努力課題について

No.1 基準項目 4. 教育内容・方法・成果

「心理学研究科において、学位授与方針に、課程修了にあたって修得しておくべき知識や能力等の学習成果が明示されていないので、改善が望まれる」との指摘については、大学評価委員会において、それに関する対応方針の確認を行い、心理学研究科委員会及び研究科委員長が修正原案を作成した。その修正原案を、学長・副学長会議及び部局長会議で全学的に検討し、さらに大学評議会等において一部修正した後、承認されたものを、2015(平成27)年度の大学院要覧及びホームページに掲載した。

なお、2017(平成29)年度から法心理学専攻を犯罪心理学専攻に改組したことに伴い、犯罪心理学専攻における「駿大教育の指針」(3ポリシー)を新たに制定・公表している。

No.2 基準項目 5. 学生の受け入れ

「収容定員に対する在籍学生の比率が、法学部が0.89、心理学研究科が0.32と低いので、改善が望まれる」との指摘については、大学評価委員会で確認された対応方針を受け、まず、法学部では入学時における定員280人を、2017(平成29)年度には230人、2018(平成30)年度には220人まで、順次削減した。同時に法学部内では、オープンキャンパス等の機会を利用した受験生のニーズの分析、学生の希望進路に合わせたコース制の採用など様々な対応を行った。その結果、2017(平成29)年度には198人(定員230人)、2018(平成30)年度には271人(定員220人)、2019(平成31)年度は272人(定員220人)、2020(令和2)年度は261人(定員220人)となり、2020年度における在籍学生比率は、1.07と大きく改善した。

次に、心理学研究科における臨床心理学専攻については、2015(平成27)年度からディプロマ・ポリシーの内容を変更し、大学院ガイド及びホームページ等の広報媒体の記載内容にも変更を加え、志願者に対し、同専攻の特長をより具体的に理解してもらえるように努めた。

また、2015(平成27)年9月に成立した公認心理師法に対応するカリキュラム等の整備をいち早く適確に行い、同資格取得希望者に訴求することを目指した。さらに、法心理学専攻に関しては、2017(平成29)年度に犯罪心理学専攻に改組した。

もっとも、2019(平成31)年度における在籍学生数比率の状況は、心理学研究科全体として0.23にとどまっている。今後は、公認心理師の合格実績の向上、犯罪心理学を必要とする司法関係心理職の明示などを通じて、学生確保の取組みをさらに強化していく。

なお、本学は先述の「検討結果」の概評において、「大学評価時に提言の対象ではなかった法学部法律学科の編入学定員に対する編入学生数比率が低くなっているため、改善が望まれる」との指摘を受けている。これについては、改善報告書提出時の2018(平成30)年度入試における法学部編入の入学生は、定員10名に対し1名であったが、2020(令和2)年度入試では同じく定員10名に対し入学者は5名となっている。編入学者数は学部間のばらつ

きが大きいため、今後は、入学定員を実情に合わせて変更する必要性も認められる。

No. 3 基準項目 9. 管理運営・財務

「駿河台大学の財政健全化方針について」および「2013 年度予算の編成方針について」では、今後 5 年間の経営課題として、学部在籍生の減少による大幅な減収予測のもと、存続と成長のために帰属収支差額の黒字化を達成することを目標と定め、教育研究経費、管理経費および人件費の具体的な支出削減目標が示されているが、その目標の着実な達成のため、目標の達成状況の検証、見直しを年度ごとに実施するよう努められたい」との指摘については、大学評価委員会において確認された対応方針を基に、帰属収支差額の黒字化を達成させるため、理事長直轄の機関を設置し、財政健全化方針を理事会決定の上、毎年度の予算編成方針については、直近の決算状況等を踏まえ、経営戦略会議が主体となり、予算編成方針の見直しを行い、帰属収支差額の黒字化を目指した。

2014（平成 26）年度消費税問題に対応するため、2015（平成 27）年度学費改正等の決定、2015（平成 27）年度教員年齢の引き下げの制度化、手当の修正及び講師給の見直し等による人件費削減、「グランドデザイン」達成に向けた 2016（平成 28）年度の効果的な予算振替措置であるスクラップアンドビルド方針を決定した。更には、役員報酬・手当の削減及び教員執行担当コマ数の見直しを行った。

このような改革を行うに当たっては、財務状況の正しい理解と情報共有を図ることが重要であると考え、「全学研修会（財務）」を開催し、教職員の協力を求めた。また、2017（平成 29）年度予算編成方針については、改善姿勢が消極的であると指摘され、黒字化の目標に向けた財政基盤の立て直しに努めることが求められた。

この指摘に対して、本学では新学部を設置申請及び入学定員の充足化等に教職員が一体となり取り組んできた。その結果、2017（平成 29）年度より入学定員充足の改善が図られ、2018（平成 30）年度以降は全学部における入学定員の充足化が図られた。

「財務」については、人件費の見直し、管理経費の削減等支出全般の見直し、入学定員の充足化による収入増を図ったことで、2018（平成 30）年度は収入超過の結果に至った。2018（平成 30）年度以降は、基本金組入前収支差額は収入超過となり、帰属収支差額黒字化の目標も達成した。

3. 第 2 期認証評価以降、「改善報告書」提出まで全学的な改善取組体制

【2015 年 4 月～2018 年前半期】

本学では、自己点検評価の実施を目的として、先述のように大学評価委員会を設置している。同委員会は、教育職員・事務職員協働による改善に向けた大学全体の組織となっており、自己点検検証評価結果及び認証評価結果に基づく改善に関する連絡調整を行っている。

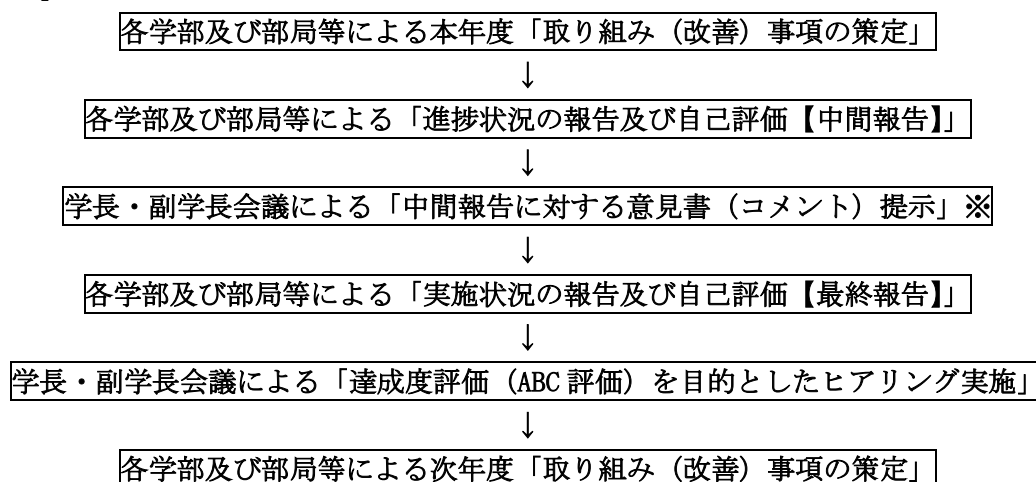
次に、大学の改善体制をより有効に機能させるため、上記の大学評価委員会の下に、自己点検評価分科会を設置している。構成員は、学長、副学長、学長補佐、法人局長、事務局長及び学務企画部長等とし、大学評価委員会の指示に基づき、「自己点検評価の内容に関する進捗状況の管理」及び「認証評価機関からの指摘事項等に対する対応と改善状況のチェック及び報告」等を主たる任務としている。

さらに、各学部及び部局等の自己点検評価を担当するために、各学部及び部局等に、大学

評価小委員会を設置している。特定の学部、もしくは部局等に関する事項は、大学評価委員会から自己点検評価分科会を通じて、大学評価小委員会に指示がなされており、「自己点検評価の実施、進捗状況の報告、認証評価機関からの指摘事項等に対する対応及び改善状況の報告」等を行うなど、自己点検評価、同評価に基づく改善のプロセスを機能させてきた。

また、本学の中期目標として設定された「グランドデザイン」（2期目となる現在は「グランドデザイン2021」）の実現に向けた各学部及び部局等による「アクションプラン」においても、大学評価結果における指摘事項を含めた大学の改善を図っている。なお、この「アクションプラン」に関する策定から評価までの一連のプロセスは、【図1】に示すとおりである。

【図1】



※事務部門は、意見書（コメント）提示ではなく、各報告段階において、理事長及び事務局長等によるヒアリングを実施している。

一例として、第2期認証評価における基準項目5「学生の受入れ」について挙げれば、「グランドデザイン2021」において、「学生募集力の強化」という項目立てを行い、各学部及び部局等が、その項目に関する具体的な対応・改善方策である「アクションプラン」を設定し、実行した。そして、その実施状況の検証及び評価については、中間報告及び最終報告を通じて、学長及び副学長等がコメントを提示し、さらにヒアリングを実施した上で、各学部及び部局等に伝達した。それを受けて、各学部及び部局等は、当該年度における各プランの達成度を測り、大学・学部等の改善に向けて、次年度の「アクションプラン」策定に活かすなど、PDCAを意識した改善に向けてのサイクルを構築の上、内部質保証の推進に取り組んできた。

なお、こうした「アクションプラン」については、ポータルサイト掲出により、全学的な共有が図られている。

4. 「改善報告書」以降、現在までの全学的な改善取組体制

【2018年後半期～現在】

第2期認証評価における指摘事項（改善勧告・努力課題）以外にも、大学評価結果の内容から、改善が必要と思われる事項に対して、積極的・機能的な取組みを行うため、内部質保

証システムのさらなる充実を図ってきた。

まず、全学レベル、組織レベル及び構成員レベルにおける PDCA サイクルを中心とした駿河台大学内部質保証システムモデルを構築し、学部や事務部署、さらには個々の教職員の活動などが本学の内部質保証システムの中で、どのような位置付けになるのかを明示し、大学評価、内部質保証に関する全学研修会等を通じて、周知を図った。

また、「本学は自らの責任において、教育活動・研究活動等の諸活動が高等教育機関として十分に適切な水準であることを保証するため、恒常的且つ継続的に質の向上を図る」とする「内部質保証に関する基本的方針」を制定した。

さらに、「駿河台大学内部質保証推進委員会規程」を制定し、これに基づき内部質保証に対する全学的責任を負う統括組織として「駿河台大学内部質保証推進委員会」を設置した。同委員会は、定期的な自己点検・評価活動及び第三者による点検・評価活動の結果を「グランドデザイン」をはじめ、教育研究組織及び事務組織における諸活動に適切に反映させることにより、PDCA サイクルを機能させ、内部質保証システムの推進・向上を図るために、関連部局に対して指示する権限を有する組織と位置付けられている。

なお、同規程において定められている各大学基準に対応した部会を、2020(令和2)年4月1日となる規定施行日前に機能させ、同基準における要件に対して、「充足確認」及び「未充足に対する対応」等を検討し、必要な場合には、所管部署・会議体等への対応を指示している。

その他、「グランドデザイン 2021」の着実な実行のため、その中間年度にあたる 2019 年度までのアクションプランのロードマップの進捗状況を検証し、2020～2021 年度への目標値の設定や項目の継続・休止・新設に向けて修正を図っている。また、中途退学防止、学習成果の可視化、教員業績評価の実施をはじめとする大学の質保証に関するいくつかの課題について、教職協働によるプロジェクトチームを形成し検討を重ねるなど、大学改革に向け、全学的な取組体制の下、不断の努力を行っている。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的を踏まえ、学部ごとに、また、研究科ごとに設定している人材育成その他の教育研究上の目的設定及び内容
評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的との関連性

「駿河台大学憲章」は、設立母体の「駿河台学園」の教育理念でもある「愛情教育」の理念を、本学の建学の精神として位置付けている（資料1-1【ウェブ】）。こうした愛情教育の精神は、「ひとりひとりの歩幅はちがう。ときに並んで歩き、ときに手を引く。我々は学生に対し愛情をそそぎ、真の教育を実践する。」と具体的に表現されており、「ひとりひとりの学生をありのままにみつめ、ひとりひとりの夢とその歩みを支援し自立を促す教育」を、教員との人格的触れ合いの中で実現し、学生の豊かな人間性をも育成していくことを目指している。

こうした大学の理念・精神に基づき、また、教育基本法及び学校教育法を踏まえて、本学の学則は、教育目的として、「徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際感覚を備えた有為の人材を養成し、学術、文化の向上・普及と併せて人類・社会の発展に寄与することを目的とする。」と定めている（資料1-2【ウェブ】）。

同様に、本学の大学院学則は、教育目的として、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている（資料1-3【ウェブ】）。

各学部及び各研究科において設定する人材育成その他の教育研究上の目的については、学部は上記学則第3条第2項において、また、研究科は上記大学院学則第2条の2において定められており、以下の表の通りとなっている。

学部及び研究科における教育研究上の目的

学部・研究科	教育研究上の目的
法学部	リーガルマインドを持って、社会事象を多角的かつ的確に把握し、社会に生じる諸問題を主体的に解決できる能力を備え、地域を始めとする社会の各領域で活躍する人材を育成する。
経済経営学部	経済学と経営学の両領域の知識と幅広い教養を活用し、地域社会の中核として諸活動を担う人材を育成する。
メディア情報学部	伝統的アナログメディアから最新デジタルメディア全般にわたり、情報の生産・流通・蓄積・再利用のための知識とスキルを涵養し、地域から世界に向けての情報発信に利活用できる人材を育成する。
現代文化学部	国際文化コミュニケーション・観光ホスピタリティ・スポーツ文化・スポーツキャリアの各履修コースを通じて、日本と世界の文化を学び、豊かな表現力と国際感覚を身につけた人材、

	観光がつくる人と人とのつながりを実践的に学び、地域や社会の中で生かせる人材、スポーツ文化を理解し、教育現場や地域社会で活躍できる人材、スポーツに情熱を持って取り組み、その経験を社会で生かせる人材を育成する。
スポーツ科学部	健康で文化的な生きがいのある生活を送ることができる社会を構築するために、スポーツ科学の理論的な知識に基づき教育研究をすることにより、学校、地域及びスポーツが関連する領域において、今日のスポーツの意義や価値をふまえ、健康の維持増進、生涯スポーツ時代の青少年のスポーツ教育又は地域の活性化に貢献することを目的とする。
心理学部	心理学を中心とした人間・社会に対する幅広い知識と教養を身につけ、地域社会に貢献できる人材を育成する。
心理学研究科	幅広い視点と心理学的専門性に裏付けられた知識と技能をもって、心の問題に実際に対処する専門家と共に、犯罪者・非行少年の矯正・更生の場での心理学的問題の理解と解決に貢献できる人材の養成
総合政策研究科	法学、経済学・経営学及びメディア情報学に関する専門知識・能力を有する職業人並びに地域的課題を総合的視点から实际的・実践的に解決しうる人材の養成

しかしながら、今日の社会においては、グローバル化が急速に進行し、地域社会の活性化も求められると同時に、学生の志向性及び価値観に変化が生じている現状に鑑み、本学では、既述の本学学則第3条第2項及び大学院学則第2条の2における教育研究上の目的に関する現在の定義を行っている。すなわち、本学の中期計画である「グランドデザイン2021」においては、「愛情教育」の精神の下、地域社会の諸活動の中で中核的役割を担う人材を育成することを目的としている（資料1-4【ウェブ】）。更に、本学のディプロマ・ポリシーでは、社会人基礎力及び専門的知識・技能の活用力を備え、地域社会の諸活動の中で中核的役割を担う幅広い人材を育成することを掲げている（資料1-5【ウェブ】）。「グランドデザイン2021」では、こうした社会人基礎力を「駿大社会人基礎力」と称し、その構成要素として、次の5つの力を具体的に明示し、学生による修得を目的としている。

「駿大社会人基礎力」の構成要素

基礎的な力	文章を適切に読み解くと同時に、論理的で、かつわかりやすい文章を書く力。目的に向けて情報源と情報収集方法を適切に選択し、必要な情報を集める力。
考える力	さまざまな角度から物事をみつめ、広い視野から筋道を立てて考える力。相手の話す内容、あるいは自分や相手の置かれている状況を適切に理解しながら、既存の枠組みを超えた新たなアイデアを生み出す力。
行動に移す力	目標に向かって行動を起こすことの価値を理解した上で、自ら行動を起こし、必要に応じて課題に柔軟に対応しながら、やりきる力。
協働する力	自分が相手に伝えたい内容をわかりやすく表現し、伝えるとともに、相手の要求を適切に理解して、それに応じたり、自分の意見を適切に主張したりすることによって、良好な人間関係を構築する力。集団の中で自分や周囲の役割を適切に理解し、互いに連携・協力して物事を行う力。
総合的な力	自分や自分の身のまわり、あるいは社会のあるべき姿と現状を適切に認識し、問題意識を持つ力。実現可能な目標を設定し、そこに至る方策を立てるなど問題解決に向けての努力を続ける力。

このように、各学部に通ずる教育研究上の目的を「駿大社会人基礎力」の育成という形で具体的に設定した上で、(1) 建学の精神と育成すべき人材像・教育目的に記したとおり、専門的な教育内容を踏まえた各学部の教育目的を設定することにより、大学の理念、目的と学部・研究科の目的の連関性を担保している。

建学の精神、教育研究上の目的及び「駿河台大学憲章」を踏まえて、本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが策定されている。

以上のように、本学の理念・目的は適切に設定されており、それを踏まえ、教育目的の現代的意義も明示されるなど、各学部及び研究科の目的も適切に設定されていると言える。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部ごとに、また、研究科ごとに設定している人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

点検・評価項目①において触れているように、「愛情教育」の精神については、「駿河台大学憲章」に明示し、教育研究上の目的については、学則及び大学院学則に明示している。こうした建学の精神及び教育研究上の目的に関して、対外的周知及び公表手段としては、本学ホームページ上に「愛情教育」の精神とともに、「駿河台大学憲章」及び「グランドデザイン2021」等を掲載するなど、社会に広く発信している（資料1-1【ウェブ】、資料1-4【ウェブ】）。さらに、大学ポートレートにも掲載し、統一されたフォーマットにより情報を公開するなど、対外的発信を強化している（資料1-6）。

また、対内的周知及び公表手段としては、年度初めの全学合同会議において法人及び大学の運営方針について言及するとともに、学部のファカルティ・ディベロップメント（FD・SD）会議において折に触れて言及することで、建学の精神・教育理念の周知を図っている。加えて、近年では、新たに入职した教職員についても、入职時に「新任教職員研修会」を実施の上、学長から「愛情教育」の理念について説明している（資料1-7）。

さらに、学部学生に対しては、入学式における学長からのメッセージにて、建学の理念に言及するだけでなく、各学部の履修ガイドに「駿河台大学憲章」を掲載し、新入生のガイダンスでも「愛情教育」の説明を行っている（資料1-8）。とりわけ、「愛情教育」の内容については、各建物の入り口付近や教室に額装した「駿河台大学憲章」を掲げることで、学生のみならず父母、関係者に周知している。

同様に、研究科においても、刊行物である大学院ガイド及び大学院要覧を通じて、大学院生に周知が図られている（資料1-9【ウェブ】、1-10）。

以上のように、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的は、学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示され、多様な機会・媒体を通じて、教職員及び学生に対して適切な周知がなされるとともに、社会に対しても公表が図られていると言える。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を含む将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

2014（平成26）年における第2期認証評価受審の結果、「大学適合」とはなかったものの、3つの努力課題及び1つの改善勧告の指摘がなされている（資料1-11【ウェブ】）。

本学では、こうした大学評価（認証評価）結果における「大学に対する提言」部分だけではなく、「総評」部分からも改善要素を読み解き、各基準に対応した部会において定期的な検討を重ね（資料1-12）、将来を見据えた中・長期計画及び諸施策等の対応を行ってきた。

点検・評価項目①で触れたように、2016（平成28）年末策定の5ヶ年計画である「グランドデザイン2021」においては、前版の「駿河台大学グランドデザイン」の検証によって明らかになった諸課題も念頭に、①地域の中核的人材の育成、②地域の発展への貢献、③地域の活性化への貢献をミッションとし、これらを実現するため、「教育力」「就業力」「学生支援力」「地域力」「研究力」の5つの「力」を構築・強化し、駿大ブランドを確立するとともに、「学生募集力」を強化し、経営基盤の安定を図っている。

「グランドデザイン2021」では、5つの「力」を実現するための具体的方策を定めており、さらに、駿大ブランド確立のための基盤を整備するため、「教学ガバナンスの推進」を掲げ、自己点検・評価の実施及び外部評価の受審、適切な情報公開、教職協働の推進、効率的な教学運営体制の確立、教員評価制度の整備に関する方策を示している。

こうした目標を実現するため、毎年度、学部、研究科・専攻及びセンターの教学部門だけでなく、事務部署もアクションプランを策定の上、「グランドデザイン2021」を実現するための方策と目標を設定している（資料1-13、1-14）。教学部門については、学長・副学長会議が、アクションプランの実施状況と成果について、書面及びヒアリングによる評価作業を行い、次年度の改善につなげることとし、事務部門では、経営企画室が、同様に、書面及びヒアリングによる評価作業を行うことで、確実に改善・改革が実現可能となる仕組みを構築している。

さらに、「グランドデザイン2021」の目標達成に向けて、数値目標を含めたロードマップを作成し、「グランドデザイン2021」の中間期には、その進捗状況を踏まえて点検作業を行い、必要に応じて計画の修正を行っている（資料1-15）。

以上のように、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、本学としての将来を見据えた中期計画である「グランドデザイン2021」を策定するとともに、アクションプランのサイクルにより目標実現に向けた取り組みを行うなど、適切な対応を行っていると言える。

(2) 長所・特色

建学の精神である「愛情教育」に基づき、中期計画として「グランドデザイン2021」が策定されている。これにより、本学の教育の質の向上に向け、実現すべき目標が具体的に示さ

れ、これを受けて各学部、研究科、センター及び事務部署の取組をアクションプランとして策定することが可能となっており、また、数値目標を含めたロードマップにより、各部門が数値目標の実現に向けて計画的に取り組み、達成状況等の振り返りを踏まえて、次年度以降の目標・計画設定を行うことが可能となっている。

建学の精神及び教育理念を確実に実現する適切なプロセスとして確立されていると言える。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

人材育成の理念・目的及び教育・研究の目的は適切に設定されており、その内容も学則等に規定され、対外的及び対内的周知も図られている。また、建学の精神に基づく中期計画が設定され、これに依拠した各部門による具体的且つ計画的な目標設定・実行・検証・改善を行う方法も確立されている。

今後は、こうした取組みに関する内容及び成果を可視化させることで、より一層適切な検証を行い、引き続き、本学における教育の質の向上を図る。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：内部質保証に関する大学の基本的な考え方及び全学的な方針の明示
評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

内部質保証に関する本学の基本的な考え方及び全学的な方針に関しては、「駿河台大学内部質保証方針」を策定し、以下のとおり「内部質保証に関する基本的方針」として明示している（資料2-1【ウェブ】）。

内部質保証に対する全学的責任を負う総括組織として、「駿河台大学内部質保証推進委員会規程」に基づき、「駿河台大学内部質保証推進委員会」を設置している（資料2-2 第2条）。同組織は、定期的な自己点検・評価活動及び第三者による点検・評価活動の結果を学校法人駿河台大学の中期計画である「グランドデザイン」をはじめ、教育研究組織及び事務組織における諸活動等に適切に反映させることにより、全学レベル、組織レベル（学部・研究科等）及び構成員レベル（教員・事務職員）におけるPDCAサイクルを機能させ、内部質保証システムの推進・向上を図るために、関連部局に対して指示する権限を有している（資料2-2 第4条）。

「内部質保証方針」の「内部質保証体制における自己点検・評価活動」において、内部質保証の全学的な責任部署と推進体制、自己点検・評価の取組み等の方法や内容、学内諸組織との役割分担と実施体制の整備を「駿河台大学内部質保証全体概念図」の通り明示している（資料2-3【ウェブ】）。

これらの本学の内部質保証に関する基本的な考え方、方針及び「駿河台大学内部質保証全体概念図」に集約される概念は2019（令和元）年11月開催の全学研修会（大学評価）において、全教職員に明示されるとともに大学ホームページにおいて公表されている。全教職員を対象とした全学研修会（大学評価）は2019（令和元）年11月には対面で、2020（令和2）年11月には新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大状況に鑑み、オンラインにより開催し、定期的な全教職員への情報の共有に努めている（資料2-4、資料2-5）。

自己点検・評価活動に基づく最終的な評価結果については、全学的情報共有を図るとともに、大学公式ホームページを通じて公表し、高等教育機関としての社会的責務を果たしている。

また、単なる情報共有にとどまらず、改善のPDCAサイクルを有効に機能させることを目的として、全学研修会をはじめ、学部FD・SD会議等定期的な組織的活動を通じて、本学の構成員である教職員個人に対しても、教育活動・研究活動等に関する質保証の担い手としての自覚を促す機会をもっている（資料2-1【ウェブ】）。



〈出典：駿河台大学ホームページ 内部質保証の推進〉

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備
 評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成の適切性

本学における内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織体制は、「経営戦略会議」を筆頭に「学長・副学長会議」及び「内部質保証推進委員会」等が担っており、これらの役割分担は概ね次のとおりである。

「経営戦略会議」は、大学の設置者たる法人の中核組織であり、理事長が議長を務め、以下、学長、副学長、法人局長、大学事務局長、経営企画室長及び各事務部長等により構成されている。大学の経営戦略及び将来計画に関すること、広報戦略に関すること、全学的な教育・研究組織、予算及び施設に関する重要事項等を協議する場であり、法人の意思決定に向けた協議機関である（資料2-6）。

同会議における内部質保証の推進の一例として、中期計画である「駿河台大学ブランドデザイン」の策定及びその実現に向けた取組みである「アクションプラン」の策定と実行に関する年度ごとのヒアリングや評価を行うことを通じて、全学的な取組みに関する改善・向上を着実に進捗させる役割を担っている点が挙げられる（詳細は「点検・評価項目③」に記述）。

「学長・副学長会議」は、法人と教学をクロスオーバーさせた協議機関であり、学長が議長を務め、以下、副学長、学長補佐、法人局長、大学事務局長及び教学の事務部長等が協議を行う場であり、概ね月に3～4回開催している。これは、主に日常生じる教学上の諸問題

に関する協議のほか、改善・向上実現のためのより具体的な対策の検討を法人と連携しつつ機動的に行える場となっている。また、構成員の多くは、「内部質保証推進委員会」や「自己点検評価分科会」の構成員に就くという有機的な連携を意識した工夫により、改善・向上に必要な課題を共有し、その対策を実行に移すために教育研究組織及び関連事務部署はもとより、理事会、経営戦略会議との連携をも行っている。

これらに加えて、内部質保証の推進、自己点検・評価や大学認証評価に関する取組みに主眼を置いた全学的な組織として、「内部質保証推進委員会」を設置している。

内部質保証推進委員会は、2020年（令和2）年度に制定された「駿河台大学内部質保証方針」の下、「駿河台大学内部質保証推進委員会規程」に基づき、従前の「大学評価委員会」を改編の上、より権限を明確にした内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として設置された（資料2-2）。本委員会の構成員は、学長を座長とし、以下、副学長、学部長、研究科長等の教学部門の責任者及び法人・事務部門の執行責任者であり、教学面では、部局長会議の構成員と同一である。このことにより大学全体及び各学部・研究科の取組み並びに改善状況を把握することが可能となっている（同規程第3条）。また、同委員会の権限として「本学における内部質保証の推進・向上を図るため、関連部局に対して指示する権限を有する」

（同規程第4条）のもと、構成員たる各学部長、研究科長等教学部門の責任者を通じて各組織における組織レベルでのPDCAサイクルを機能させる体制をとっている。その任務は、同規程第5条に規定するとおり「内部質保証の推進、内部質保証に係る自己点検評価、認証評価機関による大学評価及び外部の第三者による評価等に関して必要な事項をつかさどる」ことである。

また、本委員会の下部組織として「自己点検評価分科会」及び大学基準協会が定める「10の基準」に対応する「基準部会」を設けている。「自己点検評価分科会」の構成員は、大学執行部構成員とほぼ同一であり、教学、法人・事務部門の責任者が統括し、大学全体を視野に入れるとともに、より機動的に対応できる体制となっている（同第6条）。

「内部質保証推進委員会」、「自己点検評価分科会」及び「基準部会」のそれぞれの役割は、親委員会である「内部質保証推進委員会」が、大学の設置者たる法人の中期計画等を踏まえて全学レベルのPDCAサイクルを検証し、機能させることである。「自己点検評価分科会」は、認証評価及び第三者による評価に関するより具体的な個別事案や実務レベルの対応を、さらに「基準部会」は、自己点検・評価報告書の作成を視野に入れた大学基準協会の10の基準に特化した対応に基づく現場レベルでの課題の洗い出しをそれぞれ担っている。

「内部質保証推進委員会」における内部質保証の推進を行った一例として、次の取組みが挙げられる。新型コロナウイルス感染症拡大下における諸対策に関して、「学長・副学長会議」が主体となり、本学の教育・研究を中心とした諸活動の質を維持し、円滑に行うために「基本方針」を策定し、公表した（資料2-7、資料2-8）。これについて、緊急下における内容としての妥当性の検証を「内部質保証推進委員会」において後日行った（資料2-9）。

以上のように、本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、「経営戦略会議」をはじめ、同会議が打ち出す中期計画等を踏まえて「学長・副学長会議」及び「内部質保証推進委員会」が内部質保証に関する種々の取組みを検証し、改善・向上させる組織として位置付けられており、責任ある体制として適切に整備している。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生受け入れ方針の策定のための基本的な考え方
評価の視点 2：方針及び手続に基づく全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点 3：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点 4：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点 5：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学では、大学全体として、また、各学部が独自に掲げる学位授与方針（ディプロマ・ポリシー：DP）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー：CP）、そして学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー：AP）を策定している。それら3つのポリシーに共通する教育目標として、最終的には「駿大社会人基礎力」を修得させることに加え、所属学部それぞれにおける専門的知識・技能の活用力を身につけた学生を広く社会へと輩出することを高等教育機関としての本学の使命としている（資料2-10【ウェブ】、資料1-5【ウェブ】、資料2-11【ウェブ】、資料2-12【ウェブ】、資料2-13【ウェブ】、資料2-14【ウェブ】、資料2-15【ウェブ】、資料2-16【ウェブ】）。これら3ポリシーの策定に際しては、学則において、大学全体として養成する人材像「建学の精神に基づく人材像」を明示（第1条）するとともに、各学部において「教育目的・教育研究上の目的」で育成する人材像を明示（第3条第2項）している（資料1-2【ウェブ】）。これに基づき、大学及び各学部等の学位授与課程ごとの3ポリシーを策定している。

本学では、2013（平成25）年に「駿大教育の指針（学部・大学院）」（当時）として3ポリシーを定め、その後必要に応じて改正を行っている。策定のための全学としての基本的な考え方は、中央教育審議会大学分科会大学教育部会による「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（2016（平成28）年3月）を踏まえて策定している。

教育のPDCAサイクルを機能させる仕組みは、全学的には「駿河台大学内部質保証方針」のもと、「経営戦略会議」が策定する中期計画等を踏まえて、「内部質保証推進委員会」及び「学長・副学長会議」を中心に内部質保証システムが有効に機能するよう構築してきた。既述のとおり、同委員会・同会議の構成員は学長を座長とし、以下、副学長、学部長、研究科長等の教学部門の責任者及び法人・事務部門の執行責任者であり、教学面では、部局長会議の構成員と同一としている。

全学レベルの取組みの一例として、本学における、2017（平成29）年度からの中期計画（5年）である「グランドデザイン2021」の実現に向けたアクションプラン策定・実行・評価・検証プロセスでは、実施初年度から中間期の3ヶ年度までは、各学部・研究科・センター等における年度の「アクションプラン」の検証に際し、各学部長・研究科長・センター長等と評価者である学長・副学長が一堂に会し、各学部の優れた取組みのほか改善点等を相互

に確認することによって、自身の学部や大学全体の今後の取組みに反映させることを目的とした合同ヒアリングを実施した。同中期計画の中間検証を踏まえ、後半期の2年、すなわち2020年度及び2021年度は、最終年度に向けてより達成度を高めるため、プラン設定時に学部・研究科・センター別の個別ヒアリングを実施している（資料2-17）。

また、全ての事務部署における「アクションプラン」の検証に際しては、各事務部署の管理職である部長・次長・課長等と、評価者である理事長をはじめ法人局長・大学事務局長等による年度ごとの目標設定の妥当性及び結果に対する評価のためのヒアリングを行っている（資料2-18）。

これらのヒアリング・評価結果に基づく毎年度の達成度は、学部・研究科・センター及び各事務部署が策定する「アクションプラン」の遂行の度合いにより検証される。その検証の過程は、教育力、就業力、学生支援力、地域力、研究力に関連した、学部・研究科・センター及び各事務部署による「アクションプラン」の提出に始まり、「中間経過報告の提出」と「中間経過報告に対する（評価者（理事長・法人局長・大学事務局長並びに学長・副学長等）からの）コメント・要望の受取り」「最終結果報告の提出」「評価者によるヒアリング」「最終結果報告に対する評価」という一連の手続を踏むことになっており、この過程は客観性、妥当性を有する単年度のPDCAサイクルの体現と捉えることができる（資料1-13）。

組織レベルの取り組みの一例として、各学部・研究科・センター等における教育研究活動の点検・評価及び改善・向上を目的に「学生による授業アンケート」・「担当科目の「F」評価率」・「クレーム」等における要指導教員に対し、学部長・センター長等を中心とした組織レベルの執行部において、数値等のエビデンスに基づき、ヒアリング・面談等の対応を行っている（資料2-19【ウェブ】、資料2-20）。

また、こうした取組みに加えて、各学部では、学部長をはじめ教務委員長や入試委員長等に事務部署の当該学部担当職員を加えて行う「執行部会議」をほぼ通年で毎週開催し、日常発生する諸課題のほか、学部の教育研究組織の現状分析、カリキュラムの妥当性、学生のニーズ及びその他喫緊の課題等について確認、分析、協議等を行っている。加えて、「本学教員の教育研究活動の質的向上を図る」ことを目的に、所属学部全教員による「学部FD・SD」及び「研究科（専攻）FD・SD」を概ね月1回のペースで定期的に開催し、絶えず教育研究内容の検証を試みている（資料2-21、資料2-22）。

個人レベルの取り組みの一例として、教員業績評価制度（試行）を策定し、所属教員の教育研究活動の計画時と検証時に組織ごとに面談（年2回）を実施している。それを踏まえ、現在、処遇そのものには反映していないが、同評価制度に基づく特別手当の支給制度（プロフェッサー・オブ・ザ・イヤー賞、ティーチャー・アワード）を設けている（資料2-23）。同様に、研究業績評価制度については、過去3ヶ年分の研究業績を評価し、2018年度研究費支給分から傾斜配分している（資料2-24）。なお、2021（令和3）年度より、教員評価制度の本格導入に向けて検討・制度整備中であり、賞与の一部について評価結果を反映させる方向で進めている。

文部科学省からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）については、開学以来、対応は適切に行っており、直近の例では、2017（平成29）年度設置の大学院心理学研究科犯罪心理学専攻について、「設置計画履行状況等調査の結果について（平成30年度）」では「指摘事項が付されなかった大学等」となり、学年進行2年間ともに指摘事項が付されることなく

完成年度を迎えている（資料 2-25）。

大学基準協会による第 2 期の大学評価（認証評価）結果の指摘事項（「努力課題」3 点、「改善勧告」1 点）については 2018 年 7 月に「改善報告書」を提出し、翌 2019 年 5 月に「改善報告書検討結果（駿河台大学）」を受理し、今後の改善経過について再度報告を求めた事項「なし」との検討結果を得ている（資料 2-26）。しかし、これを以て点検・評価作業を緩めることはなく、「自己点検評価分科会」のもとに置く「基準部会」が中心となり、上記の指摘事項についてはもちろん、指摘事項以外の改善点を含めて「駿河台大学に対する大学評価（認証評価）結果」の文言から読み解き、自己点検し改善を続けている。あわせて「第 9 回自己点検・評価報告書」において問題点として抽出した事項についても同様に対応し、今回の「第 10 回自己点検・評価報告書」に繋げている（資料 2-27）。

「こうしたプロセスにより見いだされた改善事例の一つとして、「駿大社会人基礎力」の測定が挙げられる。従前までの取組みに対するルーブリックや授業アンケートの分析等を通じて、駿大社会人基礎力が必ずしも十分に積みあがっていないことやルーブリック評価が主観的な評価であること等の課題が明らかになった。その改善策として、基礎的・汎用的能力の測定について、より客観性を持たせるべく、従来の 1 年次に加え 3 年次のキャリア教育科目の中で PROG テストを導入・実施することで成長度を測定したり、2021（令和 3）年度から駿大社会人基礎力 Ver. 2 への改定を行い、ルーブリック指標についてもより客観的な測定ができるように改めることとしている（資料 2-28）。

このようなプロセスについては、「自己点検評価分科会」が客観性、妥当性の観点から改善状況をチェックし、「内部質保証推進委員会」に報告した上で、必要に応じて各組織に指示を行う体制となっている（資料 2-29、資料 2-30）。

また、外部有識者による第三者評価を積極的に実施し、2018 年度、2019 年度については、教育関連機関・地方自治体による「本学 3 ポリシーに対する評価報告会」を実施し、点検・評価における客観性、妥当性の確認を行った。2020 年度については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大への対応として、10 月に実施を延期し、書面及びメールにて実施している（資料 2-31、資料 2-32）。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

教育研究活動については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく「教育情報の公表」として、2014（平成 26）年度から 2019（令和元）年度までの 6 ヶ年分の教員評価報告書を大学ホームページにおいて公表しており、更に、教員の教育研究業績については、教員自らが「研究業績プロ」（研究業績管理システム）を更新することを通じ、大学ホームページ上で公開している（資料 2-33【ウェブ】、資料 2-34【ウェブ】）。

自己点検・評価結果については、学校教育法第 109 条及び学則第 2 条の 2 に基づき、本学の自己点検・評価活動の結果である「駿河台大学自己点検・評価報告書」1997（平成 9）年度から 2017（平成 29）年度までの 9 回分を本学ホームページにおいて公表している（資料 2-35【ウェブ】）。

このうち、2007（平成 19）年度には「第 4 回自己点検・評価報告書」を基に、また 2014（平成 26）年度には「第 7 回自己点検・評価報告書」を基に、大学基準協会による 2 度の認証評価を受審し、同協会の基準に「適合」するものと認められた。この第 2 期認証評価結果についても大学ホームページにおいて公開している（資料 1-11【ウェブ】）。

法人ならびに大学の財務状況報告（事業報告書、財務の概要（資金収支・事業活動収支計算書・貸借対照表・財産目録、監事監査報告書））及び決算書類については、2015 年度から 2019 年度の過去 5 ヶ年分を大学ホームページに公表している（資料 2-36【ウェブ】）。

また、「駿河台大学 NEWS」に前年度の決算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）と概要説明を掲載し、学生及び保証人を中心としたステークホルダーへの説明責任を果たすとともに、学校法人としての公共性と透明性の向上に努めている。（資料 2-37【ウェブ】、資料 2-38【ウェブ】）

上記諸情報の更新については、経営企画課が所管し、変更があった際に速やかに更新を行う体制をとっている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価 評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価 評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学基準協会による第 2 期認証評価での内部質保証に関する指摘事項、また、「第 9 回自己点検評価報告書」での、内部質保証に係る問題点の抽出を踏まえ、2018 年度以降「大学評価委員会」及び「自己点検評価分科会」を定期的に開催し、検証を行っている（資料 2-31、資料 2-32）。この全学的な自己点検・評価活動を通して定着した「大学評価委員会」（2020（令和 2）年 4 月より「内部質保証推進委員会」）、「自己点検評価分科会」及び「基準部会」を基礎に、その都度の改善状況を点検・評価する活動を進めている。その過程で「指摘事項・問題点」等への迅速な対応を目的に、「内部質保証推進委員会」設置前の 2019（令和 1）年 9 月から第 3 期認証評価を想定して、大学基準協会が定める「10 の基準」に対応する部会を前倒しでスタートさせ、内部質保証の組織的・実質的機能を軌道に乗せる試みを行っている。これは、第 3 期認証評価を受審するにあたり、自己点検・評価報告書の作成を視野に入れた対応のみならず、10 の基準の視点から本学における内部質保証システム自体の改善・向上に向けた局所的な提案をも行うことを期したものである。

また、全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性の点検・評価は、「内部質保証推進委員会」が、本学の中期計画である「駿河台大学グランドデザイン」に基づく年度ごとの「アクション

ンプラン」の検証結果等を参考とし、中期計画策定の主体となる「経営戦略会議」（法人の意思決定に向けた協議機関）と連携をとりつつ進捗させていく。さらに内部質保証システムそのものの適切性について、既に定例化している学外からの意見を聴取する第三者評価を用いて意見を聴取し、改善すべき点があれば積極的に対応する考えである。

以上のことから、本学では、2020（令和2）年4月に旧大学評価委員会を改編して新たに内部質保証推進委員会を設置し、「駿河台大学内部質保証方針」を策定したところであり、内部質保証システム自体の適切性について定期的に点検・評価を行うべく改革を進捗させている最中にあると言える。

(2) 長所・特色

第2期認証評価における「駿河台大学に対する大学評価（認証評価）結果」の指摘事項・問題点および「第9回自己点検評価報告書」で抽出された問題点への自己点検・評価活動の成果として、自己点検・評価活動のより一層の活性化と内部質保証体制の整備、精緻化と信頼性の向上を目的に「内部質保証推進委員会」を設置した。これにより、全学レベルでの学長のガバナンスに基づく教学マネジメント体制の強化による内部質保証システムのPDCAサイクルが明確化されるとともに、組織レベル、構成員レベルでの内部質保証のPDCAサイクルや活動の活性化を図っている。

(3) 問題点

自己点検評価活動を通じ、「内部質保証推進委員会」を中心とした、学内の内部質保証システムの基盤を構築することができたことは大きな成果である。しかしながら、内部質保証システム構築の初年度であるため、同システムが、全学レベル、組織レベル、構成員レベルの各レベルにおいて、「十分に機能している」と言えない側面も存在している。それ故、今後は、「教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセス」として、PDCAサイクル等を適切・着実に機能させ、内部質保証システムの質向上をより一層図るなど、内部質保証を本学の「文化」にまで定着させることが課題であると言える。

(4) 全体のまとめ

本学では、第2期認証評価での指摘事項および「第9回自己点検評価報告書」で抽出された問題点の自己点検・評価から課題を解決するべく、2020年4月に「駿河台大学内部質保証方針」及び「駿河台大学内部質保証推進委員会規程」を制定の上、「内部質保証推進委員会」を設置し、PDCAサイクルを恒常的・継続的に推進するための内部質保証体制の基盤整備を行った。この基盤整備により、「駿河台大学グランドデザイン2021」において掲げられた5つの力（教育力・就業力・学生支援力・地域力・研究力）がさらに推進されていくこととなる。

上記のように、本学は内部質保証体制の基盤整備を着実にいき、さらなる改善に向けて継続的にPDCAサイクルを機能・推進させているといえる。

第3章 教育研究組織

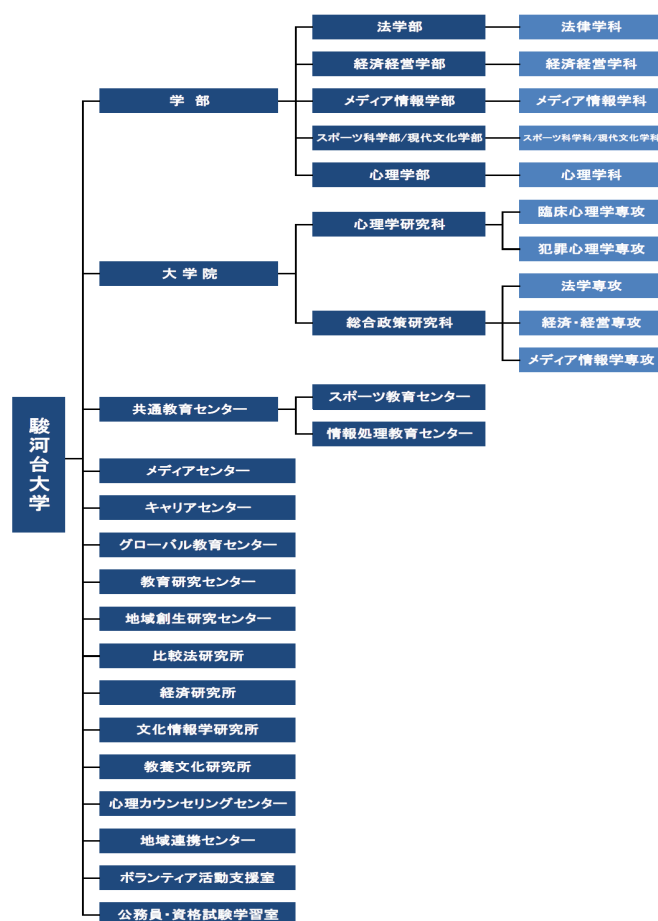
(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成との適合性
 評価の視点2：大学の理念・目的とセンター及び附置研究所等の組織の適合性
 評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く地域社会等への配慮

本学を構成する学部・学科及び大学院研究科・専攻ならびに附置研究所・研究センターの設置状況は、教育研究組織図の通りである（大学基礎データ表1、資料3-1【ウェブ】）

〔図3-1〕教育研究組織 組織図（令和2年5月現在）



出典 駿河台大学ホームページ 駿河台大学について 大学の概要 教育研究組織図

駿河台大学は、建学の精神である「愛情教育」の下、学則第1条に示すとおり、「広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際的感覚を備えた有為の人材を養成し、学術、文化の向上・普及と併せて人類・社会の発展に寄与すること」を主たる目的として掲げ、1987（昭和62）年に設立された（資料1-2【ウェブ】）。

本学は、こうした理念・目的を具現化させるため、2020（令和2）年5月現在、法学部法律学科、経済経営学部経済経営学科、メディア情報学部メディア情報学科、スポーツ科学部スポーツ科学科、心理学部心理学科の学士課程5学部5学科（募集停止の現代文化学部現代文化学科を除く）及び心理学研究科（臨床心理学専攻、犯罪心理学専攻）、総合政策研究科（法学専攻、経済・経営学専攻、メディア情報学専攻）の大学院修士課程2研究科5専攻を有する文科系総合大学としての教育研究組織を編成している（大学基礎データ表1）。

<学部・研究科の構成>

（法学部法律学科）

法学部法律学科は、本学が法学部のみの単科大学として設立された経緯から、大学設立時における大学の教育理念・目的がそのまま学部の教育理念・目的となり、その理念・目的の下に、学部固有の教育目的として、学生一人ひとりに豊かな人間性と人権感覚に充ちたリーガルマインド（法的思考）を身に付けさせることを掲げた。

今日では、少子高齢化現象、雇用環境の変化、経済成長の停滞及び各社会階層における多様化等に象徴されるように、我が国を取り巻く社会経済情勢の変化を考慮し、組織の点検及び教育目的の見直し等を行った帰結として、「リーガルマインドを持って、社会事象を多角的かつ的確に把握し、社会に生じる諸問題を主体的に解決できる能力を備え、地域を始めとする社会の各領域で活躍する人材を育成する」ことを教育研究上の目的と位置付け、社会的変化に対して常に適切な対応を心掛けている（資料1-2【ウェブ】第3条第2項第1号）。

（経済経営学部経済経営学科）

経済経営学部経済経営学科は、1990（平成2）年に前身となる経済学部（経済学科、経営情報学科）が設置されて以降、学生のニーズが経済学と経営情報学の両分野を幅広く学習する志向性へと推移していく中、組織として対応するため、2007（平成19）年に経済学部を「経済経営学科」の1学科に改組した。さらに、人材育成に関する社会の要求に対応するため、2013（平成25）年に学部改組を行い「経済経営学部経済経営学科」を設置した（大学基礎データ表1）。このような状況を踏まえて、教育研究上の目的を、「経済学と経営学の両領域の知識と幅広い教養を活用し、地域社会の中核として諸活動を担う人材を育成する」と位置付け、社会の変化に対して、適切に対応している（資料1-2【ウェブ】第3条第2項第2号）。

（メディア情報学部メディア情報学科）

メディア情報学部メディア情報学科の母体は、1994（平成6）年に設置された文化情報学部（文化情報学科、知識情報学科）である。文化情報学部は、設置当時わが国初の学部であり、「情報資源の蓄積と情報財の流通」の専門家である「情報メディアエイト」の育成を図

ることを目的としていた。以降、情報メディア技術の急速な発展に伴い、2006（平成 18）年には、インターネットの急速な進展等に対応し、情報のストックに関する側面を文化情報学科で、フローに関する側面を知識情報学科に分類し、新設の「メディア情報学科」で扱うべく改組を行った。しかしながら、その後、情報化社会の更なる進展に伴い、従来の出版、放送の枠を超えて、インターネットと融合するクロスメディアの世界が出現するに至り、情報メディアが融合化する状況に対して、総合的、かつ、柔軟に対応し得る人材を育成するため、2 学科 5 コースであった文化情報学部を 2009（平成 21）年に 1 学科 3 コースの「メディア情報学部メディア情報学科」に改組した（大学基礎データ表 1）。このような状況を踏まえて、教育研究上の目的を、「伝統的アナログメディアから最新デジタルメディア全般にわたり、情報の生産・流通・蓄積・再利用のための知識とスキルを涵養し、地域から世界に向けての情報発信に利活用できる人材を育成する」こととして位置付け、社会の変化に対して、適切に対応している（資料 1-2【ウェブ】 第 3 条第 2 項第 3 号）。

（スポーツ科学部スポーツ科学科）

スポーツ科学部スポーツ科学科は、2020（令和 2）年 4 月に新設された学部である（大学基礎データ表 1）。2011（平成 23）年 6 月公布の「スポーツ基本法」が一つの社会的契機となり、生涯にわたる健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくみ、共生社会、健康長寿社会、経済・地域活性化を実現することが求められるようになり、スポーツはその実現に大きく貢献することが期待されるなど、社会的背景が大きく変化してきた。具体的には、国内各所における人口減少による地域や産業の衰退に対する国や地方自治体の施策の一環として、スポーツの成長産業化を掲げる傾向が顕著となった。特に本学の所在地である埼玉県飯能市から「地域振興や人口構成問題における喫緊の課題解決のためにも当該自治体の課題を選定し解決できる能力を有した人材の育成・輩出」の要望もあり、スポーツ科学部スポーツ科学科の設置に至ったものである（資料 3-2 pp. 2～4「1. 設置の趣旨及び必要性」参照、資料 3-3）。このような状況を踏まえて、教育研究上の目的を、「健康で文化的な生きがいのある生活を送ることができる社会を構築するために、スポーツ科学の理論的な知識に基づき教育研究をすることにより、学校、地域及びスポーツが関連する領域において、今日のスポーツの意義や価値をふまえ、健康の維持増進、生涯スポーツ時代の青少年のスポーツ教育又は地域の活性化に貢献する」こととして位置づけ、社会の変化や地域の要請に対応している（資料 1-2【ウェブ】 第 3 条第 2 項第 5 号、資料 3-2 pp. 4「1. 設置の趣旨及び必要性」参照）。

（現代文化学部現代文化学科）※2019 年 4 月入学を以て募集停止

現代文化学部現代文化学科の母体は、人文科学の領域において国際化という時代の動向に配慮した教育の実現を目的として 1997（平成 9）年に開設された現代文化学部比較文化学科である。2003（平成 15）年には、複雑化する「現代」と対峙する必要性から心理学科の増設を行い、2 学科体制となった。その後、さらなる社会環境の変化に対応するべく、2009（平成 21）年に心理学科を心理学部に改組するとともに、「現代文化学部現代文化学科」への改組を行い、「スポーツ文化コース」を含む複数のコースを設けるに至った。その後、2011（平成 23）年 6 月に「スポーツ基本法」が公布されるなど、生涯にわたる健全な心身を培い、

豊かな人間性をはぐくみ、共生社会、健康長寿社会、経済・地域活性化を実現することが求められる社会へと大きく変化しつつある背景に鑑みて、現代文化学部とは全く異なる設置の趣旨・学問領域を持つ「スポーツ科学部」を新たに設置して本学におけるスポーツ関連分野の教育・研究の役割を譲ることとし、2019年4月入学（3年次編入は2021年4月入学）を以て募集停止とした。

（心理学部心理学科）

心理学部心理学科は、前述の現代文化学部にて2001（平成13）年に設けられた「心理・人間コース」を母体としている。その後、多様化する心理学に対する社会及び学生のニーズに応えるべく、2003（平成15）年に心理学科として学科へ昇格させ、さらに、2009（平成21）年の学部・学科改組により心理学部心理学科へと学部へ昇格、発展したものである（大学基礎データ表1）。設置当初の現代文化学部の教育理念は、文化創造の主体である「個人」の理解を内包したものであったが、情報社会化及びグローバル化により価値観が多様化した現代社会においては、文化やその創造過程を理解するに当たって、個人の心理や行動のメカニズムを科学的・実証的に扱う心理学的アプローチがより重要であると認識されるようになってきた。

このような時代的变化を考慮し、心理学部心理学科では、心理学的手法を用いて自ら社会状況を把握し、解決方法を見出す能力を学生一人ひとりが習得することを目指すと同時に、心理学部が現代文化学部を母体とする経緯を意識しつつ、心理学は幅広い人間理解の一分野であるという認識に基づき、人間に対する文化的視点の重要性を認識した教育を行うように配慮している。さらに、大学教育に対する、近年の社会的要請である人格形成・基礎教育の充実への期待が高まっている社会的状況に鑑み、心理学・人間学の知識の教授に加えて、十分な社会的スキルと広い教養を身につけ、社会の発展に貢献できる人材の育成をも目指している。このような状況を踏まえて、教育研究上の目的を、「心理学を中心とした人間・社会に対する幅広い知識と教養を身につけ、地域社会に貢献できる人材を育成する」として位置付け、社会の変化に対して、適切に対応している（資料1-2【ウェブ】第3条第2項第6号）。

（心理学研究科／総合政策研究科）

大学院研究科（修士課程）は、2009（平成21）年に学部・学科改組により新設された心理学部を基礎として、同学部設置と同時に心理学研究科（臨床心理学専攻、法心理学専攻）が設置された後、法心理学専攻については、司法関連領域の心理職へのニーズの変化に対応すべく、2017（平成29）年、犯罪心理学専攻に改組され、現在に至っている（大学基礎データ表1）。

また、心理学研究科に先立ち、1996（平成8）年に当時の経済学部を基礎として、経済学研究科経済・経営専攻が設置され、その後2005（平成17）年には、既設の法学研究科（公法学専攻、私法学専攻）及び文化情報学研究科文化情報学専攻を改組再編し、これら2研究科を融合した新たな研究科として、現代情報文化研究科（文化情報学専攻、法情報文化専攻）が設置された。さらに2014（平成26）年、上述の経済学研究科及び現代情報文化研究科の2研究科を発展的に融合させ、現在は、社会における地域的課題解決のための新たな研究科

である総合政策研究科として開設されている。

このように、常に社会的要請を反映した組織改編を実施しており、現在、心理学研究科及び総合政策研究科による2研究科5専攻の体制となっている（大学基礎データ表1）。

なお、各研究科・専攻では、基礎となる学部の理念を基に次のとおり教育研究上の目的を定めている。心理学研究科（臨床心理学専攻、犯罪心理学専攻）においては、「幅広い視点と心理学的専門性に裏付けられた知識と技能をもって、心の問題に実際的に対処する専門家と共に、犯罪者・非行少年の矯正・更生の場での心理学的問題の理解と解決に貢献できる人材の養成」とし（資料1-3【ウェブ】第2条の2第1号）、総合政策研究科（法学専攻、経済・経営学専攻、メディア情報学専攻）においては、「法学、経済・経営学及びメディア情報学に関する専門知識・能力を有する職業人並びに地域的課題を総合的視点から実際的・実践的に解決しうる人材の養成」としている（資料1-3【ウェブ】第2条の2第2号）。

こうした教育研究上の目的を達するため、心理学研究科は、「二専攻を置き、それぞれ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」「学生の多様なテーマ設定に対応する学位論文指導体制を充実させる」とするカリキュラム・ポリシーを規定している（資料3-4【ウェブ】）。また、総合政策研究科は、「三専攻をおき、それぞれの専攻に必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」「専門領域の研究活動実践と地域的課題解決に不可欠な「共通科目」を設置する」「他専攻科目の履修を容易にする」「各専攻の科目からなる「地域活性化プログラム（履修モデル）」を設定して、主として地域的課題解決に関心のある科目等履修生や研究生に対し、総合的研究を保証する」「学生の多様なテーマ設定に対応する学位論文指導体制を充実させる」とするカリキュラム・ポリシーを規定し、教育を行っている（資料3-5【ウェブ】）。

<各センターの構成>

既述のように、専門性を十分に活かした教育を担う学部及び大学院に加えて、各学部に通ずる基礎教育に関わる分野については、一元的・横断的な組織の下における効率的、かつ、有益な運営を図るため、グローバル教育センター、スポーツ教育センター、情報処理教育センターを設置している。

さらに、情報化社会の加速度的な進化に迅速に対応し、本学の情報教育・研究の支援・強化を目的としたメディアセンター、心理学研究科臨床心理学専攻における内部実習施設としての心理カウンセリングセンター及びキャリア教育の充実と就職支援の強化を目的としたキャリアセンターを設置しており、各センターの設置目的等の概要は次のとおりである。

（グローバル教育センター）

グローバル教育センターは、外国語に関する適切な教育研究組織を整備することを目指して2008（平成20）年に設置された外国語教育センターを基礎としている。その後、今日の大学を取り巻く国際的環境等を考慮し、2016（平成28）年、「本学における外国語教育を一元的な組織の下で、統一的かつ円滑に実施し、学生の外国語能力を向上させ、本学における国際交流の充実を図ること」（資料3-6第2条）を目的にグローバル教育センターとして組織的発展がなされた。主たる業務は、語学教育の充実、留学の推進、留学生の受入れと支援の拡充及び留学生と日本人学生の交流の拡大などである（資料3-6第2条、資料3-7【ウ

ェブ】)。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大下における対策として、春学期の中間時点で外国語科目オンライン授業に関する緊急アンケートを学生及び教員に各々実施し、評価できる点や困っている点等を把握して後半期以降の授業に向けて対策を講じた(資料 3-8、資料 3-9)。また、特に留学生に対する支援強化の観点から、学内外の様々な制度(日本人学生と同一の諸支援策に加え、在留資格手続き、国内及び母国滞在学生の遠隔授業受講、学内外の各種奨学金申請手続き、再入国に関する手続き等)に関して、周知・相談方法の強化及び手続き上の規則の緩和等を行った。その結果、ほぼ全留学生の現況把握に至っていることに鑑みて、対策は概ね適切であると考えている。

(スポーツ教育センター)

スポーツ教育センターは、スポーツ教育に関する適切な教育研究組織を整備することを目指して、2009(平成 21)年、「本学における各学部に通ずる健康・スポーツに関わる授業科目の実施、スポーツ公認団体の充実・振興、地域スポーツの推進を一元的な組織の下で、統一かつ円滑に実施すること」(資料 3-10 第 2 条)を目的として設置された。主たる業務は、スポーツ教育科目の授業計画の策定・実施、スポーツ公認団体の活動の推進・選手強化育成・指導体制の確立、スポーツ施設の充実・管理運営及びスポーツ活動に関する地域との連携などである(資料 3-10 第 3 条、資料 3-11【ウェブ】)。また、「駿河台大学憲章」(資料 1-1【ウェブ】)を踏まえ、「スポーツを本学アスリートの個々人の人間的成長のため、また、学園づくりのための重要な要素として位置づけるとともに、広くわが国のスポーツの振興と発展に本学学生アスリート諸君が必ずや寄与できることを願い」、その礎石としての「駿河台大学アスリート宣言」を 2016(平成 28)年に制定し(資料 3-12【ウェブ】)、行動規範の共有を行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大下における対策として、スポーツ教育科目(特に実技科目)の対面授業における感染防止策、スポーツ施設の感染防止策、スポーツ公認団体の活動の制限及び緩和の対応等を講じており、現時点においては特段の問題が生じていないことから概ね適切な対応であると考えている。

(情報処理教育センター)

情報処理教育センターは、情報処理教育に関する適切な教育研究組織を整備することを目指して、2009(平成 21)年、「本学における情報処理基礎教育を一元的な組織の下で、統一かつ円滑に実施し、学生の情報処理能力を向上させること」(資料 3-13 第 2 条)を目的として設置された。主たる業務は、情報処理基礎教育の授業計画の策定・実施・改善計画案策定及び学生の情報処理能力向上のための指導・支援などである(資料 3-13 第 3 条、資料 3-14【ウェブ】)。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大下における対策として、春の感染拡大期に急遽導入を決定したオンライン授業の対教員サポートチームの中心を担った。また、全学生を対象にオンライン授業の振り返りアンケートを実施し、分析結果から得た成功事例の提供など秋学期以降の授業改善に繋がる大きなヒントを提供した。こうしたことから、概ね適切な対応であったと考えている(資料 3-15)。

このように、以上の各センターは、いずれも各学部に通ずる基礎教育に関わる分野を一元的・横断的な組織の下で効率的、かつ、有益な運営の実現を狙いとしており、目的に照らして適切なものとなっている。

(メディアセンター)

メディアセンターは、既存の図書館、情報科学センター及び視聴覚センターの3施設を有機的に統合し、1999（平成 11）年に設置された（大学基礎データ表 1）。その設置目的は、「本学における研究及び教育の充実・発展に資するため」であり、「情報化社会の加速度的な進化に迅速に対応し、多様な情報メディアに対するニーズに応えながら、本学の情報教育を支える中心基地として活動」するためである（資料 3-16 第 2 条、資料 3-17【ウェブ】、資料 3-18【ウェブ】）。主たる業務は、図書、視聴覚・電子媒体資料等の収集・管理・利用提供、レファレンス、視聴覚・情報処理設備を用いた教育研究、事務情報処理システムの企画立案、設備の管理運営などである（資料 3-16 第 2 条）。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大下における対策として、感染防止の物理的対策のほか、学外からの電子書籍の利用、データベースの学外利用（学生・教職員の自宅等からの利用）、臨時図書宅配サービス（貸出図書の学生の自宅への宅配）、貸出図書の返却期限延長等を講じている。図書機能の停止を回避できたことにより、学生の各種レポート作成、卒業論文・修士論文執筆及び教員の研究論文執筆、授業運営に少なからず貢献できており、概ね適切な対応であると考えている。

(心理カウンセリングセンター)

心理カウンセリングセンターは、2009（平成 21）年の心理学研究科の新設に伴い、内部実習施設として研究科と同時に開設された（大学基礎データ表 1）。その設置の目的は、「地域における心理的諸問題を持つ者の心身の健康の維持・促進を援助するとともに、本学学生に臨床心理実習の場及び教育訓練の場を提供すること」である（資料 3-19 第 2 条）。主たる業務は、一般学外者等を対象とした心理相談活動、本学大学院心理学研究科臨床心理学専攻に所属する学生のための臨床心理実習・教育訓練に関する諸活動及び心理相談に関する調査・研究活動などである（資料 3-19 第 3 条）。

このように、当該センターは、地域への貢献と同時に本学学生の教育・実習の場としての役割を担っており、組織は目的に照らして適切なものとなっている（資料 3-20【ウェブ】）。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大下における対策として、国の緊急事態宣言を受けての自粛要請期間の終了後は、引き続きの学内入構制限下において感染防止策を講じた上で、例外的に外部からの相談者の受付・相談を行った。コロナ禍により相談者の心理状態の不安定さが増す中で相談活動が行えたことから、概ね適切な対応であったと考えている。

(キャリアセンター)

キャリアセンターは、キャリア教育の充実と就職支援の強化を図るため、2012（平成 24）年に設置された（大学基礎データ表 1）。その設置の目的は、「本学におけるキャリア教育と就職支援を一元的な組織の下で効果的に実施し、学生の就業力を向上させ、就業率の向上を図る」ことである（資料 3-21 第 2 条）。

主たる業務は、キャリア教育の授業計画の策定・実施・改善計画案策定、学生の就業力向上のための指導・支援及び求人への受理・求職登録などである（資料 3-21 第 2 条、資料 3-22 【ウェブ】）。

このように、当該センターは、統一組織の下で効率的、かつ、有益な運営の実現を狙いとしてキャリア教育と就職支援を実施しており、組織は目的に照らして適切なものとなっている。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大下における対策として、本来は対面式で実施する窓口対応や就職個別相談などの支援はメール、電話、Web 会議システムなどのツールを活用することで、学生支援が途切れないよう対応した。また、4 年次生の就職活動状況の把握が困難になったことに伴い、「就職活動の進捗状況に関する緊急 Web 調査」を実施するなど、情報の把握に努め、学生の就職支援の維持継続を図った。外的制約が大きい中であって適切な対応であったと考えている。

<附置研究所・研究センターの構成>

これまでに記述した教育的側面における組織以外に、研究的側面における組織である附置研究所・研究センターとして、比較法研究所、教養文化研究所、経済研究所、文化情報学研究所、教育研究センター及び地域創生研究センターをそれぞれ開設している（大学基礎データ表 1）。

（比較法研究所）

比較法研究所は、1991（平成 3）年、「法律学の諸分野における比較法並びに外国法の理論及び実務の組織的研究を通じて広く法律文化の向上に寄与し、併せて大学の法学教育に貢献すること」（資料 3-23 第 2 条）を目的に設置された（大学基礎データ表 1）。研究スタッフは、本学専任教員に加えて学外からも著名な研究者を客員研究員として招聘し、一層の充実を図っている。また、学生を対象とした懸賞論文の募集や各界の第一人者による講演会・シンポジウムを多数開催するなど、学生の独創的な研究活動を支援している（資料 3-24 【ウェブ】）。

（教養文化研究所）

教養文化研究所は、1996（平成 8）年、「総合、外国語及び教職の科目分野に関する学術・教育の研究及び普及」（資料 3-25 第 2 条）を目的に設置された。

その研究分野は、英・独・仏・中の各外国文学と外国語教育を中心に、国文学、哲学、倫理学、心理学、歴史学から教育学、文化人類学、社会福祉論、さらには体育学系から生物学、物理学などの自然科学系にまで及んでいる。こうした多彩な陣容を活用して、新しい学際領域を開拓する共同研究を推進することにより、広く総合的な教養を身につける大学教育の充実を図り、併せてその成果は地域社会の文化的、教育的発展への貢献に繋がるものである（資料 3-26 【ウェブ】）。

（経済研究所）

経済研究所は、1997（平成 9）年、「経済学及び経営学の諸分野における理論及び実務の

組織的研究を通じて広く経済社会の向上に寄与し、併せて大学並びに大学院の経済学及び経営学教育に貢献すること」(資料 3-27 第 2 条)を目的に設置された。

本来の調査研究事業に加え、学生と地域市民を対象とした多彩な講師陣による公開講演会及び若手実業家・経営者たちとの積極的で実践的な交流により、学内外への貢献を図っている(資料 3-28【ウェブ】)。

(文化情報学研究所)

文化情報学研究所は、1998(平成 10)年、「文化情報学の諸分野における社会的集合記憶としての情報資源管理の理論及び実務の組織的研究を通じて広く文化情報学の向上に寄与し、併せて大学の情報資源管理教育に貢献すること」(資料 3-29 第 2 条)を目的に設置された。

コンピュータをベースとした文化情報学における社会的な記録情報資源管理の理論及び実務を通じての組織的研究を目的としている。特に電子公文書管理や企業の現業文書管理システムの開発をテーマとし、学外からも客員研究員を加え、幅広い研究活動を特色としている。その成果は、著作、講演会・セミナー・シンポジウム、アンケート調査及び研究会等を通じて、学内外への貢献を図っている(資料 3-30【ウェブ】)。

(教育研究センター)

教育研究センターは、2016(平成 28)年、「本学における教育に関する研究及び調査を行うとともに、本学における組織的な教育の改善に資すること」(資料 3-31 第 2 条)を目的に設置された。

主たる事業としては、先端的教育方法の開発・改善、普及・定着、学習成果の測定と評価に関する研究や調査などである(資料 3-31 第 3 条)。課題ごとに研究プロジェクトを立ち上げ、この研究プロジェクト単位で計画的に研究や調査を進めることを特色としている。また、センターが立案する指定型研究プロジェクトのほか、本学の教育改善に資する各教員の意欲的な企画を、研究プロジェクトとして公募を行っている。これらの成果は、本学の教育研究活動の活性化に繋がるものである(資料 3-32【ウェブ】)。

(地域創生研究センター)

地域創生研究センターは、2017(平成 29)年、「学長のリーダーシップのもと、地域の自治体、企業、学校、団体等との連携・協力を進めながら、地域活性化に向けて、地域の強み、潜在力を引き出すための研究に取り組むこと」(資料 3-33 第 2 条)を目的に設置された。

主たる事業は、地域創生に向けた研究プロジェクトの推進、地域の自治体及び企業等との共同研究、地域課題解決に向けた教育プログラムの開発及び研究会、講習会、シンポジウム等の開催などである(資料 3-33 第 3 条)。過去 3 年間において、主に「埼玉県西部地域」に関する研究課題が計 10 件実施されており、その成果は地域社会の活性化に貢献するとともに本学の教育研究活動の活性化に繋がるものである(資料 3-34【ウェブ】)。

このように、各研究所・研究センターは、その専門性に関わる学部・研究科の理念及び教育研究上の目的と連携して研究的側面から本学の教育改善に資する組織となっており、ま

た、定期的な研究紀要の発行の他、各種公開講演会を開催する等の活動を通じて地域への貢献を多数行うなど、組織は目的に照らして適切なものとなっている。

＜その他、教育研究を支援する組織の構成＞

(地域連携センター)

地域連携センターは、2004（平成 16）年に設置された地域ネットワーク推進支援室を改組して、2013（平成 25）年に設置された。その目的は「本学と地方公共団体、地域産業界、地域市民団体等（以下、「地方公共団体等」という。）との連携・協力によって行われる諸活動が、円滑かつ活発に推進されるよう、本学と地方公共団体等との連携・協力について調整し、Center of Community としての本学の地域連携事業推進を円滑に実施すること」（資料 3-35 第 2 条）である。主たる業務は、地方公共団体等との交流、連携に関する各種事業の連絡調整、地域の大学・短期大学で構成するプラットフォームに関する各種業務の連絡調整などである（資料 3-35 第 3 条）。

具体例として、大学と地域社会との窓口として、地域の自治体、企業との連携のもとに、「地域活性化の核」として、様々な講演会等のイベントの実施、飯能商工会議所・飯能信用金庫・飯能市教育委員会との共同による「子ども大学はんのう」の開講、飯能信用金庫との産学連携による「輝け！飯能プランニングコンテスト」の実施などにも取り組んでいる。さらに、地域の中核を担う人材育成の一環として、学生が、自らの視野を広げ、地域の様々な課題に協働できる能力を育成するために、「地域の教育力」を活用した「地域インターンシップ」・「森林プロジェクト」等のアウトキャンパス・スタディの実施支援にも取り組んでいる（資料 3-36 【ウェブ】）。

(ボランティア活動支援室)

ボランティア活動支援室は、2009（平成 21）年、「ボランティア活動が円滑かつ活発に推進されるよう、ボランティアに関する指導、相談、情報提供、広報等を行う」（資料 3-37 第 1 条）を目的に設置された。主たる業務は、ボランティア活動に関する近隣の施設・団体等との連絡・調整、情報の収集、活動計画の作成、活動に関する指導、広報、報告などである（資料 3-37 第 2 条）。

ボランティア活動経験者の学生スタッフやボランティアコーディネーターを在室させ、様々なボランティア活動の中から個々の学生に合ったものを見つけ出す支援を行うと共に、「約束は必ず守る」「相手を尊重する」「無理はしない」といったボランティア活動に必要な心掛けの涵養も実施している（資料 3-38 【ウェブ】）。

(公務員・資格試験学習室)

公務員・資格試験学習室は、2005（平成 17）年に設置された飯能キャンパス司法研修室を改組して、2014（平成 26）年に設置された。その目的は「法科大学院又は公務員を志望する学生及び税理士、公認会計士、司法書士、行政書士、宅地建物取引士等の資格取得を希望する学生に対し、自主学習支援及び受験指導を通じて、本学正規教育における教育効果を相乗的に高め、もって本学の教育に貢献すること」を目的として活動を行っている（資料 3-39 第 2 条）。主たる事業は、各種試験に係る自主学習の支援や学習プログラムの企画・実施

などである（資料 3-39 第 3 条）。

主に、警察官、消防官や市役所などの公務員を志望する者、法科大学院への進学、司法書士、行政書士、宅地建物取引士等の資格取得を希望する本学生のために、効果的で実践的なプログラムを用意して学習サポートを行っている。2019 年度の卒業生に限定しても、市役所職員、警察官、消防官、自衛官など多数の合格者を輩出することができた（資料 3-40【ウェブ】）。

このように、教育研究を支援する組織として設置の目的を明確に定めており、組織は目的に照らして適切なものとなっている。

以上のことから、本学では、教育研究組織と学問の動向及び社会的要請等を意識した組織づくりに対して不断の努力を行っており、本学における学部・研究科、センター、附置研究所・研究センター等の組織の設置状況は、本学の理念・目的に照らして適切であると考えている。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

本学は、建学の精神である「愛情教育」に立脚し、「ひとりひとりの多様な個性と夢を尊重し、真摯に向き合い、ともに学ぶ環境を作り」「変化の著しい社会において、自主的かつ主体的に生きることのできるひとを育み」「常にグローバルな視野に立って、地域社会の未来を担えるひとを送り出す」ことを目指すべき教育目標として掲げた「駿河台大学憲章」を定めるなど、教育目的の検証及び見直しを不断に行い、教育研究組織の適切性を重視してきた（資料 1-1【ウェブ】）。

また、時代の要請に対応しながら、教育機関に求められる社会的役割を確実に果たせる大学であるために、5 カ年計画として、2012（平成 24）年に「駿河台大学グランドデザイン」を策定（資料 3-41）、続いて 2016（平成 28）年には、2021 年度までの課題解決・目標達成を掲げた「グランドデザイン 2021」を策定した（資料 1-4【ウェブ】）。学長・副学長以下、各学部・研究科・センター及び事務部署は、このグランドデザインに掲げた課題解決・目標達成に向けた「アクションプラン」を年度ごとに策定し、検証（目標設定の妥当性、中間報告、評価等）を行っている（資料 1-15）。

さらに、「2020（令和 2）年度事業計画書」は、前年度に実施した内部質保証組織体制の再整備（各組織の権限、役割及び連携の明確化等）による新たな内部質保証システムを基盤とし、全学レベル、組織レベル及び構成員レベルにおける PDCA サイクルの確実な運用を図り、引き続き有機的な機能向上・強化を行う旨の内容となっており（資料 3-42【ウェブ】）、本基準を概ね充足しているものと考えている。具体的には、学長、副学長、学長補佐、学部長及び研究科長・副研究科長並びに法人局長、大学事務局長等を構成員とする全学組織である「内部質保証推進委員会」を組織（旧大学評価委員会を改編）し、定期的に自己点検・評価を行っている（資料 2-2【ウェブ】）。また、その下部組織として、学長、副学長に事務局の

責任者（法人局長、大学事務局長及び事務部署の部課長等）を構成員に据えた「自己点検評価分科会」を組織し、同じく定期的に、前者は大局的、かつ、PDCA サイクルの確実な運用を行う観点に軸足を置き、後者は局所的、かつ、事務作業を行う観点に軸足を置き、各々自己点検・評価を行っている（資料 2-2【ウェブ】）。これらの組織による自己点検・評価の結果を踏まえて、従前は、必ずしも十分に機能しているとまでは言い難かった旧小委員会及び作業委員会を、大学基準協会が設定する「大学基準」に対応する部会（基準 1 部会～基準 10 部会）として改編し、詳細事項の協議や作業の中心の一つとなっている（資料 2-2【ウェブ】、資料 3-43【ウェブ】）。

このように自己点検・評価をより適切に実施するために、必要に応じて委員会組織の改編を行い、内部質保証組織を中心に、概ね、隔年で「自己点検・評価報告書」を作成・公表している（資料 2-35【ウェブ】）。また、大学基準協会による大学評価については、2007（平成 19）年における第 1 回目の受審及び 2014（平成 26）年の第 2 回目の受審に関して、いずれも、「大学基準に適合している」との認定に至っている（資料 1-11【ウェブ】）。

こうした大学全体における取り組みとは別途、各学部では、学部長を中心とする「執行部会議」をほぼ通年で毎週開催し、学部の教育研究組織の現状分析、カリキュラムの妥当性、学生のニーズ及びその他喫緊の課題等について確認、分析、協議等を行っている。加えて、「本学教員の教育研究活動の質的向上を図る」ことを目的に、所属学部全教員による「学部 FD・SD」及び「研究科（専攻）FD・SD」を概ね月 1 回のペースで定期的に開催し、絶えず教育研究内容の検証を試みている（資料 3-44、資料 3-45）。

このような検証の機会が学部内のみならず、法人と教学をクロスオーバーさせた協議機関として、学長及び副学長を中心に各組織の長（各学部長、研究科長・副研究科長及びセンター長等）が上述と同様の協議を行う「部局長会議」、並びに学長、副学長、学長補佐、法人局長、大学事務局長、学務企画部長、学務部長、学生支援部長及びキャリアセンター事務部長が協議を行う「学長・副学長会議」を設置している（資料 3-46 第 4 条、資料 3-47 第 4 条）。これらは定期開催とされ、部局長会議が年間 12～13 回程度、学長・副学長会議が少ない年で年 37 回、平均すると年 40 回以上、月平均 3～4 回の頻度にて定例開催し、日常生じる諸問題に関する協議のほか各組織の適切性についても適宜協議し、論点整理を加えて既述の内部質保証組織における検証に繋げている。

さらに、既述の教学系会議体の他に、2012（平成 24）年度から法人と教学の役職者によって構成される「経営戦略会議」を設置し、大学の中長期計画、全学的な教育・研究組織の適切性の検証、その他重要事項の協議を行い、理事会における意思決定に向けて大きな役割を果たしている（資料 2-6 第 2 条）。中でも学部やセンター、事務組織編制成等の全学的な教育・研究組織の適切性の検証については、一例として、後の 2020（令和 2）年 4 月に開設となる「スポーツ科学部スポーツ科学科」の適切な設置のための協議を目的として、「経営戦略会議」の下部組織として 2014（平成 26）年度に「新学部構想検討委員会」（計画の具体化に連動して数回改編し、最終的に「スポーツ科学部設置準備委員会」となる）を設置するなど（資料 3-49）、組織改編の必要性の検証及び将来に向けた構想等の協議を絶えず行ってきた。

また、2015（平成 27）年度には学務企画室（現在は学務企画部）を設置し、同部における学務企画課の事務分掌の 1 つとして、「大学の自己点検評価に関すること」及び「大学の IR

(Institutional Research) に関すること」を明確に規定し、学内組織等の客観的な現状分析を行う組織を明確にして対応している（資料 3-48 第 12 条）。

最後に、新型コロナウイルス感染症拡大下における諸対策に関して、既述の「学長・副学長会議」が中心となり、本学の教育・研究を中心とした諸活動の質を維持し、円滑に行うために「基本方針」を策定し、公表した（資料 2-7、資料 2-8）。さらに当該基本方針に基づき各学部・研究科・附置機関及び各委員会・部署等が策定する種々の対策案が基本方針に沿った適切な内容であるかについて全学的な見地による最終点検並びに意思決定の機能を果たしている。こうした緊急下における対策内容についても、後日、既述の内部質保証推進委員会等において検証を行っている（資料 2-9）。

このように、本学では、内部質保証推進組織を中心に大学全体を挙げて、教育研究組織の適切性の検証と改善の取組みを適切に行っていると考えている。

(2) 長所・特色

既述のように、本学では、学長及び副学長を中心に各組織の長（各学部長、研究科長・副研究科長及びセンター長等）が協議を行う「部局長会議」、並びに、学長、副学長、学長補佐、法人局長、大学事務局長、学務企画部長、学務部長、学生支援部長及びキャリアセンター事務部長等が協議を行う「学長・副学長会議」を設置しており、前者においては少ない年で年 37 回、平均すると年 40 回以上、月平均 3～4 回の頻度にて定例開催するなど、学部間並びに教学組織及び法人組織との横断的な管理、連携型の組織運営体系を構築している。このことにより、週単位ないしは月単位のサイクルで定期的に日常の諸課題から教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く地域的環境等への配慮といった事項に至るまで情報・認識の共有が図られ、常に組織運営について検証を行っていることが特色として挙げられる（資料 2-21、資料 3-46、資料 3-47）。

(3) 問題点

既述のように、近年、教育研究センター及び地域創生研究センターの設置、新学部開設に係る取り組み、また、学長ガバナンスの強化を目的とした規程改正にも取り組んできた（資料 2-22 第 2 条）。さらに、「学校法人駿河台大学 駿河台大学ガバナンス・コード」を制定・公表し、教学ガバナンスとして、学長の責務（役割・職務範囲）及び学長補佐体制（副学長、学部長及び研究科長の役割）を明確にするなどの整備を行い（資料 3-50 第 3 章【ウェブ】）、大学の入口から出口までの一貫した到達目標（3 つのポリシー）を統制し、一体的に機能させて教育の質向上と学生の成長を図るための基盤を強化した（資料 3-50 第 4 章【ウェブ】）。

このように、変動する社会の多様化したニーズに応えるべく、種々検証を経て学部・研究科の改組のみならず、教育研究組織全般の再編について積極的に行ってきたが、一方で、社会のニーズに対してより一層、迅速、かつ、効果的・効率的に対応していくためには、組織の合理的スリム化を図る必要があると考えており、中でも増設を重ねてきた附置研究所・研究センターの発展的統合を見据えた検証が必要である。

(4) 全体のまとめ

変化の激しい現代社会において、本学の教育研究目的達成のための教育研究組織の適切性の検証及び将来に向けた構想等の協議を継続的に行ってきた結果、建学の精神と大学の理念・目的を踏まえた教育研究組織の体制が整備できていると考えている。

引き続き、普遍的な要素（建学の精神、大学の理念・目的）を柱としつつ、日常の教育研究運営に関する諸課題から教育研究組織の改組・改編の必要性に至るまで、絶えず変化する地域社会や経済社会のニーズに対応し得るレジリエントな組織づくりを行い、学生の学習・諸活動の活性化に資する教育研究組織の整備について不断に検証していく。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

大学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、建学の精神である「愛情教育」を基本理念とし、学則別表第Ⅰのカリキュラム表に示される卒業要件を満たすことにより「グローバル化の著しい現代社会における地域社会の諸活動の中で中核的役割を担う幅広い人材を育成する」ことを目的と定めている（資料1-5【ウェブ】）。そして、これを実現するために「基礎的な力」（読解力、文章力、情報収集力）、「考える力」（論理的・多面的思考力、理解力、創造的発想力）、「行動に移す力」（主体性、行動力・実行力）、「協働する力」（プレゼンテーション能力・表現力、コミュニケーション能力、常識力・協調性）、「総合的な力」（課題発見力、計画力、問題解決能力）から構成される「駿大社会人基礎力」と各学部の学位プログラムの基礎となる専門的知識・技能の活用力を身につけることを目標として、本学ホームページ「駿大教育の指針(学部)」に示している（資料2-10【ウェブ】）。各学部では、これに基づいてそれぞれが付与する学位別にディプロマ・ポリシーを定めており、本学ホームページのほか、それぞれの「履修ガイド」に公表している（資料1-8、基礎要件確認シート1・7）。

本学では、2013（平成25）年11月に開催された第7回大学評議会において、「駿大教育の指針（学部・大学院）」として、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受入方針を定めていたが、（公財）大学基準協会による第2期の認証評価における指摘事項を踏まえ、2015（平成27）年1月に開催された第9回大学評議会において、学習成果を明示した改正（資料4-1）を行い、2019（令和元）年5月9日付（公財）大学基準協会「改善報告書」の検討結果について（通知）において、再度報告を求める事項なしとの検討結果を得た（資料2-26）。

その後も、2017（平成29）年度からの心理学研究科法心理学専攻から犯罪心理学専攻への改組をはじめとして、2021（令和3）年度からのカリキュラム改革にあわせて、改めて3つの方針について、中央教育審議会大学分科会大学教育部会による「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（2016（平成28）年3月）も踏まえつつ全学的に検討を行い、2020（令和元）年度から総合政策研究科の3つの方針について一部改正を行うとともに、同年のスポーツ科学部開設に伴う3つの方針の制定・公表をする取組を行いつつ、2021（令和3）年度からの改定に向けて検討を行っている。

3ポリシーの外部評価については、2018（平成30）及び2019（平成31）年度の自己点検

評価分科会及び2020（令和2）年度の内部質保証推進委員会において、自治体や企業による3ポリシーに関する第三者評価を実施（資料4-2、資料2-31、資料4-3）し、改善に役立っている。

例えば、法学部のディプロマ・ポリシーにおいては、学則別表第Ⅰのカリキュラム表に示される各科目群の卒業要件を満たすことにより、「駿大社会人基礎力」と専門的知識・技能の活用力、及び「法学士力」を身につけることができる旨を示している。学位プログラムの基礎となる専門的知識・技能については、在学時に修得した知識、技能、態度等を通してまとめ上げる卒業論文を作成することを求めている。また「地域で活躍する市民として備えるべき健全な法感覚」の習得を重視し、法令を尊重する現代社会を生きていくのにふさわしい能力を「法学士力」と理解して、必修科目及び各コースにおけるコア科目を設定、これらの履修・単位を修得することで、学位取得にふさわしい学習成果を上げることができるようにしている（資料1-8、資料2-11【ウェブ】）。

また、大学院では、全研究科の教育目的・目標を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」（資料4-4【ウェブ】、資料1-10）と定めている。これをふまえて、総合政策研究科では、教育目標を「法学、経済・経営学及びメディア情報学に関する専門知識・能力を有する職業人並びに地域的課題を総合的視点から实际的・実践的に解決し得る人材の養成」と明示し、研究科のディプロマ・ポリシーと更にそれに基づき作成された各専攻のディプロマ・ポリシーを本学ホームページ（資料3-5【ウェブ】、資料4-5【ウェブ】、資料4-6【ウェブ】、資料4-7【ウェブ】、資料3-4【ウェブ】、資料4-8【ウェブ】、資料4-9【ウェブ】）と「大学院要覧」（資料1-10 pp. 1～4、pp. 29～31）並びに入学希望者用「大学院ガイド」（資料1-9【ウェブ】）に掲載している。

以上のことから、授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表していると判断できる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

大学全体では、本学の目的並びに教育目的・目標等に沿ったカリキュラム・ポリシーを定めており、そこでは「ディプロマ・ポリシーにて掲げる「駿大社会人基礎力」と専門的知識・技能の活用力を修得させるために、共通教養教育、専門教育の各科目を体系的に配置し、講義科目に加え、4年間を通しての少人数ゼミナール、更にアウトキャンパス・スタディ、アクティブ・ラーニング等の先端的手法を取り入れた授業を開設します」と定めている（資料1-5【ウェブ】）。各学部は、このカリキュラム・ポリシーをふまえ、それぞれの学部の教育目的・目標に沿ったカリキュラム・ポリシーを定めており、各学位を授与するための体系的な教育課程の編成に求められる教育内容、教育方法、評価により構成されている。これらの

カリキュラム・ポリシーは各学部の履修ガイド(資料 1-8)において示されているほか、本学のホームページにも掲載されている(資料 1-5【ウェブ】、基礎要件確認シート 1・7)。また、2021(令和 3)年度からのカリキュラム改正に際しても、点検・見直しを行い、2021(令和 3)年度からの改定に向けて検討を行っている。

教育内容は、共通教養教育と専門教育に分けて記載しており、まず、共通教養教育においては、4年間の学修の基礎となる知識や技能と、地域社会の中核を担う社会人としての基礎となる知識や技能をバランスよく身に付けられる内容としている。具体的には、充実した導入教育(初年次教育)、グローバル化の著しい社会において必要な語学や海外の文化を修得させる教育、体系的で効果的な全学共通のキャリア教育、地域社会を理解するための基本的視点・考え方も修得させる教育、それらの応用として、現実の地域社会における実践的な学びの場及び専門教育の礎となる学部科目を配置することとしている。次に専門教育においては、各学位課程にふさわしい教育内容が設定され、専門分野の体系性にに基づき、基礎から応用までを無理なく学べるように科目を配置するとともに、専門教育で身につけた知識・技能を活かした進路を目指すことができるように、必要な科目を配置している。例えば、経営経済学部においては、3年次の履修登録時に専攻コースを決定し、「経済と社会」コースは学士(経済学)、「経営と会計」コースは学士(経営学)、「観光&国際ビジネス」コースは学士(経営学)に必要な科目を配置している(資料 1-8-2 pp. 55)。専門教育全体で身につけた知識・技能の集大成として、4年次では、「経済と社会」コース所属学生は経済学領域の卒業論文を、「経営と会計」コースと「観光&国際ビジネス」コースでは経営学領域の卒業論文を必修としている。

教育方法については、少人数制のゼミナール配置により駿大社会人基礎力の確実な育成を図るとともに、主体性や行動力・実行力を高めながら課題発見能力や問題解決能力を育成するために、アクティブ・ラーニングなど、先端的教育方法による講義の実施やアウトキャンパス・スタディによる現実の地域社会の中で学ぶ経験を提供することとしている。

評価については、ディプロマ・ポリシーにて掲げる「駿大社会人基礎力」と専門的知識・技能の総合的な活用力の修得状況を、①駿大社会人基礎力の到達度の確認、②各科目のシラバスに定める成績評価、③卒業研究またはゼミ研究の成果把握、によって総合的に行うこととしている。

大学院についても、「本学建学の精神である「愛情教育」を具現化するカリキュラムを編成する」等を謳った全研究科のカリキュラム・ポリシーが定められており、それをふまえて各研究科、そして各専攻のカリキュラム・ポリシーがそれぞれ作成されており、本学ホームページと大学院要覧で体系化してわかりやすく明示している(資料 3-5【ウェブ】、資料 4-5【ウェブ】、資料 4-6【ウェブ】、資料 4-7【ウェブ】、資料 3-4【ウェブ】、資料 4-8【ウェブ】、資料 4-9【ウェブ】)。

また、教育課程の編成・実施方針の点検等については、学位授与方針と一体的に行っており、点検・評価項目①に記載した第三者評価においても同様に確認している(資料 4-2、資料 2-31、資料 4-3)。

以上のことから、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると判断できる。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科における適切な教育課程の編成措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

各学部のカリキュラムは、教育課程の編成・実施方針に基づき、順次性及び体系性への配慮も踏まえ、以下のように教育課程が編成されている。

大学で学ぶ上で基本となる科目群から構成される共通教養教育においては、4年間の学修の基礎となる知識や技能と、地域社会の中核を担う社会人としての基礎となる知識や技能をバランスよく身に付けられるよう配置している（資料4-10【ウェブ】、資料4-11【ウェブ】、資料4-12【ウェブ】、資料4-13【ウェブ】、資料4-14【ウェブ】、資料4-15【ウェブ】）。基礎教育科目群における必修の初年次教育により、「読む」・「書く」・「聞く」をはじめとする大学での学びの基本と、コンピュータを利用した情報処理の基礎の修得が図られる。これらの科目では、高校までの教育から大学での教育への移行をスムーズなものにすることが意図されている。また、共通教養教育においては、グローバル化の著しい社会において必要な語学や、1年次及び3年次に必修科目を置き、6単位以上修得させる体系的で効果的な全学共通のキャリア教育関連の科目、更には、地域社会で活躍できる人材の育成を図ることを目標に設けられた地域関連の科目が共通教養教育の中に配置されている。加えて、4年間の大学教育の土台となり、また社会人としての教養の基礎となる科目である教養基礎科目が1、2年次配当として置かれており、卒業要件として12単位以上を修得することとされている。これらの科目で培った幅広い分野にわたる基礎的な知識をもとに、現代社会の様々な課題を取り上げ、それに対する分析や考察を行うのが教養発展科目である。教養発展科目は、2、3年次配当とし、卒業要件として8単位以上を修得することになっている。

専門教育においては、各学位課程に応じた教育内容が設定されている。すなわち、専門分野の体系性に基づき、基礎から応用までを無理なく学べるように科目を配置するとともに、専門教育で身につけた知識・技能を活かした進路を目指すことができるように、必要な科目を配置している。例えばスポーツ科学部では、専攻科目群は、「専攻導入科目」「専攻基幹科目」「専攻発展科目」から構成される。「専攻導入科目」には、専門教育への興味関心を喚起し専門教育課程への移行をスムーズにするための科目を、「専攻基幹科目」にはスポーツ科学の基礎となる講義と実技科目を、「専攻発展科目」には学生の将来の職域と関連して専門の学芸を教授する科目を配置し、学生が興味関心に応じて選択、履修できるようになっている（資料1-8-5 pp. 29-31）。

さらに、科目のナンバリングを行い、各科目の関連や難易度を示すとともに（資料4-16【ウェブ】、資料4-17【ウェブ】、資料4-18【ウェブ】、資料4-19【ウェブ】、資料4-20【ウ

ウェブ】、資料 4-21【ウェブ】）、カリキュラムマップ等を用いて学生に明示している。教育課程の見直し等の際に、これらの作成を行うことを通じてカリキュラムの順次性及び体系性への配慮を意識した編成を行っている（資料 4-22【ウェブ】、資料 4-23【ウェブ】、資料 4-24【ウェブ】、資料 4-25【ウェブ】、資料 4-26【ウェブ】、資料 4-27【ウェブ】）。なお、2021（令和 3）年度からの次期カリキュラム改正に際して、全学教務委員会のもとにワーキンググループを設け、ナンバリングの見直し及び既存のカリキュラムマップを見直してより体系的なカリキュラムツリーの作成に向けた検討を行っているとともに 2020（令和 2）年度の内部質保証推進委員会において、教育課程の編成方針と次期カリキュラム案について適切性の担保の観点から検証を行っている（資料 4-28）。

単位制度の趣旨に沿った単位の設定については、各学部の履修ガイドに単位制の考え方を明示し、これに基づいた単位の設定を行っている（資料 1-8-1 pp. 1-7、資料 1-8-2 pp. 5、資料 1-8-3 pp. 6、資料 1-8-4 pp. 6、資料 1-8-5 pp. 6、資料 1-8-6 pp. 1-7）。

大学院では、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。そこでは、専攻分野に関する高度の専門的知識や能力の修得のみではなく、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養する教育課程を編成している。例えば、心理学研究科では、授業科目区分を、基礎科目群、基幹科目群、発展科目群の 3 群に分け、うち基幹科目群は 2 か年にまたがって履修するもののほかは、すべて 1 年次に配当され、発展科目群の科目については主に 2 年次の履修を促すように構成され、順次性及び体系性を持たせている。個々の授業内容は、講義形式、実習形式、演習形式に分かれており、授業内容に応じて学生によるプレゼンテーション、討議、事例検討等々の教育方法を取り入れている（資料 1-10、資料 1-9【ウェブ】）。

各学部・研究科において開講する科目のシラバスには、「卒業認定・学位授与方針との関連」や「到達目標となる駿大社会人基礎力／養成する能力要素（スポーツ科学部）」（学部科目のみ）を明示している他、授業内容、到達目標、成績評価方法等について記載している（資料 4-29、資料 4-30、資料 4-31）。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について、学部教育においては、全学部共通のキャリア教育関連の科目を配置しているとともに、各授業科目のシラバスにおいて「到達目標となる駿大社会人基礎力／養成する能力要素（スポーツ科学部）」を示している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)
- ・シラバスの内容(授業目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

〈学士課程〉

- ・適切な履修指導の実施

〈修士課程〉

- ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施

学部における登録単位については、毎週毎時の授業について自主的な探求をするために、十分余裕をもった履修計画を立てることができるよう、年間最高履修限度を1年次44単位、2年次46単位、3年次46単位、4年次46単位と定めている(資料1-8-1 pp. III-32、資料1-8-2 pp. 54、資料1-8-3 pp. 66、資料1-8-4 pp. 44、資料1-8-5 pp. 63、資料1-8-6 pp. III-33、基礎要件確認シート9)。

シラバスは、学部、大学院ともに全学共通の様式を定めている。具体的な記載項目は、科目名、単位数、担当者、授業形態、サブタイトル、授業内容、到達目標、到達目標となる駿大社会人基礎力/養成する能力要素(スポーツ科学部)(学部のみ)、卒業認定・学位授与方針との関連、関連科目、テキスト・参考書等、授業外における学習方法及び必要な時間、成績評価方法、課題に対するフィードバックの方法、実務経験のある教員による授業科目等、授業計画であり、授業内外の学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うよう記載項目を配慮している(資料4-29、資料4-30、資料4-31、基礎要件確認シート5)。

シラバスの記載内容については、各学部教務委員会等各部局による第三者チェックが行われている(資料4-32)。また、授業内容とシラバスの整合性の確保については、学部、大学院とも学生授業アンケートにシラバスに沿った授業の実施に関する設問を設けるとともに授業アンケート結果等に基づく授業改善報告書の作成を通じて、自らの授業を振り返り、次年度の授業をより良いものにできるような取組を行っている(資料4-33)。これらの取組により、授業レベルにおけるP(シラバス作成)、D(授業の実施)、C(評価)、A(授業の改善)サイクルを構築するとともに、学部における授業改善計画書の集計結果等を教職員向けポータルサイトに掲載し、授業改善の参考資料とできるようにしている。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法については、教育課程の編成・実施方針に「アクティブ・ラーニングなど、先端的教育方法による講義を積極的に実施」(資料1-5【ウェブ】)とうたうとともに、シラバス作成要領において、授業内容の項目にアク

ティブ・ラーニングの要素の明示を求めている（資料 4-29）。

学生の主体的参加を促す授業の例としては、まず学生が実際の職場で短期間働いてみて社会経験を積むインターンシップ I をはじめとする多様なアウトキャンパス・スタディの科目が用意されている。例えばインターンシップ II では、就業体験を通して、仕事とはどのようなものか、仕事において何が必要とされるか等を体験的に学び、社会性や様々な技術、そして職業観等を得ることを目的に、市民のためのパソコン講座の運営、市の活性化のためのアイデアを競うコンテストへの参加等を行っている。これらの科目は、教室を飛び出し、実際に社会の現場に飛び込んで、地域社会の様々な人々と触れ合うことを通じて、卒業後に必要となる社会的な力を実践的に学びとることを狙いとしている（資料 1-8-1 pp. III-10～III-14、資料 1-8-2 pp. 38～42、資料 1-8-3 pp. 36～40、資料 1-8-4 pp. 36～40、資料 1-8-5 pp. 36～40、資料 1-8-6 pp. III-13～III-17）。また、キャリア系の科目では、自身のキャリアを自分のこととして考えるために、科目の大半で「自ら考え・取り組み、他の学生と協働する」アクティブ・ラーニングが実施されており、企業が現実直面している問題について、チームで協力し問題解決を図る「課題解決型授業」が取り入れられる等、授業方法の転換の試みが行われている（資料 1-8-1 pp. III-8～III-9、資料 1-8-2 pp. 36～37、資料 1-8-3 pp. 34～35、資料 1-8-4 pp. 34～35、資料 1-8-5 pp. 45～46、資料 1-8-6 pp. III-11～III-12）。

また、学生の主体的参加を促す授業方法については、2020（令和 2）年度の内部質保証推進委員会において、検証を行った（資料 4-28）。

課題としては、多くの科目においてこうした「課題解決型授業」をはじめとする学生の主体的参加を促すための指導法が試みられているものの、授業の形態やクラスサイズに応じた双方向型授業の導入のあり方等については、例えば講義科目と演習科目とでは指導法が大きく異なるなどまだ多くの検討の余地を残しており、更に学生の学習意欲を高めるための工夫を重ねていくとともに、改善に結びつけていくプロセスを確かなものにしていく必要がある。

適切な履修指導の実施については、各学部とも 4 年間を通してゼミナールを設置し、ゼミナールを担当する教員は、学生の FA（ファカルティ・アドバイザー）として春学期初めのガイダンスや 1 年次生向けのオリエンテーション・キャンプ（新入生セミナー）においても履修指導を行っている。例えば法学部では、履修指導用の資料を作成し、1 年次においては、入学直後のガイダンスやオリエンテーション・キャンプで、履修の方法等を具体的に指導している。2 年次以降は、年度初めの演習において、演習担当教員が学生の成績表を確認のうえ、その志望に即した科目履修をするよう指導を行っている（資料 4-34）。また、全学部において通年でオフィスアワーが設けられており、学生が相談できるようになっている。例えば現代文化学部では、通年で設定されているオフィスアワーに加え、春学期はじめには履修指導用オフィスアワーを別途設定している（資料 4-35 pp. 70-71）。

その他、実習科目や演習科目等機器や人数等の制約がある科目については、事前登録の制度を設け、適正な範囲の受講者数になるように配慮している。例えばスポーツ科学部では、プレゼミナール I・II（1 年次ゼミ）では一ゼミナールあたりの受講者数を 15～16 名とすることによって、学生が主体的に参加できる授業を展開している（資料 1-8-5 pp. 3、資料 4-36）。また、1 授業あたりの適切な学生数を実現するために、スポーツ科学入門 A、スポーツ科学入門 B、トレーニングサイエンス、ヘルスサイエンス、スポーツ文化論については 2

クラス開講、チームビルディング、救急処置法については3クラス開講としている(資料4-36 pp. 30-32)。

2020(令和2)年度においては、教育活動におけるCOVID-19への対応・対策として、以下の措置を講じたところである。同年3月19日(木)に開催された臨時部局長会議において学年暦の変更について協議し、新年度のガイダンス及び授業開始を5月1日(金)以降に延期するとともに春学期は13週の授業期間で15週相当分の内容を行うこととし(資料4-37【ウェブ】)、同年4月9日(木)に開催された臨時部局長会議において、当面の間(5回程度想定)教室に集まってのガイダンスや授業を行わず、オンラインを用いて授業を実施することを了承した(資料4-38【ウェブ】)。オンライン授業の実施に当たって、授業支援ツールとして駿河台大学共通利用eラーニングシステムMoodle及びGoogle Meetを用いること、感染状況により更なる変更が見込まれることからオンライン授業の実施方法やシラバスの記載内容の変更はMoodleに情報を集約することとした。また、授業開始前に学生に対するオンライン環境調査を行うことや機器の操作マニュアル、PCソフトの周知等オンライン授業の実施にかかる情報提供等を行うこと、タブレット端末の貸与、緊急支援金5万円の給付等の支援措置を講じ(資料4-39【ウェブ】)、同年5月13日(水)から授業を開始した。その後の感染状況等も踏まえながら授業の在り方等についての検討を継続して行い、同年5月12日(木)開催の部局長会議において、春学期はオンライン授業を継続すること、実習科目等の一部について対面式授業を検討すること、本学のオンライン授業について同年4月21日付文部科学省事務連絡「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について」で示された「特例的な措置の面接授業以外の授業」と位置付けること(資料4-40【ウェブ】)とし、実習科目等の一部授業は春学期終了後に対面型の補講を実施した。

なお、春学期における授業実施方法は、オンデマンド型60%、同時双方向型10%、両者の併用型24%、オンラインと対面の併用であるハイブリッド型6%であった。

秋学期の授業実施方法については、同年7月31日付で「秋学期の授業実施方法に関する基本方針」(資料2-8)を示し、対面型授業の再開及びオンライン型授業・ハイブリッド型授業との並行実施を基本方針とし、春学期同様13週の授業期間で15週相当分の内容を行うこと、対面型授業参加が困難な学生に対する特例的な措置等の対応を講じた。

大学院における研究指導については、大学基準協会による第2期の認証評価における指摘事項を踏まえた改善を行い、2019(令和元)年5月9日付(公財)大学基準協会「改善報告書」の検討結果について(通知)において、「改善が図られた」との検討結果を得た(資料2-24)。

研究科・専攻毎に研究指導計画が定められており、大学院要覧等に明示している。そこでは、年間スケジュール(学位論文指導の流れ)が示されており、それに基づいて、大学院生全員が指導教員の指導のもと、個別の研究計画書を作成することを義務付けている。例えば、総合政策研究科では、年度当初の全教員オフィスアワーの公開により、大学院の講義や演習全般に対する個別説明の時間を設けている。特に研究指導担当教員は、指導院生に対して全体ガイダンス時及び入学時履修登録の際に、授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について適切な指導を行い、3専攻ともに学位論文の手引きを作成し、メディア情報学専攻では学位論文中間発表の手引きもマニュアル化して配布している。また年度初めに院生と指導教授は研究指導計画を立て、専攻委員会・研究科委員会に提出し承認を受ける仕組みで

ある。そのひな型が大学院要覧、大学院ガイドに明記されている。履修科目も指導教授との話し合いの下に選択される。会議・FDにおいて院生指導・学習支援の方法について教員同士が話し合う機会が設けられており、副査の選任も入学時に決定される。このことで、複数の教員が協力して院生の学習を見守る体制となっている（資料 1-10、資料 1-9【ウェブ】、基礎要件確認シート 5）。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳密性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係わる責任体制及び手続きの明示
- ・ 適切な学位授与

本学における授業科目の履修は、単位制を採用している。各科目の単位数は学則に沿って設定されており、1 単位と計算される学習時間数は 45 時間である。この時間数は教室における授業時間だけでなく、各自が行う自習時間を含めて計算することになっており、講義・演習、外国語・実習・実技、実験等授業科目の内容別に定められている。なお、一度修得した授業科目の単位の取消は、認めていない（資料 1-8-1 pp. I-7、資料 1-8-2 pp. 5、資料 1-8-3 pp. 6、資料 1-8-4 pp. 6、資料 1-8-5 pp. 6、資料 1-8-6 pp. I-7、基礎要件確認シート 9）。

入学前の既修得単位の認定については、大学設置基準第 30 条を根拠として、本学学則の第 36 条の 2 において、教育上有益と認められる場合、60 単位を超えない範囲で認定することができる」と規定している。また、大学院についても、本学大学院学則第 27 条の 3 において、教育研究上有益と認められる場合、15 単位を超えない範囲で認定することができる」と規定している（資料 1-2【ウェブ】、資料 1-3【ウェブ】、基礎要件確認シート 12）。

成績評価方法は、成績評価規程の定めにより、複数の成績評価基準により多面的に行われる。定期試験を含めて、単位修得条件が数値化される場合には、100 点満点中、60 点以上を合格、60 点未満を不合格としている。合格者に対しては、原則として相対評価がなされ、上位から 20%(±5%)・30%(±5%)・30%(±5%)・20%(±5%)の割合で、それぞれ A・B・C・D の成績評価が与えられる。また、不合格者には F の成績評価が与えられる（資料 4-41）。更に、学習到達度を測ることを目的として、GPA を導入している。

成績評価の客観性と厳格性を確保するため、シラバスにおいて成績評価方法欄を設け、評価種別、各評価方法の割合、成績評価基準を明示し、公表する（資料 4-31）とともに、学生からの疑義申立ての制度を設けている（資料 1-8-1 pp. II-8～II-10、資料 1-8-2 pp. 24～26、

資料 1-8-3 pp. 23～24、資料 1-8-4 pp. 22～24、資料 1-8-5 pp. 24～25、資料 1-8-6 pp. II-8～II-10)。

なお、2020（令和 2）年度については、COVID-19 によるオンライン授業実施に伴い、相対評価の割合について特定の評価に偏らない（50%を超えない）対応をとった。

また、成績評価規程及び成績評価の割合については、2020（令和 2）年度の内部質保証推進委員会において検証を行い、適切性を担保している（資料 4-28）。

卒業要件は、「履修ガイド」に明記しているほか、毎年度当初に学年ごとに実施するオリエンテーションで詳細に説明している（資料 1-8-1 pp. I-8、資料 1-8-2 pp. 6、資料 1-8-3 pp. 7、資料 1-8-4 pp. 7、資料 1-8-5 pp. 7、資料 1-8-6 pp. I-8）。また、各学部とも、卒業研究（ゼミ研究）が卒業の条件となっており、演習指導教員の指導のもとで作成した卒業論文を審査している。そして卒業判定は、各学部の教務委員会においてその修得単位数等の外的要件を精査した上で、最終的には教授会における審議を経て最終決定するという手続きを踏むことにより、その責任を明確にするとともに遺漏のないようにしている。例えば、経済経営学部では、卒業論文について統一した執筆要項を作成し、学生に周知している（資料 4-42）。卒業論文の内容については、演習指導教員が責任をもって指導することになっている。また、毎年 1 月に卒業論文提出日が設定されており、その際、学部教務委員会が厳格に形式審査を行うことになっている。また、メディア情報学部では、学位認定には論文提出を必須とし、論文審査は主査 1 名・副査 1 名以上で行っている（資料 4-43、4-44）。単位認定と合わせて対象者を個別に確認の上、教授会において承認を行っている。

大学院においては、「大学院要覧」「大学院シラバス」の中で、演習及び講義科目についてそれぞれ演習・講義の目標、演習・講義内容及び成績評価方法が明示されている（資料 1-10 pp. 16, 37、資料 4-31）。成績評価は、A、B、C 及び F であり、それぞれ 80 点以上、70 点以上 79 点以下、60 点以上 69 点以下、及び 60 点未満であり、A、B、C が合格で、F が不合格であることを「大学院要覧」に明示している。学位取得の為には、総合政策研究科の各専攻は 32 単位以上、心理学研究科各専攻は 34 単位以上を修得し、更に修士論文を提出し最終試験に合格しなければならない。最終単位認定は、各研究科委員会で行われ、適切に運用されている（資料 1-10 pp. 16～18, 37～41、資料 4-45）。

学位論文の審査基準は、「大学院要覧」及びホームページに明示されている。すなわち、当該研究領域における修士としての十分な知識を習得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身に付けているかを審査する。具体的には、研究テーマの適切性、研究テーマに関する先行研究レビューの適切性、研究結果・結論に至る検証の適切性、研究内容の独自性、論文の形式・体裁の適切性、特記事項という 6 つの項目を審査の基準とし、それぞれを 5 段階で評価し、その上で総合的に判断して評価を下している。学位論文の最終審査（口頭試問）は、主査 1 人、副査 2 人の複数の教員が学位論文及び関連科目について、審査基準に従って厳格に審査し、合否の判定案を作成した上で研究科委員会において最終的合否判定を行っており、修了認定の客観性及び厳格性は確保できている（資料 1-10 pp. 17～18、40～41、資料 4-46【ウェブ】、資料 4-47【ウェブ】、基礎要件確認シート 5）。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

本学の学部においては、ディプロマ・ポリシーにて掲げる「駿大社会人基礎力」と専門的知識・技能の総合的な活用力の修得状況の判断を、①「駿大社会人基礎力」の到達度の確認、②各科目のシラバスに定める成績評価、③卒業研究又はゼミ研究の成果把握、によって総合的に行うこととしている。「駿大社会人基礎力」の到達度の確認は、ループリックを活用(資料4-48)して行っており、その結果については、FD委員会を通じて全学研修会(教育力)で発表を行っている(資料4-49)。また、個別の授業科目については、授業アンケートにおいて、個々の学生が修得すべき「駿大社会人基礎力」の16の能力要素が、当該授業を通じてどの程度身についてきていると感ずるかを確かめる設問を設けている(資料2-19【ウェブ】)。成績評価は、学習の到達目標の明示から始めて、多様な評価項目を異なった比重で評価し、最終の成績評価に活用している。その際には、記憶だけではなく、様々なスキルを査定している。なお、学生には成績だけではなく、フィードバックを与えている(資料4-29、資料4-31)。卒業研究については、4年次ゼミ担当教員が各学部で作成した統一執筆要領に基づいて指導を行い(資料4-42)、学位論文の評価基準に基づく厳格な審査を行いながら学習成果の評価を行っている(資料4-50)。

なお、学期末に実施する授業アンケートには、学生の学習成果を測定するための評価指標項目として「内容理解」「知的満足」等を設けている(資料2-19【ウェブ】)。また、毎年各学部の情報処理基礎科目の時間を用いてWebアンケートを実施して、春学期をほぼ終了した時点の初年次生を対象に、講義内容について、関心の広がり、将来有用性、理解度等について調査を行い、経年の比較を試みている(資料4-51)。その他、秋に行う「学生生活基本調査」において、学生の週平均の学修時間の把握を行っている(資料4-52【ウェブ】)。また、2012(平成24)年度から卒業生を対象とした「卒業生ふりかえりアンケート」を実施し、教育への満足度等について調査を行うとともに(資料4-53【ウェブ】)、2017(平成29)年度から、卒業後3年程度経過した卒業生を対象とした、「既卒者アンケート」を実施し、本学の教育内容について、在学中の満足度や卒業後に役立ったのか等を調査する等の取組を行っている(資料4-54【ウェブ】)。

課題として、学部の入学者数は2016年度から2020年度にかけて増加が続いており、中でもA0入試で入学する学生の割合が高いことから(大学基礎データ表3)、これらの学生の基礎学力に関する問題が存在する。新入生アンケートにおいて新入生のうち54.0%が「大学の授業では高校までのようにはいかないのが大変だ」、37.3%が「ついていけない」とそれぞれ感じており(資料4-51)、このアンケート結果に鑑みても更なる入学前教育の強化や初年次における授業内容・方法の改善に取り組む必要があると認識している。

大学院においては、修士課程の修了要件・学位授与手続き及び学位論文の審査基準等を「大学院要覧」等に明示して、その適切性を確保している(資料1-10 pp.17~18、40~41、資料4-46【ウェブ】、資料4-47【ウェブ】、基礎要件確認シート5)。学位論文の最終審査(口

頭試問)は、主査1人、副査2人の複数の教員が学位論文及び関連科目について、審査基準に従って厳格に審査し、可否の判定案を作成した上で研究科委員会において最終的合否判定を行っており、修了認定の客観性及び厳格性は確保できている。なお、大学院においても授業アンケートを実施しており、学生の学習成果を測定するための評価指標項目として、「内容理解」「知的満足」等を設けている(資料4-55【ウェブ】)。

上記のような取り組みを通じて、学習成果を把握するための指標、方法の開発を行っているが、ルーブリックや授業アンケートの分析、本学教育研究センターの研究プロジェクトによる分析等を通じて駿大社会人基礎力が十分に積みあがっていないことや基礎力の定義づけに関する学生、教職員の理解の齟齬、また、ルーブリック評価が主観的な評価であること等の課題が明らかになっている(資料4-49、資料2-19【ウェブ】、資料4-56【ウェブ】)。その対策として、学長・副学長会議の下にプロジェクトチームを設け、基礎的・汎用的能力の測定に関して客観性を持たせるべく、従来の1年次に加え3年次のキャリア教育科目の中でPROGテストを導入・実施することで成長度を測定したり、駿大社会人基礎力の改定に向けた検討を行う等、見直しに向けた取組を継続するとともに3年次におけるPROGテストの導入結果については、2020(令和2)年度の内部質保証推進委員会において検証を行っている(資料4-28)。引き続き、学習成果を把握し、評価するためのより精度の高い方法の研究開発を行う。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：学習成果の測定結果の適切な活用を目的とした定期的な点検・評価及び同点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、2016(平成28)年度に学長が本学の「教育の質の向上」に向けて新たな目標と計画を示した「グランドデザイン2021」を策定した。そこでは、「地域の中核的人材の育成」に向けて、「社会人基礎力」及び専門的知識・技能の活用力を身につけることを目標に、教育について取り組むべき課題が明示されている。具体的には、①新カリキュラムに基づく教育の実施、②3ポリシーに基づく教育の実践、③教育成果の把握、分析に基づく教育改善、④主体的学びの推進、⑤学習支援の強化、⑥初年次教育の充実、⑦グローバル教育の推進、⑧スポーツ教育の推進、等である(資料1-4【ウェブ】)。各学部、研究科及びセンターは、それを受けて、アクションプランを作成し、それぞれの課題について取り組むべき具体的活動内容と目標を明示し、年度中には進捗状況、更に年度末には実施状況を報告し、自己評価と学長等からの評価を受けることになっている。例えば、2019(令和元)年度のメディア情報学部においては、「①新カリキュラムに基づく教育の実施」について、新たに開設されたアニメーション・モジュールの周知とカリキュラムマップの活用による学習計画の検討を取り組むべき活動内容として挙げている。年度途中の中間報告と年度末の最終報告において上記の活動が達成されていることが報告され、自己評価と学長等の評価のいずれにおいてもA判定を得ている(資料4-57)。なお、アクションプランの内容については、学長・副学長を

はじめ学部間での情報交換の場が設けられ、そこで今年度の高く評価される事項や次年度に向けての改善点等が検討されている(資料 2-19)。

また、本学では、毎月開催される FD 委員会が教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行っている。例えば、学期末に実施する授業アンケートの結果については、FD 委員会で報告・検討された上で、IR 実施委員会において結果の概要がまとめられ、授業により身についた知識・能力・技術や受講満足度等について学年別、学部別の分析が行われている(資料 2-19【ウェブ】)。更に、FD 委員会の決定により、授業アンケートの結果を受けて全教員が「授業改善計画書」を作成して、提出することになっている。ここでは、該当する授業において、今年度取組んだ授業改善の手法、将来取組みたい授業改善の手法、社会人基礎力の評価、今後の授業改善の取組等について回答がなされている(資料 4-33)。なお、授業改善の手法の結果のうち「学生による発表」「グループワーク」「学生同士のディスカッション」等については、副学長が提出するアクションプランの主体的学びの推進の達成度を評価する際の指標として利用されている(資料 4-58)。また、「新入生アンケートー学びの移行調査」、「卒業生ふりかえりアンケート」、「既卒者アンケート」についても、IR 実施委員会等において結果の概要がまとめられ、分析が行われている(資料 4-51、資料 4-53【ウェブ】、資料 4-54【ウェブ】)。

その他、点検・評価を行う際の根拠となる資料として、現代文化学部のように学部独自で 1 年次生アンケート、フィールド・スタディ科目アンケート、4 年次生アンケートを実施している例がある(資料 4-50、資料 4-59、資料 4-60)。また、心理学部においては日本心理学会が認定する認定心理士資格(心理学の専門家として仕事をするために必要な、最小限の標準的基礎学力と技能を修得していることを認定する資格)が取得可能なカリキュラムとなっているかを、カリキュラムの適切性の一つの基準としており、4 年ごとのカリキュラム改訂時には、自己点検・評価として、この基準との照合を行っている。

なお、いずれの学部も教育課程及びその内容、方法の適切性について学部 FD・SD 会議において検証が行われ、その結果をもとにカリキュラムの見直しを行う等改善・向上に向けた取組みを行っている。例えば、法学部では、学部教務委員会は学部全体の単位修得状況や授業評価について管理しており、学生アンケートにおいて、相対的に低い評価がなされた場合、学部長ないし教務主任が面談し、その理由を確認し、適宜改善の方法を話し合っている。また、所属教員相互に授業参観を実施し、その結果を FD・SD 会議にて情報共有している(資料 4-61)。教育課程の適切性については、カリキュラム検討委員会において、カリキュラムの見直しごとに点検し、社会情勢と学生のニーズを踏まえつつ、漸次改善するよう努めている(資料 4-62)。

2020(令和 2)年度については、COVID-19 への対応として、専任教職員を対象として全学研修会(オンライン授業)を開催して、特徴的な取組を行っている授業例を示すとともに(資料 4-63)、全学研修会(研究)の中で学生アンケート結果を踏まえた研修を行い(資料 3-15)オンライン授業の改善に役立てている。

大学院においても授業アンケートの結果を受けて各教員が「授業改善計画書」を提出し、学習成果の確認や授業方法の改善が図られている。FD・SD 会議も研究科全体もしくは専攻ごとに開催され、教育成果の改善に向けて努めている。心理学研究科では、定期的に行う FD・SD 会議において、学生個々の学習の進捗状況についての情報を共有した上で、学習の進め方等

の修正・工夫に係る検討を継続的に行っているほか、大学院授業アンケートの結果を基にした検討、全教員の授業改善計画の共有とこれを基とした検討も毎年実施している（資料 4-45、資料 4-64）。

(2) 長所・特色

特筆すべき点は次の5点である。

- ① 全ての年次において少人数ゼミナールに属することが必須となっており、教員と学生が双方向で学ぶ場が保証されている（第4章点検・評価項目2）。
- ② 全ての学部科目において、シラバスに「到達目標となる駿大社会人基礎力／養成する能力要素（スポーツ科学部）」を明示して身につけるべき力を示している（第4章点検・評価項目3）。
- ③ 全学共通の科目として地域科目群を置き、地域社会を学びの場とする多様なアウトキャンパス・スタディ科目を開設している（第4章点検・評価項目4）。
- ④ FAを通じた適切な履修指導体制が整備できている（第4章点検・評価項目4）。
- ⑤ 「グランドデザイン2021」に基づく、各部局によるアクションプランの実施及び評価（第4章点検・評価項目7）

こうした本学における教育上の長所・特色は、授業アンケートをはじめとする不断の検証に基づく改善を行うことにより、さらに充実した取り組みに発展させてゆく。

(3) 問題点

授業の形態やクラスサイズに応じた双方向型授業の導入のあり方等については、まだ多くの検討の余地を残しており、更に学生の学習意欲を高めるための工夫を重ねていく必要がある（第4章点検・評価項目4）。

入学前教育の強化や初年次における授業内容・方法の改善に取り組む必要がある（第4章点検・評価項目6）。

「駿大社会人基礎力」における基礎力の積み上げ等の課題解決（第4章点検・評価項目6）。

(4) 全体のまとめ

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を定め、公表・実施している。更に、シラバスの内容を整備・充実させるとともに、4年間を通しての少人数制のゼミナールの設置等を通じて学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置や学位授与を適切に行うための措置を講じている。

学長が策定した「グランドデザイン2021」において、教育について取り組むべき課題が明示されている。各部局は、それを受けて、アクションプランを作成し、取り組むべき活動の具体的内容と課題を明示し、年度末にはその達成度を評価した上で、次年度の改善につなげ、教育の内容、方法について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている。

既述のとおり、授業の形態やクラスサイズに応じた双方向型授業の導入のあり方、入学前教育の強化や学習成果を測定する指標としての「駿大社会人基礎力」の見直し等、いくつか

の改善途上の課題を抱えてはいるものの、上述の諸点を総合的に判断すると、本学は基準4
教育課程・学習成果において、大学基準を満たしていると考ええる。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
入学希望者に求める水準等の判定方法

「学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」については、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」の内容を踏まえ、全学的及び各学部・研究科の方針が同時に策定されている。

学部については、「2021年度入学者選抜要項」（資料5-1 pp.40～41）、「入試ガイド2021」（資料5-2 pp.13～14）に、研究科については、「大学院募集要項2021」（資料5-3 pp.8～10・13・18・22・23）、「大学院ガイド2021」（資料1-9【ウェブ】 pp.3・7・13・15・17・23）に掲載するとともに、本学公式ホームページに掲載し、広く公表している（資料2-10【ウェブ】、4-4【ウェブ】）。

また、全学及び学部の「アドミッション・ポリシー」には、「求める学生像」として、どのような意欲等をもった人材を求めているかという点とともに、「高等学校等において学んできてほしいこと、身につけてほしいこと」として、求められる学習歴等を具体的に記載している。更に、以上のような入学者を選抜するために、学力試験、面接試験、スクール受講・課題審査、プレゼンテーション、書類審査等を取り入れた多様な形態の入学者選抜を実施し、判定方法についても明示している。

研究科の「アドミッション・ポリシー」においても、専攻毎に入学前の学習歴、学力や技能の水準等に関して具体的に記述している。また、判定方法についても明示している。

以上のことから、学生の受け入れ方針を定め、公表しているといえる。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

修士課程においては、全学及び各学部の「学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」において、多様な入学者選抜を実施する旨を明記しており、これに基づき、2021（令和3）年度入学者選抜として、学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜、更には多様な背景を持った者の大学進学のために配慮するための特別入学者選抜や編入学者選抜、秋学期入学者選抜を実施している。

入学者選抜の各方式は全学部共通である。学校推薦型選抜は、面接試験、小論文試験又は実技試験、書類審査で判定を行い、総合型選抜では、面接試験、スクール受講・課題審査、書類審査で判定しており、メディア情報学部とスポーツ科学部においては、学部の独自性に応じた選抜を行うことを意図として、スクール受講・実技審査やプレゼンテーション等で審査する独自の方式を設けている。一般選抜においては、一般方式と共通テスト利用型ともに合計得点により判定を行い、論理的な思考力・判断力・表現力等を適切に評価するため、「国語」の試験では記述式問題を出題するほか、一部の一般方式で、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価するため、書類審査を判定に含めている。

また、アドミッション・ポリシーに基づき、「学力の3要素」（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的、総合的に評価するため、選抜方法の各審査内容を明示している（資料5-1 pp.1～18・42）。

入学者選抜制度については、入学試験制度・判定委員会（2019年度までは入学試験制度委員会）において検討を重ね、多面的かつ総合的で公正な評価を行うため、制度等の見直しを随時行っている。具体的な入学者選抜に当たっては、すべての入学試験において、各学部入学試験委員会で、合否判定基準に基づいた合否判定案を作成後、各学部教授会で慎重な審議を行い、全学的な入学試験制度・判定委員会の議を経て、学長が合否判定を決定している。責任の所在を明確にするとともに、全学的な観点から公正な選抜が行われる体制を取っている（資料5-4）。

経済的支援については、奨学金、入学金免除、入学検定料割引制度などの全学的な制度を設けるとともに、授業料の納付については月額納付制度を設け、大学案内（資料5-5）及び「入学者選抜要項」（資料5-1 pp.29～30・36～37）、「入試ガイド（2021）」（資料5-2 pp.3）で開示し公表している。また法学部及び心理学部においては、一部の一般方式の試験成績優秀者に対して、授業料相当額を免除する制度があり、これについても「入学者選抜要項」（資料5-1 pp.16）、「入試ガイド（2021）」（資料5-2 pp.7・9）に記載して、入学希望者に情報を提供している。

修士課程においては、一般入試、社会人特別入試、留学生特別入試の入学試験制度を設けている（資料5-3、資料1-9【ウェブ】）。研究科全体で入学試験を実施する体制を取っており、合否判定は研究科委員会で慎重な審議を行い、全学の合否判定調整会議を経て、学長が最終的な合否判定を決定している。筆記試験の結果はもとより、研究計画を中心とした面接の評定も得点化され、公正な選抜が行われる体制を取っている。

また、入学希望者のうち障害がある受験生に関しては、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の法令の趣旨に十分に留意し、全学として、「学校法人駿河台大学における障害のある学生等への支援に関する規程」第7条において、必要な支援の申し出を認めており、「学校法人駿河台大学における障害のある学生等への支援ガイドライン」4（5）①において、具体的な配慮内容について規定している。受験に当たっては、

学部においては、入学者選抜要項に「受験上・修学上の特別な配慮が必要な方へ」と記載（資料 5-1 pp.28）し、研究科では、「大学院募集要項 2021」（資料 5-3 pp.7）に「障害のある受験生の方へ」として記載している。実際に問い合わせがあった場合には、「特別配慮相談書」を用いて申し出を受付け、それをもとに医師の意見を聞き、入学試験実施委員会や研究科委員会で審査するという制度を整えている。また、入試広報部や教務課、健康相談室を通して、事前相談を実施し、可能な配慮をするよう努めている。

なお、COVID-19 への対応・対策としては、入学試験実施委員会において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対応した入学者選抜の実施方針（資料 5-6）を策定し、「事前準備」、「試験当日の対応」、「試験終了後の対応」に分けた要領を定めた。新型コロナウイルス感染症に罹患した志願者又は保健所等から濃厚接触者に該当するとされた症状のある志願者に対しては、「別日程への受験振替（入学検定料振替）又は入学検定料の返還」を行うこととし、健康管理等の留意点と併せて、事前に告知（資料 5-6）し、公平な受験機会の確保に努めた。

以上のことから、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制については適切に整備されており、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

〈学士課程〉

入学定員に対する入学者数比率

編入学定員に対する編入学生数比率

収容定員に対する在籍学生数比率

収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

〈修士課程〉

収容定員に対する在籍学生数比率

(1) 学士課程

2020（令和 2）年度は、入学定員 910 人に対する入学者数は 1,103 人で 1.21 倍（大学基礎データ表 2）、編入学定員 50 人に対する学生数は 37 人で 0.74 倍、収容定員 3,730 人に対する在籍学生数は 4,089 人で 1.10 倍（大学基礎データ表 2）である。

2016（平成 28）年度までは、漸次入学者数が減少していたが、2017（平成 29）年度から増加に転じ、2018（平成 30）年度からは全学部で安定して 1.00 倍以上の入学者数を確保することができている。また、収容定員充足率も 2020（令和 2）年度は募集を停止した現代文化学部を除く全ての学部で、1.00 倍以上となり、全学的に定員未充足の状態が解消された（大学基礎データ表 2）。

一方、編入学については、2020（令和 2）年度、法学部は定員 10 名に対し入学者 5 名、メディア情報学部は定員 10 名に対し 7 名と未充足の学部がある一方で、経済経営学部のように定員 10 名に対し、19 名と大きく定員を超過する学部があるなど、入学者の安定的な確

保が課題である（大学基礎データ表 2）。

入学定員の設定と管理については、高校生の大学進学の見極め、高等教育施策との連動を含めた検証を重ね、法学部、経済経営学部、メディア情報学部については、2017（平成 29）年度に、法学部を 240 名から 230 名に、経済経営学部を 230 名から 200 名に、メディア情報学部を 160 名から 150 名の入学定員とし、現代文化学部については、2017（平成 29）年度に 150 名から 180 名とし、入学者数の確保に尽力した（大学基礎データ表 2）。更には、2018（平成 30）年度には、法学部の定員を 220 名、経済経営学部 210 名、メディア情報学部 140 名、現代文化学部 200 名、心理学部 140 名とした。中長期的観点から、これ以後は定員の変更は行っておらず、全体として、安定的に入学者を確保し、適正に収容定員が充足できる状態となった。

なお、現代文化学部は 2019（平成 31）年度をもって学生募集を停止し、2020（令和 2）年度からは、新たに設置認可を得た定員 200 名からなるスポーツ科学部の学生募集を開始している。

（2）修士課程

2020（令和 2）年度は、収容定員 102 人に対する在籍学生数は 31 人で 0.30 倍である（大学基礎データ表 2）。本年度の入学者数は 13 人で、2018（平成 28）年度以降、13～14 人程度が継続し、入学者比率は 0.30 倍前後の低い水準の状態が続いている。更なる学生確保の取組みが必要であるとともに、入学定員を実情にあわせて変更する必要も認められる。

以上のことから、修士課程において課題は残るものの、全体としては、適切な定員設定や収容定員に基づいた在籍学生数の管理は、適切に行われていると判断できる。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

修士課程については、大学全体の入学者選抜に関して、入学試験制度・判定委員会において、入学試験の実績、入試広報に関する各種資料等に基づき、入学試験担当副学長が入試総括（中間・最終）を作成して、成果を評価するとともに、次年度以降に向けた課題を確認・検討し、入学試験制度・判定委員会や入学試験実施委員会において、入学者の追跡調査等も踏まえ、改善策を策定している（資料 5-7）。

各学部においても、中間時期および年度末の 2 回にわたり、入学試験委員長が同様の資料に基づき、入試総括を作成して、成果を評価するとともに、課題を洗い出し、入学試験委員会、教授会において課題を検討し、更には、全学機関の入学試験制度・判定委員会において、それを報告し、点検・改善を行い、入学者選抜の制度設計に反映させている。以上のように、点検・評価の結果を次年度の改善・向上につなげると同時に全学的な方針が各学部の活動に反映される体制が構築されている。

修士課程については、現状では定員を下回る状況が継続しているものの、研究科委員会及び FD/SD 会議において、定期的に点検・評価を行い、点検評価結果に基づく改善につなげて

いるなど（資料 5-8）、学生受け入れに関する定期的な点検・評価、それによる改善・向上に向けた取組みについては、学士課程、修士課程ともに適切に行われていると判断できる。

(2) 長所・特色

学士課程については、入学試験制度・判定委員会、入学試験実施委員会、入学試験問題作成小委員会等の全学的な組織を通じて、統括的に管理・運営しているため、全学的な体制で入学者選抜に取り組むことができている。成果評価や課題点の検討なども各学部だけにとどまるのではなく、全学的に共有し、課題解決に取り組むことが適切に実施できる体制となっている。

入学者の受け入れに関しては多様な入学者選抜制度を設定して、多面的かつ総合的な評価に努めており、多様な背景を持った者の大学進学のために配慮するための特別入学者選抜の実施は特筆される。

2018（平成 30）年度以降は全学部で安定して 1.00 倍以上の入学者数を確保することができている。また、収容定員充足率も 2020（令和 2）年度は学生募集を停止した現代文化学部を除く全ての学部で、1.00 倍以上となり、全学的に定員未充足の状態が解消された。

(3) 問題点

学士課程における編入学については、定員未充足の学部がある一方で、大きく定員を超過する学部があるなど、安定した入学者が確保できていない。また、年次ごとの確保者も大きく変動し、全体として入学者の安定的な確保ができていないことは課題といえる（大学基礎データ 表 2）。この課題を改善するため、志願者数や学生確保の見直しに応じた適正な編入学定員に見直しを行い、2022（令和 4）年度編入学選抜からは、改正された編入学定員により、編入学選抜を実施することにした。

修士課程については、入学定員・収容定員の未充足が続いているが（大学基礎データ 表 2）、研究科 FD・SD 会議において協議を重ね、総合政策研究科においては、学部と提携関係にある聊城大学（中国）との間で、新たに大学院入学の新制度を締結した。これにより、海外からの志願者を受け入れる体制を構築し、志願者拡大に努めていきたい。心理学研究科では、2017（平成 29）年度に、法心理学専攻を改組し、新たに犯罪心理学専攻を設置、更には、臨床心理学専攻において、公認心理師の受験資格が可能なカリキュラムを整備した。これら改編の広報に努め、司法関係心理職を就職先として明示することなどと合わせた入学者確保の方針を定め、入学定員の充足に努めて参りたい。

(4) 全体のまとめ

学士課程については、全学的な入学試験関連委員会と各学部の連携の下、入学者選抜の対策に取り組む、推進する体制が構築されており、2018（平成 30）年度以降は安定して入学定員を確保することができたことは、その成果と捉えられる。

修士課程については、入学定員・収容定員の未充足が継続しているので、その解決のための仕組みの構築が必要である。

以上のことから、本学は、基準 5 学生の受け入れにおいて、点検・評価項目③の適切な定員設定と収容定員に基づいた在籍学生数管理について、学士課程の編入学と修士課程にお

いて、若干不十分な面を残すものの、その他の側面については、大学基準を満たしていると考えている。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的に基づいた求める教員像の設定

(各専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等)

評価の視点2：学部・研究科の教員組織編制に関する方針の明示

(教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化)

本学の求める教員像は、大学教員としての必要条件として、学校教育法及び大学設置基準に準じた能力・資質を、駿河台大学学則及び駿河台大学教員任用規程において明示している(資料1-2【ウェブ】第5条、資料6-1第1条)。大学院の教員に関しても同様に、大学院設置基準で定められている必要な能力・資質が大学院学則(資料1-3【ウェブ】第5条)で明示されている。この上に、本学の建学の理念である「愛情教育」に基づいて求める教員像を、「駿河台大学憲章」において「教育」「研究」及び「地域との協働」の3つの観点から明示している(資料1-1【ウェブ】)。教員募集をする際の募集要項においては、本学の大学憲章に共感できる方を明記し募集を行っている。

本学の教員組織編制については、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)資料6-2【ウェブ】の通りに、学部、研究科、各センターにおける方針の全体を定め、各学部・研究科においては、教員に求める能力・資質、教員組織の編制方針を明確化し大学ホームページで公表している。

一例として、スポーツ科学部においては、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる多様な能力が修得可能となる教育課程の編成を目的として、学生が授業科目間の関係性や学修順序を体系的に把握可能なカリキュラムツリー(履修系統図)を策定しており、同学部の教員組織の編成方針は、こうしたカリキュラムツリーに基づく教育実践を反映した方針となっている(資料3-2「5. 教員組織の編成の考え方及び特色」参照)。

教員組織の連携については、教育・研究の適正な運営を期するために、学長のもとに教学に関する重要事項を審議する大学評議会を設置し、教育研究に係る責任の所在を明確にしている(資料6-3)。また、大学評議会開催前には、学長、副学長、学部長、研究科長、センター長等により組織する部局長会議において、全学の教学事項全般を協議し、各部局長との連携を図っている(資料3-46)。

以上のことから、大学の理念・目的に基づいた求める教員像を設定し、学部・研究科の教員組織編制に関する方針を明示していると判断できる。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数の配置

評価の視点 2：各学部・研究科の教育研究活動に必要な教員組織編制

評価の視点 3：各学位課程の目的に即した教員配置

評価の視点 4：研究科担当教員の資格の明確化

評価の視点 5：バランスの取れた年齢構成の配慮

本学の専任教員数については、5学部合計107人、各センター所属教員合計12人、合計119人で構成されており（大学基礎データ表1）、全学部とも大学設置基準を満たしている。現代文化学部は、2019年を以て募集を停止し、所属教員は2020年度に新設されたスポーツ科学部と兼務している。同学部においては、所属教員4人及び兼務教員20人、合計24人で教員組織が編制され、大学設置基準15人を上回り、学部が存続する期間の組織編制を維持することに努めている。スポーツ科学部については、学部の完成年度となる2023年度には専任教員数が24人となり、大学設置基準を満たしている。

大学院についても、研究指導教員及び研究指導補助教員数について、全研究科とも大学院設置基準を満たしている。

教員組織編制方針については、大学全体として、カリキュラム・ポリシーに沿った教育を、責任を持って実施すること、ディプロマ・ポリシーに適合する人材の育成に必要な能力・資質を備えた教員を学部、大学院、共通教育センター及びキャリアセンターに配置することとしている。共通教育センター及びキャリアセンターについては、全学横断的な教育を行うことを目的としているところから、学部及び大学院の兼任教員の他に、各センターに所属する専任教員を配置している（大学基礎データ表1）。

既述のように、各学部の教員組織の編制方針は、学部毎に編制方針を定め（資料6-2【ウェブ】）、ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育能力を有し、学部の教育研究活動を展開するために各学部とも、教員の研究領域に即し、専門分野のバランスを考慮した編制を行っている。

大学院の教員組織編制方針については、2研究科とも、研究科の教育目的・ディプロマ・ポリシーを実現することを目的とし、それに資する教育能力を有する教員をもって教員組織を編制している（資料6-2【ウェブ】）。各専攻の教育活動を的確に実施し、学位課程に即した教員配置を行い、講義担当教員と研究指導教員においてそれぞれの業績審査基準を明示し、研究指導教員には高度の研究・教育能力を発揮するよう内規に定めている。

更に、心理学研究科における臨床心理学専攻においては、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び公認心理師法の基準に則った教員配置を行い、犯罪心理学専攻では犯罪心理学会会員4名、法と心理学学会会員1名を擁しており、臨床心理士及び公認心理師の受験資格要件を満たしている。

教員の年齢バランスについては、法学部、経済経営学部、メディア情報学部の教員編成方針にもあるように、バランスの取れた年齢構成に留意しているが、60歳以上の年齢構成が比較的高い経済経営学部及びメディア情報学部においては、2020年度末に退職予定教員

及び定年再雇用任期満了となる教員の補充として、年齢バランスを勘案し、教員を補充することで年齢バランスの偏りの回避を図っている。(大学基礎データ 表5)。

各学部における横断的な共通教育を実践するために、グローバル教育センター、情報処理教育センター、キャリアセンターに専属の専任教員を配置し、教育を行っている。各センターにおいて策定された授業計画については、各学部及びセンターから選出された全学で組織される全学教務委員会において、その内容を審議し、全学的な視点に基づき決定している。

また、各センターの運営については、センター運営会議または、センター委員会を設置し、各学部から選出された専任教員を運営構成員とし、授業計画を策定し実施している。また、学長・副学長、各学部・研究科の部局長及びセンター長を構成員とする定例の部局長会議を行い、学部との連携を図っている。

以上のことから、各学部・研究科の教育研究活動に必要な教員組織編制を行い、各学位課程の目的に即した教員配置を行っている判断できる。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位(教授、准教授、講師、助教等)別募集、採用、昇任に関する基準、手続の設定及び規程の整備

評価の視点2：教員人事の諸規定に沿った教員の募集、採用、昇任の実施

教員の募集、採用に関して、全学的に定めた規程及び手続きを定めている(資料6-1、資料6-6)。各部局では、人事検討委員会や執行部会議等において人事計画の策定、専任教員採用の任用手続きの開始に当たり教授会等を経て、専攻分野、応募職位の検討、3つのポリシーに沿った将来構想、編制方針、必要性を明示した採用計画を学長に提出することを定めている。提出された採用計画案に基づき学長は、当該任用発議において専攻分野の全学的な調整を必要と判断した場合には、学長・副学長、各学部・研究科の部局長及びセンター長を構成員とする定例の部局長会議において意見を聴取する。任用発議は、その後理事会に提案し、任用手続き開始の承認を得ることとなっている。理事会承認後は募集活動を開始する。応募者については、各部局が設置する選考委員会において、教育・研究業績の書類審査を行い、模擬授業及び面接を行っている。本学の教育・研究方針に対する適合性の確認、教育に対する熱意や学生指導能力等を考慮し、候補者の業績及び能力を総合的に判断し審査を行っている。選考委員会による選考結果については、教授会等において審議し、理事会に報告をする。理事会では、面接審査を行い採用の可否を決定する。

教員の昇任審査においても、全学的に定めた規程及び手続きを定め実施している(資料6-1、資料6-7、資料6-8)。昇任の資格要件については、基本的事項を全学的に定め、各部局においては、昇任審査に関する内規により審査委員会を発足し、審査委員会による研究業績、教育業績、勤務状況等の審査及び面接審査を行い、昇任の可否を審査する。その後、教授会等においては審査委員会での審査結果を審議し、その結果を理事会に報告し、理事会において昇任の可否を決定する。

総合政策研究科及び心理学研究科においては、各専攻が基礎を置く学部専任教員からな

る構成としており、研究科としての採用募集、昇任審査は行っていない。研究科を担当する教員を補充する際には、学部教員の採用募集の際の任用計画の中において、大学院を担当することを決定し、募集要項に明記し審査を行い学部教員としての任用をしている。学部教員が研究科を担当する際の資格については一定の要件を定め、教育歴及び研究実績に基づき、研究科委員会による審査を経て、演習指導教員または、講義担当教員として承認している。

以上のことから、教員の採用、昇任における規程及び基準を定め、手続に則り、募集、採用、昇任を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
--

全学委員会として、各学部・センターから選出された教員及び学務部長を構成員とするFD委員会を設置し(資料6-9)、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を図っている。全学研修会では、「駿河台大学グランドデザイン2021」に掲げた目標に沿った全学的な課題や各学部・センターが抱える課題を全学的に共有するとともに全学的な課題をテーマに実施している。2020年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、全教職員が一堂に会することを避け、e-learning形式に変更し継続し開催を行っている(資料6-10)。

授業改善のための改善、工夫を行うための取組みとして、専任教員が担当する授業公開の期間を設け、専任教員による授業見学を行い、見学後は報告書をFD委員会に提出している。2020年度の新型コロナウイルスへの対応によるオンライン授業が行われる中においても、オンライン授業において工夫している点等を中心に授業見学の取組みを継続し行っている(資料4-33)。

教育内容及び教育方法に対する学生の評価や授業に対する学生のニーズ等を把握するため、学生による授業評価を行っている。アンケート結果については、Webアンケートシステムにより、学内公開をしている。教員はアンケート結果等に基づき授業改善報告書の作成を通じて、自らの授業を振り返り、次年度の授業をより良いものにできるような取組を行っている。授業改善計画書の集計結果等はFD委員会を経て、教職員向けポータルサイトに掲載し、授業改善の参考資料とできるようにしている。

また、学長ガバナンスに基づき、こうした授業アンケートによるスコアが一定水準を下回っている場合には、FD委員会を経て、全学部長・研究科長・センター長を構成員とする部局長会議での報告後、学部長等による面談を行い、面談実施後は、速やかに事務部門に対して、面談内容・対応策等に関する報告書を提出することとしている。報告内容が取り纏められた後は、部局長会議において面談結果報告に基づき、対応方法の議論がされるなど、教育の質を常に重視した取組みを行っている。

各学部・研究科及び各センターでは、教育力の向上、授業内容の改善方法等を目的としたFD・SD会議を定例で実施している。また、各教員が学内外で行われた研修や教育・研究をテーマとした発表を通じて、討論を行い、教員の資質向上を図っている。

教員の教育活動、研究活動、管理運営、社会貢献活動等の評価においては、本学が定める研究業績評価制度及び教員業績評価制度により、各部局長による評価を行っている。各教員は、年度当初に教員業績評価報告書に、前年度の達成目標に対する取り組みの成果及び自己評価を行い、同時に当該年度の達成目標を記入し各部局長に提出する。各部局長は、報告書の記入内容と過去1年間の本人の活動状況を面談により確認を行い評価の伝達、当該年度の個人目標の最終設定、教育・研究活動において期待することの伝達等を通じて、各部局内における組織としての目標達成の共通認識を行い、教員個人の役割の認識がなされている。特に、教育活動においては、評価制度の導入後、学生の授業アンケートの満足度が3.0未満である専任教員の割合が減少している傾向が見られ、また、専任教員の担当する科目の単位修得率が向上するなど、教育改善において一定の成果が出ていると言える(資料6-11)。

各部局長においては、教員業績評価報告書による個人の評価を行った後には、教員評価報告書を作成し、学長に提出し、学長は全学的見地からとりまとめ、教員評価報告書を作成し、ホームページで公開している(資料2-33【ウェブ】)。

これら教員の教育・研究・社会貢献活動等において、顕著な業績を挙げた教員に対しては、本学の教育・研究・社会貢献活動等の活性化を図り、建学の精神である愛情教育の実現に寄与した実績に伴い表彰を行っている。

- ① プロフェッサー・オブ・ザ・イヤー賞
- ② ティーチャー・アワード

以上のことから、ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると判断できる。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点1：教員組織の適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価の実施 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部長・センター長は、毎年、各部局における人事委員会、学部執行部や教務委員会等を中心とした組織において、学部担当授業数、専門分野毎の教員数などに基づき、組織編制を検討している。その結果については、教授会等で審議し、各部局において点検・評価を行い、次年度における教員組織編成時において、これら前年度の点検・評価をもとに、各部局における人事計画を立て、各部局長が学長への報告を行い、学長が当該年度における大学全体の教員組織編制の見直しや教員定数を設定し理事会に提案し、決定している。

また、前述の点検・評価項目④の記述の通り、学部長・センター長は、所管する学部またはセンター全体における点検・評価として、教員の教育活動、研究活動、管理運営、社会貢献活動等について、教員評価報告書を作成し、毎年、学長に提出している。研究科に

においても同様に、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の全体評価として、研究科長が点検・評価を行い、教員評価報告書を作成し、毎年、学長に提出している。学長は、大学全体の視点による点検・評価を毎年行い、大学ホームページで公表している(資料 2-33【ウェブ】)。

以上のことから、教員組織の適切性について、定期的な点検・評価が実施され、点検・評価結果に基づく改善・向上が行われていると判断できる。

(2) 長所・特色

研究業績評価制度及び教員業績評価制度の取組みにより、各教員自身が次年度の活動目標を明確に決定し、活動状況が可視化され、各教員に求める教育方法や研究成果の把握が可能となっている。評価制度を通じて、学長、各部局長が各教員の役割や期待することを確認することで教員の資質向上を図り、大学の組織運営を円滑なものとしている。各教員については、各自の1年間における教育活動・研究活動・管理運営活動・社会貢献等の活動を振り返ることで、次年度の教育目標が明確なものとなっている。

同評価制度の導入により、学生の授業アンケートの満足度が3.0未満である専任教員の割合が減少している傾向が見られ、また、専任教員の担当する科目の単位修得率が向上するなど、教育改善において一定の成果が出ていると言える(資料 6-11)。

これら教員の教育・研究・社会貢献活動等において、顕著な業績を挙げた教員に対しては、本学の教育・研究・社会貢献活動等の活性化が図られ、建学の精神である愛情教育の実現に寄与した実績に伴い表彰を行っている。

(3) 問題点

教員組織の編制においては、各学部における教員組織の編制方針に(資料 6-2【ウェブ】)に基づき、定年退職者及び年度末の自己都合退職者を勘案したうえで、毎年6月に翌年度の任用計画を、職位、年齢バランス及び専門分野等に配慮したうえでの計画を立て、教員募集を行っている。しかしながら、年度末に向けて、急な他大学移籍や退職といった想定外の外的要因もあるため、年度終了時までに対応が難しい側面があり、継続的な課題と言える。

(4) 全体のまとめ

本学は、大学設置基準、大学院設置基準等の法令及び本学による教員組織の編制方針に基づき、適切且つ十分な教員を配置した組織編制の下、学部の改組や新設、学部コース内容の見直し等、常に時代のニーズに沿った改革を行っている。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、学生の傾向等を踏まえ学生支援（修学・生活・進路）に関する方針の明示

建学の精神である「愛情教育」の理念に基づき、「徹底した人格教育」により、学生ひとりひとりの個性を尊重し、教職員と学生との人格的触れ合いを通して、豊かな人間性を育成することを教育目的としている（資料1-1【ウェブ】、資料1-2第1条【ウェブ】）。

この目的に相応しい学生生活の適切な環境を整えるとともに、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導・助言を行うこととし、2017年度以降の5年間に達成すべき目標と計画として策定された「駿河台大学グランドデザイン2021」（2016.11月策定）（資料1-4【ウェブ】、資料7-1【ウェブ】）においては、「学生支援力の駿河台大学（高い学生満足度）」、「就業力の駿河台大学（目配りの行き届いた就職支援）」の構築・強化を「学生支援に関する方針」として明確に定めている。

なお、学生支援に関する方針や取組の内容、到達目標については、大学ホームページや大学案内において広く社会に公表している（資料1-4【ウェブ】、資料7-2）。

また、2020（令和2）年度はコロナ禍の影響により、ポータルサイトを通じての発信となったが、『学長方針2020「グランドデザイン2021」の実現に向けて』及び『2020（令和2）年度事業計画書』の中で、学生支援に関する方針に基づいた、具体的な取組内容や到達目標を学内の教職員に対し明示し、共有を図っている（資料7-3、資料3-42【ウェブ】）。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生の修学支援体制の整備及び適切性

- (1) 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- (2) 留学生に対する修学支援
- (3) 障害のある学生に対する修学支援
- (4) 成績不振や出席不良に至る学生の状況把握による適切な指導及び奨学金その他の経済的支援を含めた中途退学防止に向けた取り組み

評価の視点2：学生の生活支援体制の整備及び適切性

- (1) 学生の相談に応じる体制の整備
- (2) ハラスメント防止のための体制の整備
- (3) 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点 3：学生の進路選択に関する支援体制の整備及び適切性

評価の視点 4：学生の正課外活動（部活動、サークル活動等）の充実に関する支援体制及び適切性

評価の視点 5：学生の要望に対応した学生支援体制及び適切性

< 学生支援体制の適切な整備 >

学生支援に関する方針に基づき、修学・生活・進路支援に関する具体的な取り組みの基本方針の決定や具体的な支援内容の検討、検証を行う機関として、各学部選出の教員及びセンター専属教員からなる「学生委員会」、「スポーツ教育センター運営会議」、「健康相談室・障害学生支援委員会」、「キャリアセンター委員会」及び「グローバル教育センター委員会」を設置している。これらの委員会は、定例議題のみならず、各所管事務部署が日頃の業務運営を通じて把握した課題・問題点等を含む審議事項を事前に整理し、臨んでいる。

具体的には次の所管によって役割分担し、より専門性を持たせて運営している。

学生支援部は、2課1室により構成されていて、学生支援課が奨学金、学生活動支援等の業務を行い、体育課が課外活動（部活動）に関する業務、健康相談室が学生の心身の健康管理業務を行っている。「学生委員会」、「スポーツ教育センター運営会議」及び「健康相談室・障害学生支援委員会」で審議・決定された修学支援、生活支援等については、学生支援部の2課1室が具体的に実施している。

また、キャリアセンター事務部キャリア教育・就職支援課が就職に関する相談・指導、キャリア教育関係業務、キャリア活動支援等を行っている。「キャリアセンター委員会」で審議・決定された進路支援等については、同課が具体的に実施している。

同様に、学務企画部グローバル教育課が語学教育の充実、留学促進業務の他、外国人留学生の受入、在留資格管理を含む支援全般の拡充及び留学生と日本人学生の交流の拡大等の支援業務等を行っている。「グローバル教育センター委員会」で審議・決定された留学生に対する修学支援については、同課が具体的に実施している。

< 修学支援 >

・ 入学前の学習サポート

本学では、多様な入学者選抜で入学してくる学生の特徴等（合格時期等も含む）も考慮し、入学前の教育プログラムを用意してきたが、2020（令和2）年度より全入学予定者を対象に、大学の授業を理解するために必要な基礎学力や、資格試験や就職試験に取り組む上で最低限必要となる一般常識を身につけさせ、学生生活がスムーズに始められるよう準備として、入学前の学習サポートハンドブックとして、Web上で取り組むことができる『駿大ドリル』を導入している（資料7-4【ウェブ】）。

・ 補習教育や補充教育に関する本学の取り組み

担当教員による個別の授業科目に対する補習教育や補充教育の他、各学部・各センターにおいて、各学部のカリキュラム、各センターの授業内容の特性に合った資格取得に対し、後援団体である同窓会より受験料補助をいただきながら、学生の自主的な資格取得を奨励している（資料7-5）。

また、学習面での戸惑いや困ったことなど（レポート作成など）、学習全般の相談については「学習相談連携デスク」で対応している。

・留学生への修学支援

外国語教育を一元的・統一的に実施し、学生の外国語能力を向上させ、国際交流の充実を図ることを目指してグローバル教育センターを設置している（大学基礎データ表 1）。主たる業務は、語学教育の充実、留学促進、留学生の受入と支援の拡充、留学生と日本人学生の交流の拡大等であるが、留学生に対する修学支援は、その中でも活動の大きな柱である。

①留学生入学前ガイダンスの実施

入学前に、留学生同士及び関係教職員とで顔合わせをして繋がりを持つことにより、入学前における不安を少しでも軽減させ、学生生活をスムーズにスタートさせる目的で実施している。教職員との顔合わせをはじめ、入学当初を含む年間スケジュールの説明、入管法に関わる重要な制度や諸手続の説明などに加えて、先輩留学生とのレクリエーション、教職員との個別面談等を実施している（資料 7-6）。

②留学生の在籍状況の把握、追跡

標準的な対応として7月と12月に在籍未確認者への連絡を行うとともに、5月と10月には、各学期開始後1ヶ月の出席率が70%未満の留学生に対して出席を促す連絡を行っている。留学生には、少なくとも毎月1回は当センターに足を運んで在籍確認を受けることを義務づけているが、確認を受けていない留学生に対しては、電話やEメール連絡により来室を促し、それでも来室しない場合には、多言語による注意文書の送付や必要に応じて自宅訪問を行っている（資料 7-7）。

③留学生の生活実態調査実施

留学生への支援体制の整備・改善に繋げるために、定期的に留学生の生活実態を把握するためのアンケート調査を学期毎に計2回実施している（資料 7-8、資料 7-9）。

④日本語スピーチコンテスト開催

留学生の日本語力向上への動機付けの一つとして、飯能ロータリークラブ、飯能市国際交流協会の協賛を得て、毎年、日本語スピーチコンテストを開催している。学内はもとより近隣の日本語学校へ参加を呼び掛けるなどにより、通算20回を超える開催歴の中で最近では出場者が20名を超えるコンテストとなっている（資料 7-10）。

⑤日本文化体験行事及び日本人学生との交流行事の開催

季節に合わせて日本文化を留学生に体験してもらうとともに、留学生と日本人学生との交流の場として、様々な行事を実施している。毎年実施している主な行事は、ちらし寿司作り（5月）、生け花体験（6月）、浴衣着付け体験（7月）、茶道体験（7月）、もちつき大会（12月）、おせち料理体験・雑煮作り・書道体験・正月遊びの会（1月）等である（資料 7-11【ウェブ】、資料 7-12、資料 7-13【ウェブ】）。

さらに、留学生同士並びに留学生と日本人学生間の交流拡充を実現するために様々な行事を開催している。内容は年度により異なるが、先輩留学生による履修相談会（4月）、春季国際交流パーティ（4月）、Jリーグ応援ツアー（6月）、夏季国際交流パーティ（7月）、プロ野球観戦（7月）、留学生旅行（2019年度は日光へ一泊二日、9月）、大相撲観戦（9月）、異文化お料理体験会（11月）、冬季国際交流パーティ（1月）等を実施している（資料 7-14、資料 7-15【ウェブ】）。

なお、当センターのサポートの下、リーダー的役割を担うことのできる留学生を中心に

「留学生会」を担当させ、こうした行事の運営への関与を通じて、留学生の所属学部・学年・国籍といった枠組みを超えた関係性の構築を図っている。

⑥新型コロナウイルス感染症諸対策のうち、特に留学生に行った支援

留学生に対する支援は、日本人学生と同一の諸支援策に加え、さらに以下について、周知・相談方法の強化及び手続き上の規則の緩和等により、通常時以上に強化している。主に在留資格手続きの支援、国内及び母国滞在学生の遠隔授業の支援、学内外の各種奨学金申請手続きの支援、再入国に関する支援等である（資料 7-16【ウェブ】、7-17【ウェブ】、7-18【ウェブ】）。

・障害のある学生に対する修学支援

全施設をバリアフリー化し、身体障害のある学生の修学支援を行っている。障害のある受験生から入学試験の志願があった際には、学部長、学部教務委員長、健康相談室等の関係部署が、志願者本人、保護者に対して、入学後の学修面、生活面等の支援内容の説明を行い、協議の上、受験してもらっている。スクールバスについても、車イス使用者対応のバスを確保し運行している。また、健康相談室のスタッフ（常駐カウンセラー、看護師）が障害支援相談においても対応している。健康相談室では、障害のある学生からのヒアリングを適宜行い、施設・設備の改善につなげている。障害支援相談体制の学生周知は、具体的な支援内容例、支援の申請から支援を受けるまでの流れ、対象者や支援スタッフ、相談窓口場所などの内容を盛り込んだ「障害支援相談リーフレット」を作成し、窓口等での配架やホームページなどで周知している（資料 7-19）。

教員に対する配慮事項の周知については、「障害のある学生等への支援に関する規程」・「障害のある学生等への支援ガイドライン」を 2017（平成 29）年 4 月 1 日に制定及び施行し、全教職員へ資料配布の上、規程・ガイドライン等の説明とともに周知を行った（資料 7-20、資料 7-21）。

・中途退学防止に向けた取組

本学では、中途退学者の減少及び防止は、喫緊かつ最重要課題となっている（資料 7-22、資料 7-23）。特に、退学リスクが高い成績不振や出席不良に至っている学生への対応として、各学部 1 年次から 4 年次まで、少人数制の演習科目を必修とし、演習担当の教員が F A（ファカルティ・アドバイザー）として、学生の修学状況の把握、相談、他部署との連絡等にあたっている。学生の出席状況、履修状況が懸念される場合には、全学部で F A が留年者面談、出席不良者面談、成績不振者面談を実施し、これら面談結果を学生支援課で一元的に把握の上、学生委員会などを通じて、教員との情報共有を行いながら、F A との連携の下、健康相談室、キャリアセンター等との連携などにより組織として対応している。

また、保護者との連携した対応の必要性から、学生の出席状況について保護者も閲覧できるシステムを導入し、保護者との連携した対応を行っている（資料 7-24）。

退学希望者についても、原則として F A が面談を実施し、学生本人及び保証人の意思確認とともに、退学後の生活についても指導を行うなど、諸事情により退学を余儀なくされた学生に対しては、再入学制度の説明も行っている。

また、2016 年度末に纏められた、I R 実施委員会による本学学生の中途退学者分析によると、①退学者の 7 割近くは 1 年次の成績が下位 20% であること②1 年次の成績は授

業の出席状況と強い関連があること③高校の評定平均値の低い者等、入学前の段階で「リスクの高い層」が存在していることが判明し、特に早期退学者（1年次）の防止の一環として、学生対応ハンドブックを作成し、教職員に配布の上、学生指導の参考として活用している（資料7-25）。

その他、入学後間もない1年次生への対応強化として、FA制度に加え、職員によるCA（クラス・アドバイザー）制度を設け、教職員が一体となった留年及び休・退学の防止に努めている。CA制度では、1年次必修ゼミに職員1名を配置し、FAからCAへの出欠状況の連絡を基に、必要に応じてCAがFAと連絡を取りながら、学生の状況把握や欠席理由確認の他、定期的（月1回程度）にイベント情報などの紹介で教室に出向き、修学上困難な事態に直面している学生に対しては、FA・CA・学生支援課が連携して対応している（資料7-26）。なお、2020（令和2）年度は、コロナ禍によるオンライン授業などによりCAが教室へ出向く機会がとれず、また出欠状況の把握が困難な状況があったため、CAに代わり学生支援課が、FAよりオンライン授業の参加状況や課題の提出状況などの情報収集を行い、適宜、1年次生への連絡を行った。

さらには、学生の多様化に伴い、様々な修学上の課題を持つ学生が存在していることから、学生への対応強化として、窓口業務やゼミ運営、学習指導等、従来教職員個々に任されていた学生対応スキルを、コーチング手法を基礎とした「学生対応スキル」を標準化・明確化するとともに、教職員が着実に「学生対応スキル」を身につけ、大学全体の学生対応力の向上を図るため、「学生対応力強化プロジェクトチーム」を発足させた。現在、プロジェクトチームにおいて、ループリックの作成、学生対応ハンドブックの改訂作業、学生対応力向上に向けた研修プログラムの開発などを行っている（資料7-23）。

・奨学金を含めた経済支援

学費の納入に不安がある学生及び保証人を対象に、財務課において「学費よろず相談」として、学費に関する質問や相談に応じている（資料7-27【ウェブ】）。これにより、経済的理由による退学防止につながることを期待される。休学者については、従来の休学中の学費は負担が大きく、これが退学につながる可能性があることから、学費に代えて「在籍料」の制度を設け、退学者の削減を図るため、在籍料を年額48,000円とし、授業料及び施設費を免除することとしている（資料1-2【ウェブ】第46条、別表第Ⅱ、資料7-28第9条）。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020（令和2）年度学費等納付金の納付が納付期限までに納付が困難な場合、延納期限を延長した上で学費等納付金の延納を受け付けた（資料7-29【ウェブ】）。

その他、学生への経済的支援の一環として、修学上影響が少ない学外のアルバイト紹介などを行っている。なお、学内で学生が成長し活躍できる場として、また、経済的事情により修学が困難な学生への援助を目的として、学内ワークスタディ制度を創設し（資料7-30）、公開講座補助スタッフ、SA（スチューデント・アシスタント）として授業時の教員補助を行う者、メディアセンターのパソコン相談員等、キャンパス内で学生が勤務する場を提供している。

・本学独自の奨学金制度

日本学生支援機構奨学金（2020（令和2）年4月よりスタートとした、高等教育修学支

援新制度も含む)、地方自治体奨学金、民間団体奨学金の他、本学独自の奨学金制度を設けている(資料7-31)。

日本学生支援機構奨学金については、毎年4月上旬のガイダンス時に説明会を開催し、かつ個別に相談に応じているが、2020(令和2)年度は、コロナ禍の影響による入構制限などもあり、例年通りの説明会の開催や窓口での申請受付が困難な状況であったため、特に、日本学生支援機構奨学金に関しては、本学ホームページのトップページに奨学金特設ページの専用バナーを設け、学内ポータルサイトでの掲載と併せ、手続方法、申請手順の説明、ダウンロード可能とした申請書類などの公開、電話やメールでの相談対応、郵送での申請書類受付対応を行った(資料7-32【ウェブ】)。

なお、本学独自の奨学金制度として、経済的な理由により修学が困難な学生を対象とした駿河台大学給付奨学金については、2020(令和2)年度はコロナ禍の影響による家計急変者も対象に含め募集、選考を行った(資料7-33)

また、遠隔授業による講義を始める上で必要となる端末等の情報機器の確保、インターネットの通信環境の構築、通信費用の補助などの経済的支援として、全学生を対象に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急支援金として、一律5万円の支給を行った(資料7-34)。

留学生の経済的負担を軽減するため、私費留学生に対し授業料減免制度も設けている(資料7-35)。

本学学生の奨学金利用状況は「奨学金給付・貸与状況」に示すとおりである(大学基礎データ表7)。

<生活支援>

・学生の相談体制

学習相談機能を強化するため、本学にある3つの窓口が連携して、学習を進める上での戸惑いや困ったこと、学生生活上の問題や将来の不安などの相談の総合窓口として、学習相談連携デスクを設けている(資料7-36【ウェブ】)。

学習全般の相談は「学習相談連携デスク」、障害を抱えて修学上で困っていることは「健康相談室」、パソコン全般や情報処理能力を高めたいといったことは「情報処理教育センター」、外国語スキルを高めたい、海外留学を実現したいといったことは「グローバル教育センター」で、それぞれ対応に当たっている。

なお、「学習相談連携デスク」は、2020(令和2)年度はコロナ禍により、対面しての相談が難しい学生に対応するため、予約制によるオンライン(Google meet)相談も受け付けた。

・ハラスメント防止のための体制

ハラスメント事案を迅速かつ適切に解決するために、「ハラスメント防止対策委員会」を設置するとともに、ハラスメントの相談に応じるための相談員を置いている(資料7-37第1条、第6条、第11条)。更にハラスメント事案への対応のため、「調停委員会」及び「調査委員会」を設け、事案の円満な解決、適切な調査を行うこととしている(資料7-37第19条、第27条)。また、「駿河台大学ハラスメント・ガイドライン」を定め、ハラスメントの定義、ハラスメントへの対応等を明示している(資料7-38)。

また、本学学生に対しては、本学ホームページ、「ハラスメント相談ガイド」の「配布

などで、ハラスメントの防止制度の概要や相談窓口、相談員の連絡先などを掲載し、ハラスメント防止に向けた周知を図っている（資料 7-39【ウェブ】、資料 7-40）。

・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学則第 48 条に基づき健康相談室を設置し、学生・教職員の健康管理に関する業務を行っている（資料 1-2【ウェブ】）。健康相談室の業務としては、学生・教職員の健康管理、精神衛生、学生生活における心身の問題に関する相談業務、その他健康相談に関する業務がある（資料 7-41 第 2 条）。

健康相談室には専任の看護職員 1 人、事務職員 1 人、常勤カウンセラー 1 人、非常勤カウンセラー 3 人、非常勤医師 1 人を配置している。

相談業務としては、カウンセラーによるカウンセリング、看護職員による健康相談及び学校医による月 1 回の健康相談を行っている。

2020（令和 2）年度の健康診断実施については、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、当初の日程を変更し、9 月に 4 日間（9/12、9/13、9/16、9/17）の日程を設け実施した。実施の際は、感染防止措置として、学年別で実施日を分け、学籍番号ごと受付時間を設けるなど人数を絞りながら徹底した 3 密を避ける対策を行い、また、第 2 講義棟正面入口を総合入構口として定め、サーマルカメラの通過による体温測定後、健康診断受付場所においても、消毒の徹底、非接触体温計による測定、職員の誘導により学生のソーシャルディスタンスにも気を配りながら実施した。

なお、健康診断実施後の 9/18 以降も、全ての学生、来校者がキャンパスに入構する場合は、必ずマスクの着用を求め、キャンパスに到着後、最初に第 2 講義棟正面入口（総合入構口）に設置しているサーマルカメラの通過による体温の確認、消毒を行った上で施設内の移動をお願いし、また、キャンパス内の各建物の出入口も指定するなど導線を定めている。

さらに、学生には、日々の健康管理として、所定の「健康管理チェックシート」を配布し、日々の体温や行動を記録するようお願いしている（資料 7-42）。

<進路支援>

・就職（進路）支援の強化

①社会人基礎力（駿大社会人基礎力）の育成

「グランドデザイン 2021」で掲げる地域社会の中核を担う人材育成を成し遂げるためには、知識という学習成果だけでなく「社会人として通用する力」に基づいた「就業力」育成が必要である。本学では、2011（平成 23）年に、5 つの能力、16 の能力要素よりなる「駿大社会人基礎力」を定め、全学的に就業力育成に取り組んでいる。中でも「駿大社会人基礎力」の育成が強く求められるキャリア教育科目に関しては、キャリアセンター所属のキャリア教育担当教員による一元的な全体掌握のもと、「駿大社会人基礎力」に基づく就業力の育成によって就職活動に備えさせている。

大学全体で「駿大社会人基礎力」育成の達成度評価の指標として「社会人基礎力診断ルーブリック」の作成・導入を実施し、学生一人ひとりが、自分の「駿大社会人基礎力」についてその達成度を把握することによって、実際の就職活動における自己の課題を自覚できるようにした（資料 7-43）。

また、客観的にジェネリックスキルの伸長度合いを測定するために 1 年次を対象に

実施していた標準化された外部テスト（PROG）を2020（令和2）年度より3年次も対象に実施。「駿大社会人基礎力」相当と判断されるジェネリックスキルをグラフ等で可視化し、学生へフィードバックする試みを始めた。同じく2020年度より開始した、卒業生の就職先に対する「駿大社会人基礎力」の修得状況調査の結果とともに2021年度以降のキャリア教育の改善の基礎資料として活用している（資料7-44、資料7-45）。

②キャリアセンターを中心とした目配りの行き届いた就職支援

本学ではキャリアセンターを中心に、新入生時から大学の4年間とその先の将来の人生すべてを見据えた、充実かつ一貫したキャリア教育を行っている。加えて、多重的かつface to faceな就職支援の強化を行っており、就職の質の確保として離職率の低い企業への就職支援と、就職先が未決定のまま卒業した学生に対する支援にも努めている。

キャリアセンターを中心に一元的に掌握されたキャリア教育の実施と就職支援との有機的連携を強化し、多面的な就職支援体制の構築を行っている。同時に、各学部所属教員で構成されるキャリアセンター委員会が関わることによって、センター職員、センター所属教員、学部所属のセンター委員会の教員委員の綿密な情報交換・意見交換等を行う場ができ、大学全体での就職率の改善を実現する体制が実現できた。これに加え、今後増加する留学生の就職を見据え、グローバル教育センターからオブザーバーとしてのキャリアセンター委員会への出席も実現させている。更に、学生とキャリアセンターとのつながりを強めるために、当該センター職員による全3年次演習への訪問と全3年次生とのインターク面談実施によるface to faceな学生指導・相談の体制を確立し、成果を上げている（資料7-46）。

就職率は、2017（平成29）年度以降は、目標とする埼玉県大学の大学平均を上回っているが、更なる就職率の改善のための基本方針として、(ア) 教員と職員がどこまで自分たちがやれるのか、その任務を明確にし、「分業に基づく協業」体制を確立する、(イ) Web就活からセンター就活に転換し、face to faceな就職指導体制を確立する、(ウ) 大学・保護者・学生の三位一体の体制を掲げ、精力的な活動を展開した（資料7-47）。

(ア) に関しては、教員が学生の就職活動の「随伴者」として、学生への親身な指導・相談にのることを徹底させた。年3回の進路状況調査を毎月のゼミ担当教員による就職活動状況調査へと充実させ、学生の就職活動支援機会の増加によるセンター職員と学部教員の情報共有による連携のもとでの個々の学生を対象にした一層親身な就職支援が可能になった。

(イ) に関しては、キャリアセンターを通じた就職内定獲得のための体制を作るために、「就活Index」システムの開発・導入及び学生面談記録データベースによる正確な学生状況を把握する体制を確立（資料7-48）している。合同企業説明会、個別企業説明会及び求人紹介行事等の実施、ハローワーク飯能担当者やL0活（地方就活）事業担当者の出張相談などによる学生と企業のマッチングについては、コロナ禍が表面化した2020年3月より、全てオンラインによるライブ及びオンデマンド配信に切り替え、コロナ禍以前と遜色のない回数・規模で提供。担当職員に支援を求める学生との面談についてもZOOM、MEET等のWeb会議ツールの活用により、Web

就活でありながら face to face な就職支援の体制を継続している（資料 7-49）。
(ウ) に関しては、例年は、保護者に現在の就職状況を理解し、学生を側面から支援してもらうために、入学式、父母会総会、父母会地方支部会における父母向け説明会の実施、学生作成の父母向け就職活動支援パンフレットの配布、また、9月にはこれから就職活動を迎える 3 年生の父母向けの就職セミナーを開催しているが、コロナの影響により保護者が来校する行事開催を取りやめざるを得なくなった 2020 年度については、行事相当時期に合わせ、郵送・ホームページによる情報提供を充実し、父母が登録したメールアドレスへの直接就職行事実施情報の配信を継続している。

上記取り組みに加え、学生への希望職種調査（資料 7-50）を踏まえつつ、キャリア教育の内容と結びつく 3 年次生を対象とする就職ガイダンス（オンラインライブ・オンデマンドが中心）の充実による支援の強化を行うとともに、教職員の就職支援への理解を深めるための全教職員対象の全学就職研修会を毎年実施している（資料 7-51、資料 7-54）。更に、資格取得を支援する「キャリアカレッジ」を実施している（資料 7-52）。なお、全学生・教員に対し「就職データブック」「キャリアセンターガイドブック」を配付し、学生には就職活動の準備として位置付けるとともに、教員には就職支援をより簡易にするツールキットの一つとして活用されている（資料 7-53、資料 7-54）。

③ COVID-19 への対応・対策まとめ

- ・ 3 月以降、各種就職活動指導講座、就職活動行事、合同企業説明会、公務員講座、資格試験対策講座等全ての学生向けの催しについて、オンラインでのライブ及びオンデマンドに切り替え実施。
- ・ 個別面談希望についても極力オンラインで対応。
- ・ オンラインでの就職活動において、通信・機器・環境等の条件が整わない学生については、希望により、学内の静穏かつ安定した WEB 環境を提供。
- ・ 父母向けの情報提供については、例年、学内で、実施している父母対象の行事は中止したが、適宜、郵送、ホームページや父母会機関紙「菩提樹」への掲載、希望者へのメール配信等で対応（資料 7-55）。
- ・ その他学生の来校希望（相談、講座資料受取、WEB 面接環境の利用等）については、事前予約制とし、マスク着用、手指消毒を徹底し、来校記録を残し、対応箇所の消毒を行った。

<その他>

・ 学生の正課外活動の充実

学生が主体的に学生生活を送ることができるよう、学園祭である「駿輝祭」や学生が自主的に企画した様々な活動など、団体や個人などを問わず、経費面や広報面などの支援を通じて、学生が「自立的かつ主体的に生きることのできる」力の育成を図っている（資料 7-56 【ウェブ】）。

なお、課外活動を充実させるため、部活動に対しては強化費として、サークル活動に対しては活動援助費として、また文化活動関係で顕著な成果や実績をあげた学生や社会貢献度の高い活動に参加した学生など、文化系課外活動において顕著な成果を収めた個人または団体に対しては、後援団体である父母会からの支援により奨励金を給付している

(資料 7-24)。

また、ボランティア活動を推進するため、ボランティア活動支援室を設置し、ボランティア希望学生と受け入れ先の調整等も担う、ボランティアコーディネーターを配置しながら、学生のボランティア活動を奨励している (資料 7-24)。

その他、学業以外の面で大学生生活を楽しめるよう、学生間交流も目的とした親睦企画 (バスツアー、ボーリング大会、西武ライオンズ応援ツアー、オーバーナイトウォーク) などの実施により、学生の本学への帰属意識を高めるとともに、学生が企画運営等にも参画してもらいながら、駿大社会人基礎力の育成につながるよう配慮している。

さらには、2020 (令和 2) 年度は、コロナ禍の影響により、サークル活動を自粛させているが、活動再開後の新入生サークル加入検討の一助となるよう、各サークル団体が活動内容等を紹介するオンライン説明会を実施している。

・学生の要望に対応した学生支援

毎年実施している「学生生活基本調査」の結果や継続的に寄せられる要望などを参考に、現在まで、学生食堂 (学食) のリニューアル、スクールバスダイヤ見直し (川越行最終バスの延長など)、パウダールーム設置、コンビニ (セブンイレブン) 設置、第 2 講義棟 15F ラウンジの学生への開放、トイレのウォシュレット設置など、学内環境 (学生の居場所) の改善に取り組んできた (資料 7-57)。

また、卒業式当日には、卒業生に対し、「ふりかえりアンケート」(2019 (令和元) 年度は卒業式当日の 2020 (令和 2) 年 3 月 18 日に実施) を実施し、そこでの意見を反映させて、より魅力のあるキャンパス作りを目指している (資料 4-53 【ウェブ】)。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠 (資料、情報) に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

修学支援、生活支援については、日常的な学生対応の中で把握した学生の要望やニーズの他、各種面談実施結果 (休退学面談や出席不良・成績不振面談など)、奨学金受給状況、毎年実施している学生生活基本調査で把握した学生生活の実態などを基に、各委員会 (学生委員会、健康相談室・障害学生支援委員会、グローバル教育センター委員会) が事務部門と共に支援内容の適切性を定期的に検証し、中途退学者減少に向けた取り組みを中心に、支援内容の改善や見直しを図っている。

中途退学減少など学生支援の取組で課題となっている諸問題への対策を含む次年度に向けた取組内容及び達成目標は、事業計画書 (資料 3-42 【ウェブ】) の中に盛り込まれ、事業計画書及びグランドデザインの取組目標に基づき、各部門で具体的な達成目標及び取組工程を示したアクションプランを策定している。アクションプランの進捗及び達成状況については、ヒアリングを通じて、7 月 (中間報告) と 2 月 (最終報告) に自己評価とともに報告を行っている。

こうした改善、見直しを図りながら実行された具体的な取組支援の成果（結果）は、最終的に事業報告書として纏められるが、事業報告書に示されているとおり、退学率もここ数年改善傾向となっている（資料7-58）。

進路支援については、キャリアセンター長（担当副学長）が委員長を務めるキャリアセンター委員会が主体となって、方針の進捗状況・センターの日常的な運営状況をモニターするとともに、状況変化に対応した改善策の検討も行っており、事業報告書に示されているように、高い就職率を維持することができている。

（2）長所・特色

退学等につながる問題（出席不良など）を早期に発見し、特に1年次生の早期中途退学者を減少させることを目的に、1年次必修ゼミに職員1名を配置するCA（クラス・アドバイザー）制度を設けている。CAは、定期的（月1回程度）にゼミの授業に出向き、直接学生へ学内情報（イベントや奨学金情報など）の伝達などを通じて、学生とのコンタクトも図っている。また、FAであるゼミ担当教員とも授業終了後にゼミの出欠状況を共有し、ゼミを理由なく2週連続で欠席している学生へは、CAより欠席理由などの確認連絡を行ってもらい、確認された欠席理由をFAとも情報共有しながら、修学や生活上で困難を抱えている学生の早期対応を行うなど、本学のこうした退学防止対策は、退学者数減少に一定の成果を上げていると言える（資料7-58）。

こうしたFA（教員）及びCA（職員）が一体となった全学的かつ組織的な学生支援（サポート）体制を確立している点は本学の強みであり、今後も、FAとCAの役割分担を精査し、特に、出席状況が芳しくない学生への適切な指導内容や連絡方法などの精度アップに努め、状況に応じ、保護者を巻き込んだ支援も推し進めながら、退学者防止に努めていく。

進路支援において、キャリアセンター職員による全3年次演習への訪問と全3年次生とのインテーク面談などの実施により、学生ひとりひとりの個性を尊重し、教職員と学生との人格的触れ合いを通して、face to faceな学生指導・相談の体制を確立したことにより、就職率に一定の成果を上げている。このような体制を整備・実践できていることは本学の強みであると言える。今後も学生の就職活動状況を常に把握し、適宜学生の相談に乗る体制を維持しながら、学生へアドバイスや激励することを推進し、就職率向上に努めていく。

（3）問題点

問題点（課題）として、退学率改善（中途退学防止）が挙げられる。これまでの分析結果から、退学の二大要因は「経済的困窮」と「1・2年次における授業の欠席」にあるので、学生の声を踏まえつつ的確な対応を講じてさらなる改善を実現する。

- ・退学者の内、学費未納による命令退学者が約3割いることから（資料7-22）、収支状況を勘案しながら、大学独自の奨学金制度（給付型）などにより経済支援充実を図り、真に修学意欲がある学生で経済的困窮によって修学継続が困難な理由による退学者の減少に努める。
- ・IR実施委員会の退学者における調査、分析により、退学に至る学生の多くが、1・2年次における出席の面で課題のある学生となっていることが明確になったことから、1・2年次（早期）の欠席しがちな学生に対するケアを重点化するため、教職員の危機感の醸

成とともに、今後改訂予定の「学生対応ハンドブック」などを活用しながら、組織的対応をさらに強化し、退学者減少に努める。

(4) 全体のまとめ

「就業力の駿河台大学（目配りの行き届いた就職支援）」、「学生支援力の駿河台大学（高い学生満足度）」の構築・強化を学生支援の方針として明確に掲げ、教職員一体となった支援体制を整備し、具体的な取り組みを行いながら、大学基準を概ね充足した修学支援、生活支援、進路支援ができています。

学生支援の各取り組みにより、就職率向上に一定の成果が見える一方、中途退学防止については、依然として厳しい状況にあり、今後、IR実施委員会との連携による退学原因の更なる分析に基づき、退学に至る要因把握やその対応（指導）方法なども含めた中途退学防止策の策定及び改善を引き続き行いながら、大学全体の組織として、様々な理由により修学継続に困難を抱える学生に対する支援をさらに強化し、退学率是正に努めることが急務である。

第 8 章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

2016（平成 28）年 11 月に策定された「駿河台大学グランドデザイン 2021」は、直近で実現すべき目標と計画の中で、の 5 つのブランド力として「教育力」「学生支援力」「研究力」「就業力」「地域力」を目指すことを謳っている（資料 1-4【ウェブ】）。これを受け、毎年度発表される事業計画の「時代の要請に応える運営の推進」及び「中途退学者減少への取組」の中で、「学生満足度の高い大学」「学生のためのアメニティの整備」に取り組んでいる（資料 3-42【ウェブ】）。

教育研究等の環境に関する方針については、①校地・校舎、施設及び設備等の整備、②図書館及び学術情報サービスの整備、③教育研究活動の支援等、④研究倫理、⑤教育研究等環境の適切性の検証の 5 項目を「駿河台大学教育研究等環境の整備に関する方針」の中で明示し、ホームページ等で広く公表している（資料 8-1【ウェブ】）。

①校地・校舎、施設及び設備等の整備では、防災、バリアフリーにも配慮した安全で衛生的な教育研究環境の維持・整備と学生の学びのための情報通信環境や主体的な学びのための環境の整備に努めることとしている。

②図書館及び学術情報サービスの整備では、教育研究活動に必要な学術情報資料を適切に整備すると共に学術コンテンツや学術情報サービスへのアクセス充実に取り組んでいる。

③教育研究活動の支援等では、学内研究助成制度の運用による教育研究活動の促進と他大学、自治体等と連携した共同研究等を支援し、地域の課題に取り組む活動を推進する。

④研究倫理では、研究活動における不正行為の防止とコンプライアンス教育の実施、研究倫理基準に基づく学内審査の適切な実施を挙げている。

⑤教育研究等環境の適切性の検証では、更なる改善・向上に向けた取組みのため、定期的な点検・評価を実施することとしている。

また、施設・設備の大規模な修繕・改修については、グランドデザインに基づいて中長期計画を策定し、計画的に実施することとしている（資料 8-2）。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
評価の視点 2：ネットワーク環境や I C T 機器の整備、活用の促進
評価の視点 3：バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境の整備

本学キャンパスは、校地面積 513,014 m²、校舎面積 85,301 m²であり、それぞれ、設置基準上必要面積の6倍及び3倍となる十分な校地・校舎を有している（大学基礎データ表1）。

施設に関しては、飯能キャンパスに、本部管理棟、講義棟、第2講義棟、ゼミナール棟、体育館、大学会館（食堂他）、メディアセンター（PC・AV施設を備えた図書館）、クラブハウス、エネルギーセンター（常用発電所）を擁し、更に、学生寮としてフロンティアタワーズ、フロンティアS、スポーツ館を設置している（資料8-3【ウェブ】）。

教室は、講義棟、第2講義棟、ゼミナール棟、メディアセンター及び体育館に配置され、授業の数と多様性に十分対応できるものとなっている。各教室・ラウンジ・食堂他、屋外を含んだキャンパス内には、各所に無線LANを配し、自由にインターネットに接続出来る環境を整えるとともに、各教室の視聴覚機能充実も図っている。また、特殊授業に供するための教室として、メディア工房、デザイン工房、スポーツサイエンス lab、心理学実験室、行動観察室、アクティブ・ラーニング型授業を指向した教室も設置している。

メディアセンターは、十分な蔵書・資料を備え、閲覧室、レファレンスコーナー、グループ学習室、書庫、AV・PC資料を利用することができるAVブース、付属のPCや個人のノートPCを利用できる自習コーナーなど、PC・AV施設を備えた図書館並びに自習施設としての機能を十分に備えている。

施設以外のICT環境整備については、学生及び教職員に対して2018（平成30）年にOffice製品、2019（令和元）年にはAdobe Creative Cloud製品を個人用端末に無償でインストールできるサービスを提供し、学習・研究環境の改善が図られている（資料8-4【ウェブ】）。

学生及び教職員における情報倫理の確立を図るため「学校法人駿河台大学情報セキュリティポリシー」を制定施行している。「教職員・学生のための情報セキュリティ対策 初級編」の冊子を作成し「駿河台大学情報セキュリティ・ガイドライン」を周知している。さらには「ソーシャルメディアガイドライン【遵守事項】」を定め、本学ホームページ及び学生生活の手引きに掲載している。また、教職員に対して情報セキュリティの全学研修会を開催している。

運動施設に関しては、2007（平成19）年にホッケー場の新設、2008（平成20）年に既設の陸上競技場内フィールドを全天候型人工芝へ改修している。また、本学の創立30周年記念事業として、2016（平成28）年に各スポーツ施設の改修を行い、人工芝化及びブルペンの新設、夜間練習用LED照明設備の増設等の大規模改修を行った野球場、サッカー・ラグビー等のサブコートとして改修した全面人工芝及び夜間用照明付きの多目的グラウンド、人工芝の貼替改修整備を完了したテニスコート9面、夜間用照明を新設した弓道場を整備した。同年に年度計画の1つとして、体育館アリーナ照明のLED化更新を行い、使い勝手の向上及び省エネ化を図っている（資料8-5【ウェブ】）。

2018（平成30）年には、新学部設置に伴う整備の一環として、体育館においてアリーナ内を分割して使用するための可動式スクリーンの設置とLED大型マルチビジョンの設置、低酸素状態で心肺機能の測定やトレーニングが行えるラボの設置、2019（令和元）年には、行動観察撮影用設備を体育館アリーナ、陸上競技場、ホッケー場へ設置した（資料8-6【ウェブ】）。

食堂は、大学会館（1～4階：座席数1,546席）と学生寮（1階：座席数177席）に設置

している（資料 8-7）。学生寮では、朝食と夕食を提供している。食堂は営業時間以外にも学生同士の交流の場として利用されている。また、大学会館には、ショッピングセンター、コンビニエンスストア及び銀行 ATM も設置され学生生活の利便向上につながっている。

キャンパス・アメニティの向上については、毎年実施している学生生活基本調査結果を基に学生委員会他で検討し、担当事務部門である学生支援部が予算要求を行い、財務部で大学としての整備計画や学生支援部や他部署から要請があった事項について取り纏め、施設・財務委員会の議を経て具体化する（資料 8-8）。

校地・建物及び設備の維持・管理については財務部が主管部となり、修繕・改修・更新の計画と予算を立て、実務に当たっている。

学生の居場所の改善・充実を目的とした環境整備として、2013（平成 25）年度には、メディアセンターの 5 階にビューラウンジを新設し、軽食・談話ができる場とした。2014（平成 26）年度には、第 2 講義棟 15 階のレセプションルームにカフェ風のテーブルや椅子を配置しスカイラウンジとして学生に開放し、学生たちの新たなくつろぎの場とした。第 2 講義棟 1 階の学生ラウンジには、グループ交流もできるよう 64 人分のテーブルと椅子、「ひとりスペース」用の学習机、自動販売機、コピー機等を設置し、学生の便を図っている。

また、学生の憩い並びに交流の場の充実を図ることを目的として、食堂・各ロビーのテーブル・椅子や屋外ベンチ等のリニューアルや増設、学内各所に自動販売機の新設を行った。更に、トイレに関しても、温水洗浄機能付き洋式トイレの導入、女子トイレ内にパウダールームの設置など、改善に努めている（資料 8-9【ウェブ】）。

バリアフリーへの対応としては、降雨の際も濡れずに乗降可能な車イス専用屋根付き駐車場と通路の整備と各建物出入口の段差解消及び自動ドアの設置を全ての建物出入口に行い、車イスの往来に支障のないよう整備している。多目的トイレについても室内にリフトやベッドの設置等の整備を行なっている。また、2016（平成 28）年度には、多目的トイレにおいて授乳やおむつ交換が可能な「赤ちゃんの駅」を埼玉県の大学としては初めて登録した。（資料 8-10【ウェブ】）。

清掃及び警備は、外部業者に委託している。警備は、24 時間警備員が常駐しており、夜間・休日でも緊急連絡網による即応体制を整えている。

防災体制は、「駿河台大学消防計画」を基に「危機対策本部」「自衛消防隊」などを編成し、学生を交えた防災訓練も実施している。（資料 8-11、資料 8-12）。災害に備えて 3,000 人 2 日分の非常食・毛布等を備蓄し、救護用具を学内各所に配備している（資料 8-13【ウェブ】）。また、構内 6 箇所に AED を設置し、定期的に使用方法等に関する講習会を開催している（資料 8-14【ウェブ】）。

以上のように、既述の「駿河台大学教育研究等環境の整備に関する方針」に基づく諸対応により、必要な校地及び校舎の所有、運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備の整備について適切であるといえる。

2020 年度の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下の学生の学習環境及びその他施設における対応・対策は、次のとおりである。

2 月 27 日に本学における感染症対策についての基本方針が決定（資料 8-15）。その後、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言を受けて、春学期のオンライ

ン授業実施が決定した（資料 8-16）。合わせて勤務体制と感染予防対策についてのガイドラインが示された（資料 8-17）。この決定に基づき、各学生窓口のカウンターについて、感染防止対策用のビニールシートを施工、出入口各所に手の消毒用アルコールを配置し、来校者への感染予防対策とした。食堂に関してもテーブル上に間仕切りを設置し、席を間引きして感染予防対策とした。その後は、今後の対面授業再開に向けての対策を検討・協議し、教室内の定員数の検討が図られ、教室内の対策として、机上に透明間仕切りの設置、着席場所を示すマークの設置、空調の外気取入れ、換気量の調整を行った。また、スクールバス内での感染防止対策として、座席制限、運転席周りの防護カバーの設置、間隔を開けて乗車するためのマーキングを床に施した。構内においては、マスクの着用を義務付け、建物入館の際には、導線を決めサーマルカメラによる、体温のチェックを教職員、学生を含む全ての来校者に行うこととし、万全の予防対策を講じた状況の下、10月2日の秋学期授業開始（対面授業、オンライン授業のハイブリッド型）を迎えることとなった。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書、その他の学術情報資料の整備

評価の視点2：学生及び教員の利用に配慮した図書館利用環境

評価の視点3：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な職員配置

本学メディアセンターでは、教育研究活動に資するため、収蔵資料の選定に当たっては、随時各学部等から選出されたメディアセンター委員が、各学部教員によってカリキュラムに添って選定された専門資料を取り纏め、購入している。また、学生による資料選定と専用コーナーの設置、シラバス指定図書、選書ツールによる一般教養図書、資格、就職、参考図書の定期的購入を行っている。メディアセンターの運営方針及び課題解決に向けた協議等がなされるメディアセンター委員会が年に5回開催され、定期的に継続資料、データベースなどの継続資料の見直しを行うことによって、教育研究活動に支障なきよう努めている（資料8-18）。

2020（令和2）年5月1日現在、メディアセンターの資料所蔵状況は、図書360,956冊、学術雑誌等〔定期刊行物〕国内2,513種、外国1,354種、視聴覚資料8,097点、電子ジャーナル74種である（資料8-19）。

開館時間は、月～金曜日は9:00～20:15、土曜日は9:00～17:00、日曜祭日は閉館している（資料8-20）。

設備関係は、閲覧席582席の他、グループ学習室2室、閲覧個室3室、閲覧ブース3室、AVブース1人用43ブース、3人用6ブース、資料検索（OPAC）専用PC11台、オンラインデータベース&CD-ROM専用検索PC9台、利用者用PC144台、ノートPC用情報コンセント142か所、他にFMスタジオ、メディアラボ（2つの映像スタジオと副調整室、ミーティングスペースの総称）を備えている。またアクティブ・ラーニングを支援するためのプレゼンテーションゾーン及びラーニング・コモンズを整備し、学生が休息できるラウンジも備えている。

また、閲覧ブース3室及びグループ学習室2室に閲覧座席24席を加えたスペースをディスカッションゾーンとして指定し、学生のゼミ発表やプレゼンテーションの練習、各種勉強会の場に供している（資料8-21【ウェブ】、資料8-22）。

無線LAN環境について、2013（平成25）年9月及び2014年（平成26）年9月に無線LANのアクセスポイントをメディアセンターの全フロア、学内の教室及び屋外に増設し、合計223か所でのWi-Fiの利用が可能となっている。それと同時に、通信スピードの強化及び多人数接続の実現を図るとともにセキュリティ対策を強化し、タブレット端末等によるインターネット利用環境が飛躍的に向上した。2019（令和元）年8月には学内ネットワークおよび無線LAN環境の更なる利便性の向上を目指し、国立情報学研究所が提供するSINET接続による10Gbps回線による高速化を実現、屋外無線LANエリアを拡大し、屋外グラウンドを含め、キャンパス全域で高速無線LANの利用が可能となった。

他大学・類縁機関との連携について、本学は開学時から国立情報学研究所の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）に参加しており、この共同目録データベースに本学が所蔵する図書及び逐次刊行物の所蔵目録情報を随時公開している。その結果、国立情報学研究所のシステムであるCiNii Books、CiNii Articles などからも本学所蔵図書の検索が可能であり、同研究所の図書館間の相互貸借・文献複写サービス（ILL）を活用することにより、学習・研究に必要な資料を入手、提供できる環境を整えている。2019（令和元）年度における国立情報学研究所の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）を介した他機関との相互貸借等については、他機関への複写依頼125件、貸出依頼18件、他からの複写受付37件、貸出受付29件である（資料8-23）。2019（平成31）年4月からは国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの利用を開始し、学術情報サービスへのアクセス充実に取り組んでいる。

また、埼玉県大学・短期大学図書館協議会（通称SALA）に加盟し、共通閲覧証による他大学図書館の訪問利用の機会提供や、飯能市立図書館との連携事業として、学生による一般市民向けの情報検索講座の実施により生涯学習支援に寄与している。

学術情報の発信について、2015（平成27）年3月31日に「駿河台大学学術情報リポジトリ」を開設し、本学の研究成果をインターネット上に公開している。本学の機関リポジトリは、国立情報学研究所のプラットフォームJAIRO Cloudに準拠して構築されており、コンテンツについてはIRDB（学術機関リポジトリデータベース）、CiNii Articles、国立国会図書館等のシステムから検索することができ、ほぼすべての論文について無料かつ全文閲覧、ダウンロードが可能な環境を整えている。

2020（令和2）年5月1日現在、専任職員数は5人（うち、司書資格を有するもの2人）、派遣職員数1人、非常勤職員数は2.4人である。専門的知識の獲得や他機関の先進的な取り組みを学ぶために学外研修や見学会に積極的に参加しており、参加後はセンター内での報告・情報共有を行い、スキル向上に努めている。

このような体制の整備により、メディアセンターの利用者数および図書の貸出冊数は年々増加している。また、授業利用を含めディスカッションゾーンやアクティブ・ラーニングスペースが活発に利活用されている。

2020年度の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下のメディアセンターの対応は次のとおりである。メディアセンターは4月10日から5月31日の期間を臨時休館とした

が、臨時休館中も教職員の利用希望に対応し、感染予防対策を徹底した上での早期の開館再開を目指した。6月1日からは利用対象者を大学院2年次生・学部4年次生・教職員に限定し、平日の閉館時間を17:00に短縮して開館を再開した。6月19日からは利用対象者を学生・教職員に拡大し、秋学期授業開始の10月2日からは、開館時間を通常に戻した(資料8-24、資料8-25、資料8-26)。

春学期のオンライン授業実施に伴い、自宅における学習支援を強化するために、図書宅配サービスによる図書の貸出、文献複写物の自宅への郵送、データベース・電子ジャーナル・電子書籍の学外からのアクセス環境の整備を行うとともに、カウンターへの図書の取り置きサービスなどを行った。

また、新入生に対しては、例年全学部のゼミナール授業時間内に実施しているガイダンスの代替措置として、メディアセンターの利用案内を目的とした動画を制作し、資料と共にメディアセンターのホームページに掲載の上、オンライン授業にて視聴を促した。

メディアセンター内の感染予防対策としては、館内でのマスク着用、入館時の検温・手指消毒、共有部分の消毒、換気、十分な対人距離を確保するため座席数を306席に制限するなどの対策を行い、対人距離の確保が難しいスペースを当面の間、利用禁止とした。その他にも、カウンターへのビニールカーテン・PCエリアへの飛沫防止パーテーションの設置、PCや閲覧席の利用前に各自で利用できる消毒セットの設置、メディアセンター公式twitterを用いた混雑状況の通知などを行った。

教育研究活動に支障をきたさないよう収蔵資料の選定も通常どおりに進めており、オンライン会議ツールを用いてメディアセンター委員会も予定どおりに開催している。2020年度のメディアセンター入館者数は8月末時点で2,945名であり、2019年度同時期の92,025名と比較すると減少しているが、COVID-19流行下におけるメディアセンター利用機会の提供に努めている。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整備しており、それらは適切に機能しているといえる。

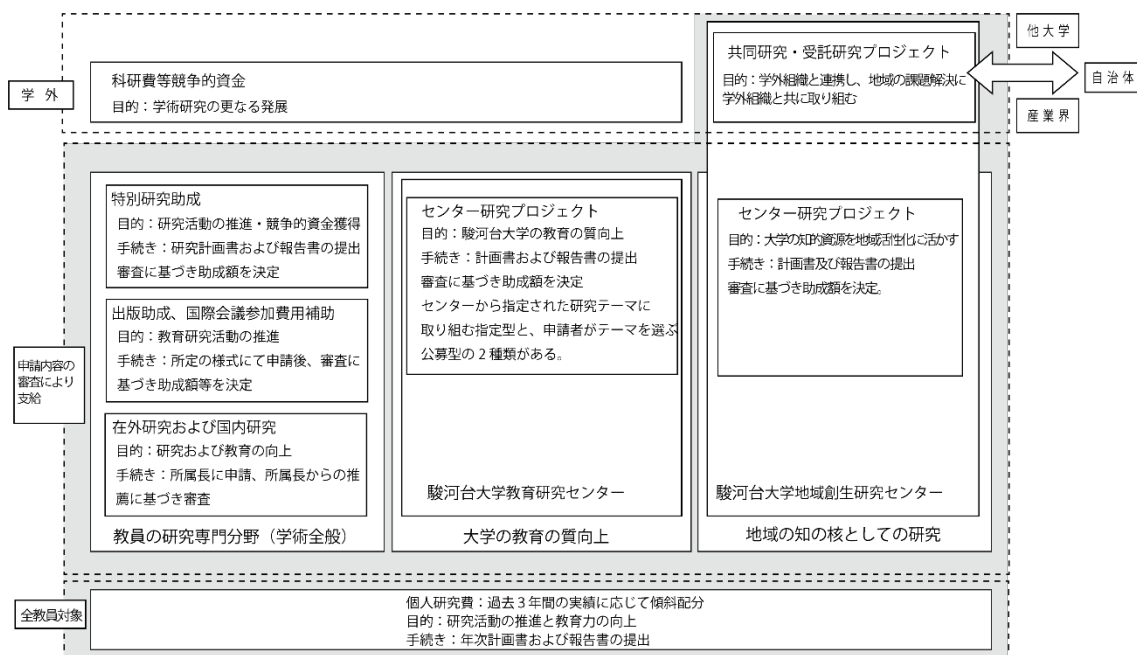
点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：教育研究活動を支援する環境等の整備

評価の視点2：他大学、産業界、自治体と連携した地域の課題解決の取り組む研究の推進

本学の研究に対する基本的な考え方は、グランドデザイン2021において、「研究成果の地域還元」の観点から、1)研究環境の改善、2)研究費制度の活用、3)教員の国際交流の促進、4)研究成果の地域還元、5)外部資金獲得への支援、の5つの項目に分けて示されている(資料1-4【ウェブ】)。

本学の教育研究活動を支援する経費は下図に示すように、専任教員を対象として審査等なしで支給される個人研究費、申請内容の審査に基づいて支給される研究費、学外組織との共同研究・受託研究費の3つに分類することができる。



教育研究支援のための経費の概要

専任教員の主たる研究支援である研究費については、年度当初に当該年度の「研究課題書」を提出し、後述する傾斜配分に基づき支給される。年度末には「個人研究費報告書」にて実施内容等を報告する（資料 8-27）。支給額は研究活動内容に 2 段階の傾斜配分が行われる。第 1 段階は、学部・センター毎に各々の特性を加味した基準のもと過去 3 年間の研究実績に基づき配分額を決め、第 2 段階では、科研費等の外部資金申請者を対象に、採択結果に応じて増額される（資料 8-28）。

申請内容を審査のうえ支給される研究費としては、「特別研究助成」、「出版助成」、「国際会議参加費用補助」と、本学の 2 つの研究センター「駿河台大学教育研究センター」（以後「教育研究センター」という）及び「駿河台大学地域創生研究センター」（以後「地域創生研究センター」という）の研究プロジェクトの 5 つがある。学長裁量経費の枠から支給される「特別研究助成」、「出版助成」、「国際会議参加費用補助」は、幅広い視野から本学の研究力を高める学内における特定の研究を主な対象として支援を行っており、各学部等から選出される審査委員の審議を経て、採択および支給額を決定している（資料 8-29、資料 8-30、資料 8-31）。より高度な研究成果を得るために、3 ヶ月～1 年間の期間、国内・国外にて、教員が研究に専念することを可能にする国内研究・在外研究制度も設けている（資料 8-32）。2019（令和元）年度は、特別研究助成 9 件、出版助成 2 件、教育研究センター研究プロジェクト 3 件、地域創生研究センター研究プロジェクト 2 件の実績があった（資料 8-33）。

「グランドデザイン 2021」において建学の理念が掲げる 3 つのミッションの中で明示された「地域社会の中核的人材の育成」と「地域の発展への貢献」に基づき、「きめ細かい教育」と「研究成果の地域還元」を実現するために、2016（平成 28）～2017（平成 29）年度かけて 2 つの研究センターを立ち上げた。

2016（平成 28）年には、本学の教育の質の向上を目的として教育研究センターを立ち上

げ、実践的な教育研究の取り組みを対象とする研究プロジェクトの募集（センターがテーマを指定するタイプと一般公募の2種類がある）を行っている（資料8-34）。

2017（平成29）年に立ち上げた地域創生研究センターは、本学が所在する飯能市を中心とした埼玉県西部地域の課題解決・活性化を目的とする研究プロジェクトを同様に募集している（資料8-35）。地域創生研究センターは、学内の研究支援だけでなく、他大学・産業界・自治体との共同研究、地域からの資金獲得にも取り組んでおり、2019（令和元）年度は、東京家政大学との共同研究2件、飯能市内の団体からの研究支援2件の実績がある（資料8-36、資料8-37、資料8-38）。

2017（平成29）年度より学外の競争的資金の獲得・運用、教育研究費を担当する「研究支援室」を立ち上げ、教育研究費の管理、科研費応募の説明会、公的資金の適正利用の指導などを実施した。

研究時間については、専任教員の学内執務日数を1週間に4日以上とし、研究に専念する日を週1日は確保するとともに、国内研究・在外研究制度などを活用することで長期間研究に専念できる環境を整えている。研究施設としては、すべての専任教員に専用の研究室を確保し、助教、助手については、所属する学部・センターにおいて、共同研究室又は専用の机を確保している。更に、学部の専門性に応じた必要な教育研究設備として、メディア情報学部では、映像・音響制作、デジタルコンテンツ制作のための演習室「メディア工房」及び「デザイン工房」、スポーツ科学部（現代文化学部）では、スポーツ・バイオメカニクス及びスポーツ生理学のための「スポーツサイエンス lab 1、2」、心理学部では、「心理学実験室 1～3」「行動観察室」を設けている。さらに、2019（令和元）年度、現代文化学部（現スポーツ科学部）は、東京家政大学健康科学部と施設の相互の共同利用の覚え書きを交わし、より対象を広げた高度教育研究の実現に着手している（資料8-39）。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理及び研究活動の不正防止に関する取り組み

研究活動全般の不正防止に向け、「駿河台大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」で、不正行為を防止する体制及び不正行為が行われた時の対応について定めている（資料8-40）。研究費の不正利用防止に関しては、「駿河台大学公的研究費の管理に関する規程」において、責任体制、管理運営、モニタリング等の手順を定めている（資料8-41）。研究活動の倫理に関しては、研究分野によって求められる基準の相違に対応するために、大学全体を対象とした「駿河台大学研究倫理規程」並びに「駿河台大学研究倫理規程に基づく研究倫理審査委員会に関する細則」、心理学研究科臨床心理学専攻を対象とした「駿河台大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻倫理規程」を定めている（資料8-42、資料8-43、資料8-44）。

公的研究費の適正な執行のために、2017（平成29）年4月、全研究者対象に、日本学術振興会作成の研究倫理eラーニングコース「eLCoRE」受講を実施。2018（平成30）年度以降は、新任教員全員に同コースの受講を義務づけ、全教員に対してコンプライアンス教育を実施している。さらに、科研費等の競争的資金については、毎年度当初、採択者に研究

費の取り扱いに関する研修を実施し、研究費不正防止に努めている（資料 8-45）。

研究倫理を適切に運営するために、「駿河台大学研究倫理規程に基づく研究倫理審査委員会に関する細則」に基づき「駿河台大学研究倫理審査委員会」を設置し、人間を直接対象とした研究を中心に倫理上の問題が生じる恐れのある研究活動について事前の審査を行っている（資料 8-46）。各学部・研究科においては、各組織の状況に応じて学生・院生が行う研究を審査する体制を設け、独自に行った審査については、その方法・審査結果を「駿河台大学研究倫理審査委員会」で審議し、大学全体で教育研究活動の倫理審査が正しく実施されていることを保証している。

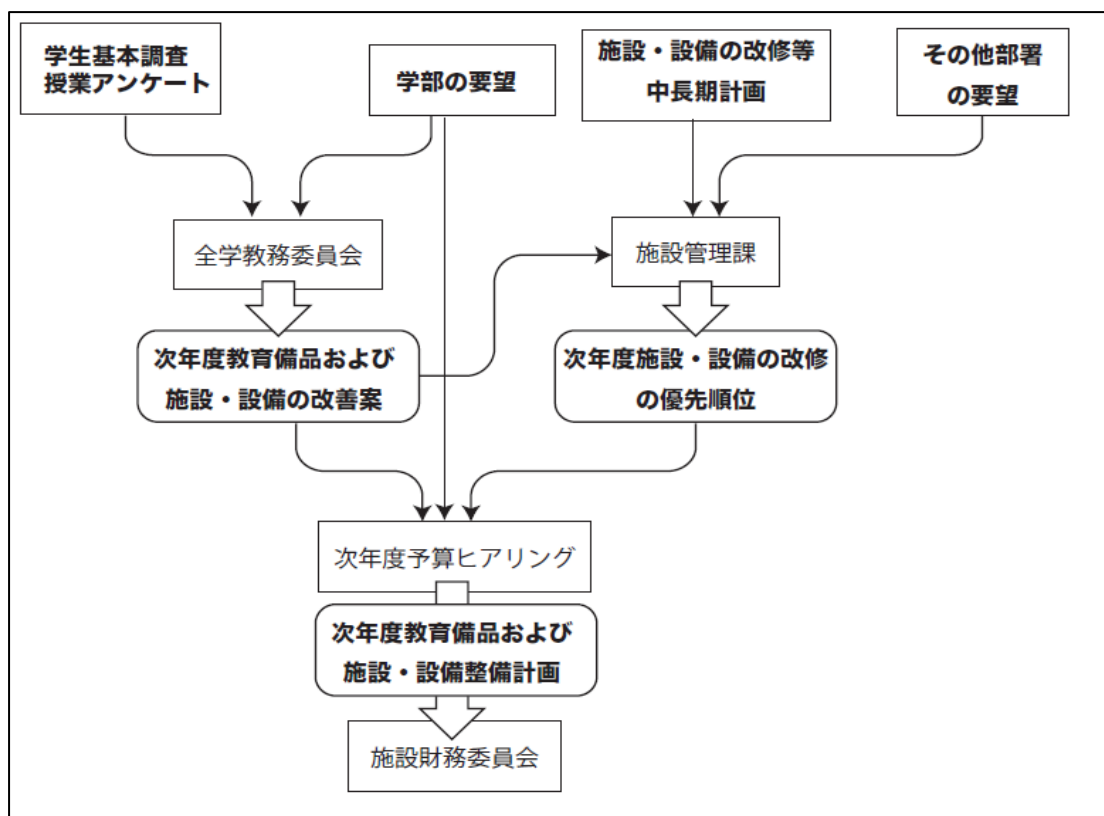
教職員を対象とした研究倫理に関する研修を定期的実施し、本学の研究倫理関連規程に基づいて適切な研究活動を行う体制を整えている。さらに、各学部・研究科においてもゼミナールなどを通じて学生・院生に対する研究倫理教育を実施することで、卒業研究・修了研究が適切に実施される体制を整えている。

**点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：定期的な点検・評価及び同点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、2020（令和 2）年 4 月に開設されたスポーツ科学部の設置認可に関する申請をはじめ、文部科学省に対するこれまでの各種申請・届出事項等における教育研究等環境に係る事項については、その適切性が常に認められている。

さらに、本学における取組みとして、教育環境等環境の整備について、教員側の視点に立脚し、全学教務委員会にて取り纏められた全学的な施設・設備改善案及び要望を参考に一方、ステークホルダーである学生側の視点にも立脚し、学生生活基本調査、授業アンケート及びふりかえりアンケート等による結果も十分考慮しつつ、施設管理の部門が策定した施設・設備に関する中長期の整備計画等に基づく整備優先順位により、施設・財務委員会において次年度の整備計画を決定している（資料 8-47、資料 8-48、資料 7-57）。



教育施設・設備及び備品整備計画策定等、教育研究等環境の適切性等に関するフローチャート

また、教育及び研究の両輪を支える基幹センターの役割を担うメディアセンターにおいては、学外の有識者による客観的評価を目的として、メディアセンター外部評価委員会の設置を規程化し、書面及び実地による隔年評価を行うことで、同センターの運営に関する適切性を検証している（資料 8-18、資料 8-49）。

こうした様々な点検・評価に基づき、ラーニング・コモンズ、ディスカッションゾーン及びミーティングスペースの設置等により、アクティブ・ラーニング環境の更なる整備を行うなど、教育研究等環境の改善・向上へ繋げている。

加えて、教育研究センターおよび地域創生研究センターでは、年に 3 回、センター運営委員会を開催の上、指定及び公募プロジェクトについて、報告書に基づき進捗状況、成果の妥当性等に関する審議を行っている（資料 8-34、資料 8-35）。

その他、研究倫理審査委員会の定期開催及び全専任教員・研究支援に係る全職員を対象とした研究倫理に関する研修体制等も整備されている。

(2) 長所・特色

2019（令和元）年 8 月に学内ネットワーク及び無線 LAN 環境の更なる利便性の向上を目指し、国立情報学研究所が提供する SINET 接続による 10Gbps 回線による高速化を実現、屋外無線 LAN エリアを拡大し、屋外グラウンドを含め、屋内・屋外を問わず、キャンパス全域で高速無線 LAN の利用を可能としている。

学生及び教職員に対して 2018（平成 30）年に Office 製品、2019（令和元）年には Adobe

Creative Cloud 製品を個人用端末に無償でインストールできるサービスを提供し、学習・研究環境を向上させている。

2015（平成 27）年 3 月 31 日に開設した本学の機関リポジトリ「駿河台大学学術情報リポジトリ」については、2020 年 5 月 1 日現在、登録コンテンツ数は 2,021 件、研究成果のダウンロード回数は 797,198 回、閲覧回数は 101,766 回、アクセス件数は 280 万件を突破している。2019 年 11 月からは科学研究費研究成果報告書の公開も行っており、今後も各種報告書などのデジタルアーカイブズ化及びオープンリソース化の推進及び教員・研究者によるコンテンツの投稿機会拡大を図っていく。

また、2016（平成 26）年度、メディアセンターの運営について客観的評価を得るために「メディアセンター外部評価委員会」を立ち上げ、2017（平成 27）年 3 月に第 1 回委員会を開催した。以後、当委員会は隔年に開催予定となっており、2019（平成 31）年 3 月には第 2 回外部評価委員会を開催し、飯能市立図書館館長、文教大学図書館館長代理に外部評価委員を委嘱し、資料とデータに基づき、規程、設備、広報、学習支援、地域連携などについてフィードバックを行った。

(3) 問題点

メディアセンターでは、資料の増加に伴い、開架書架および半地下書庫の書架の狭隘化が進み、新たな資料の配架や書架整理に多くの時間を費やす状況が続いている。特に書庫の書架については、全体の書架利用率が 69.7%となっており、一般書・専門書や和雑誌バックナンバーコーナーの狭隘化への対応が迫られている。次年度から重複資料や年経過により利用価値が低くなった資料の適切な除籍処理を行い、除籍済み図書の処分等により書架の空きスペースを増やすこと、冊子体から電子書籍や電子ジャーナルへの切り替えを推進することにより、利用環境の良好な書架整備を図ることとする。

また、2020（令和 2）年 3 月からの新型コロナウイルス感染症の感染予防対策によるオンライン授業の実施に伴い、自宅学修支援の強化が求められることとなった。そのため、自宅からも利用できる電子書籍を導入し、業者によるコロナ禍の特別サービスを利用して今まで学内のみで利用可能であったデータベースを、自宅からも ID/PW 認証によって利用を可能とし、利用機会の損失を回避するよう努めた（資料 8-50【ウェブ】、（資料 8-51【ウェブ】）。次年度以降は、電子書籍の購入推進と併せて、コロナ禍に係わらず恒常的なリモート環境の整備を行う予定である。

(4) 全体のまとめ

本学は、教育研究等の環境整備に関して大学設置基準に定める必要十分な施設設備を有し、安心・安全で衛生的な環境、防災及びバリアフリーにも配慮した施設・設備の充実を行い、さらに学生満足度を高めるための各種の取り組みを実践してきた。アクティブ・ラーニングに供する教室やラーニング・コモンズ等の整備、屋内外を問わずキャンパス全域で高速無線 LAN を配し、インターネットに接続できる環境の整備、Office 製品、Adobe Creative Cloud 製品を個人用端末に無償でインストールできるサービスの提供等、学生の主体的な学習に対する支援を行っている。

また、スカイラウンジ、ビューラウンジ、パウダールーム等の学生のくつろぎのスペー

ス、運動場等スポーツ施設の改修・整備等の充実も図っている。

教員の研究支援については、「教育研究センター」及び「地域創生研究センター」を設置し、研究プロジェクトによる研究支援を行うと共に、「研究支援室」による科研費を始めとする研究費の獲得支援・運用管理・不正防止等を実践している。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的を踏まえ、社会貢献・社会連携に関する方針の明示

本学は、駿河台大学憲章において、社会連携の3つの基本方針、1)「地域の教育力」の尊重、2) 地域社会の活性化、3)「知の核」として生涯学習等による地域の発展への貢献、を明示している(資料1-1【ウェブ】)。

これに基づき2017(平成29)～2021(令和3)年度の5年間の具体的な行動指針及び達成目標を定めた「駿河台大学グランドデザイン2021」(以後「グランドデザイン2021」と略記)の中で教育及び研究面での社会貢献・社会連携に関する達成目標及びそのための行動指針を示している(資料1-4【ウェブ】)。

これらの駿河台大学憲章及び「グランドデザイン2021」は本学ホームページにより学外公表しているほか、学内各校舎入口及び教室・事務室には駿河台大学憲章が掲出され、教職員はもとより学生にも広く周知されている。毎年度当初に、学長から「グランドデザイン2021」に基づく年度目標が示され、学内ポータルサイトを通じて学内公表しており、教職員間での方針等の理解と共有を維持している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：社会貢献に向けて学外組織との適切な連携体制の構築

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業の展開

評価の視点4：産学官連携事業の展開

本学所在地である飯能市を中心とする埼玉県西部地域との密な連携体制構築に努めており、飯能市及び日高市の2自治体、飯能商工会議所との間で連携に関する基本協定を締結し、更に入間市、所沢市等とも、多くの個別案件毎の協定を締結している。また、飯能信用金庫等多くの企業と協定を結び、地域産業振興に向けた体制も整えている(資料9-1【ウェブ】)。さらに、地方創生において大学に求められる役割の多様化・高度化に対応するため、2018(平成30)年8月に、埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(以下、「TJUP」)に参加し、飯能市及び近隣大学と連携して地域の課題解決に取り組む体制も整えている(資料9-2、資料9-3、資料9-4)。

図9-1に示すように、地域連携センター、地域創生研究センター、グローバル教育セン

ターの3センターと研究支援室が中心となり学部・研究科等と連携しながら、1) 大学の持つ教育・研究資源を地域へ還元するための地域との協働活動、2) 地域の課題解決のための研究活動、3) 国際交流に取り組んでいる。4つの組織は、それぞれ以下のように役割を分担する。

- ・ 地域連携センター：学部・研究科・研究所の様々な資源を社会貢献・地域連携に有効活用するために、地域連携・産学官連携・大学間連携に関する全体的な運営・管理
- ・ 研究支援室：補助金、外部の競争的資金の獲得、企業・自治体からの委託研究の受託、他大学との組織的な共同研究の推進等
- ・ 地域創生研究センター：具体的な共同研究・受託研究活動のプロジェクトマネジメント
- ・ グローバル教育センター：国際交流に関連する諸事業の統括
- ・ 心理カウンセリングセンター：暮らしやすい地域作りに向けた心理相談等諸事業

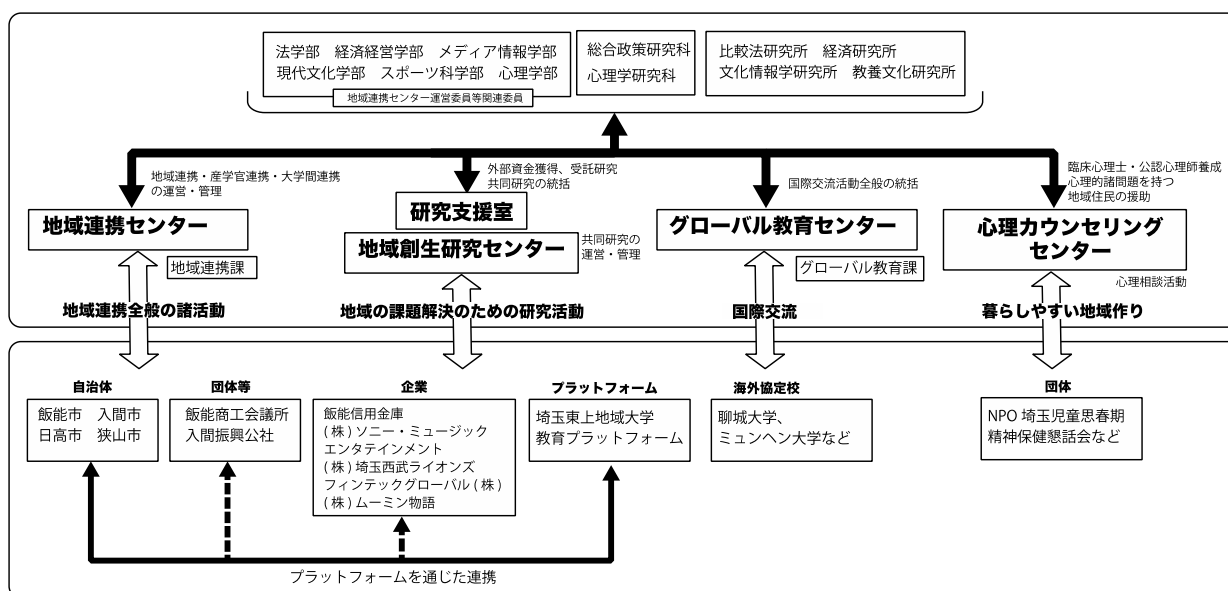


図9-1：駿河台大学の社会連携体制

■ 地域の教育支援活動

駿河台大学地域連携センターは、2013（平成25）年に地域との協働による、活性化、文化の振興、教育支援のさらなる向上のために設立された。同センターが中心となって、近隣自治体・企業等と連携し、大学が持つ知の資源を地域社会の生涯教育・初等中等教育に活用する取り組みを実施した。2019（令和元）年度は、TJUP 加盟大学との連携によるリレー公開講座等の新たな取り組みに着手し、公開講座のテーマの拡大・対象地域の拡大に努めた。以下に2019（令和元）年度の主な実績を示す。

- ・ 埼玉県西部地域の地域自治体職員対象の「大学院委託生制度」：
総合政策研究科の三専攻合同により、2019（令和元）年度は、飯能市（2名）、入間市（2

名) 日高市 (1 名) から職員を受け入れ、埼玉県西部地域の課題について、本学教員の専門的な見地から講義を行った (資料 9-5)。

・市民対象の公開講座開催：

飯能市教育委員会・入間市教育委員会・日高市教育委員会と共催による「彩・ふるさと喜樂学」(全 14 回) 及び飯能市教育委員会との共催による「市民の大学Ⅰ～Ⅳ」(全 16 回) では、本学の教員、近隣の有識者、専門家を招いた講座を実施した。その他、教員の専門性を活かした「加治丘陵の自然観察」、「スポーツ講座」、「外国語講座」、「リース作り講座」の実施を通じ、幅広く市民の要望に応じている (資料 9-6)。

・「子ども大学はんのう」の開催：

飯能市教育委員会・飯能商工会議所・飯能信用金庫との共催で、飯能市在住の小学 4～6 年生を対象に、本学教員をはじめとする専門家による、学校では学べない専門的な内容を学ぶ講義 (全 5 回) を開講した (資料 9-7)。

・入間市振興公社主催の講座への講師派遣：

入間市振興公社との協定に基づき、生涯学習講座の講師として本学教員 4 名が講師となって公社との連携事業に協力し、本学教員の専門的な知見の地域へ還元に取り組んだ (資料 9-8)。

・公開シンポジウム等の開催：

本学教員の研究成果を地域に還元するために、地域創生研究センター主催による講演会及びパネルディスカッション、4 つの研究所それぞれがシンポジウムを開催した (資料 9-9)。

・大学連携によるリレー公開講座等の開催：

TJUP の取り組みとして、本学がとりまとめ役となり東京家政大学、西武文理大学、埼玉医科大学、埼玉医科短期大学、東邦音楽大学との共催でリレー公開講座を実施した (資料 9-10【ウェブ】)。東京家政大学と共同で、飯能市・入間市・狭山市在住の小学生向けにプログラミングを学ぶ「ジュニアアカデミックスクール 2019」(資料 9-11) を開催した。近隣大学との連携により、幅広い地域への生涯教育等支援の展開、プログラミング教育という時代のニーズに合った新たな初等中等教育の支援への展開に取り組んだ。

■ 地域企業・団体等の共同による正課教育

2005 (平成 17) 年に着手した「学生参加による<入間> 活性化プロジェクト」(以下、「いるプロ」) で取り組んできた、地域との連携活動を通じて学生の社会人としての成長を促す正課教育は、地域連携センターが中心となって 2017 (平成 17) 年度から導入された地域科目群中のアウトキャンパス・スタディ科目群において引き継がれている。地域の持つ教育力を生かした教育実践は、学部・研究科の専門科目にも波及し、広がりを見せている。以下に 2019 (令和元) 年度の主な実績を示す。

・地域との共同によるインターンシップ事業：

地元企業の協力の元、企業での中期 (5 日間～2 週間程度) の実習を行う「地域インターンシップ」を実施した。110 社強の企業・団体の協力のもとで、50 名弱の学生に対して実際の現場での実習を通じて、就業意識育成に取り組んだ (資料 9-12【ウェブ】)。

- ・地域との共同による人材育成活動

地域の持つ教育力を生かした学生の社会人基礎力育成を目的とする「まちを元気に、まちで元気にプロジェクト（まちプロ）」において、地域の諸行事に参加する活動 6 件、地域の課題等に取り組むプロジェクト型活動 5 件に、多くの学生が参加し、地域活動への理解・就業力修得に取り組んだ（資料 9-13）。その他、飯能市、飯能信用金庫それぞれから人的支援のもと二つの寄附講座を開講し、本学の専門課程における実践的な教育に取り組んでいる（資料 9-14）。

- ・企業との協働による実践教育

（株）ムーミン物語の協力による、飯能市内のテーマパーク「metsä」（メツツァ）を学びの場として、「テーマパーク実践」における実習（資料 9-15【ウェブ】）及び長期インターンシップ（資料 9-16）、（株）ソニー・ミュージックエンタテインメントの協力のもとで、「飯能グリーンカーニバル」における「オンキャンパス・ワークショップ」の実習（資料 9-16）などを実施した。

■ 地域活性のための取り組み

2017（平成 29）年度、本学が取り組んで来た森林文化教育及びエコツーリズムに関する研究成果などの知的資源を地域に還元することを目的に地域創生研究センターを設立した。同センターは、学外組織との共同研究等を担当する研究支援室と連携し、他大学との共同研究も積極的に取り組んでいる。さらに、飯能信用金庫と協働で地域活性化の活動にも取り組んでいる。以下に 2019（令和元）年度の主な実績を示す。

- ・地域の課題解決のための研究活動

2019（令和元）年度は、地域創生研究センターによる地域活性化につなげるために、「埼玉県西部地域の林業活性化に向けた西川材の課題研究」と「飯能市におけるスポーツビジョン・振興計画の策定及び振興プロジェクトの創設」の 2 件の研究プロジェクトを実施した（資料 9-17）。2018（平成 30）年度からは、東京家政大学と共同で、飯能市・入間市を中心とした地域の課題解決に向け「女性の飲酒と健康について」と「埼玉県西部地域活性化に向けた地元木材資源（西川材）の活用研究」の 2 件の研究プロジェクトに取り組んだ（資料 8-36）。

- ・産学連携による地域活性化活動

飯能信用金庫との産学連携協定にもとづき、「輝け！飯能プランニングコンテスト」（資料 9-18）及び「地域活性化講演会」に取り組んだ（資料 9-19）。プランニングコンテストは、学生の部（12 件）、一般の部（3 件）の応募があった。

■ 国際交流

海外の大学との交流事業については、グローバル教育センターが担当し、受け入れた留学生の地域交流については地域連携センターと連携しながら取り組んだ。以下に 2019（令和元）年度の主な実績を示す。

- ・国際交流事業

国際交流事業においては、2020（令和2）年3月現在、11ヶ国（地域）16大学と留学協定を締結し（資料9-20）、毎年25名前後の学生を送り出している（資料9-21）。また、海外協定校からの学生の受入れも積極的に行っており、交換留学協定校は3ヶ国3大学となっており、例年半年～1年の受入れ期間で10名弱を受入れている（資料9-22）。この留学送出し、受入れを実施するに当たり、協定校別に教員、職員それぞれ担当者がおり、年間を通して、連絡を取っている。

- ・留学生の地域交流事業

飯能市国際交流協会との連携により、2019（令和元）年度に「多文化多言語交流カフェ（2018（平成29）年度までの「外国語しゃべり場」をリニューアル）」を開催した。これは、海外協定校からの受入れ留学生や本学在籍の留学生と地域の方々との交流を目的としたもので、毎回テーマを設定し、実施している（資料9-23）。

また、飯能市国際交流協会主催の「外国人による日本語スピーチ発表会」には、開催当初の2013（平成25）年から毎年、本学からスピーカーとして留学生が参加し、審査員として教員2名が出席し、日頃の教育、学習の成果を還元し、発表している。

■ 地域の暮らしやすさ向上への取り組み

大学の専門的な知識を地域社会の生活の質向上に活かす取組として、本学の心理カウンセリングセンターが中心となって地域住民の心理相談等の諸活動に取り組んでいる。以下に2019（令和元）年度の主な実績を示す。

- ・心理相談活動事業：

心理カウンセリングセンターは、臨床心理士・公認心理師養成のための教育実習施設であるが、その主たる活動内容は、地域の精神保健福祉の向上に資する心理相談活動を行うことである。2009（平成21）年の開設当初より、地域における心理的諸問題を持つ者の心身の健康を維持・促進するための心理相談活動を展開するとともに、本学学生に臨床心理実習の場及び教育訓練の場を提供している（資料9-24）。

同センターでは、一般学外者を対象とした心理相談活動として、①センター相談員または臨床心理実習生が行う継続的な心理相談及び心理検査、②心理臨床隣接領域の専門家を対象としてセンター相談員が行うコンサルテーション、④臨床心理専門職を対象としてセンター相談員が行うスーパービジョンを行っている。なお、2019（令和元）年度においては、81名の来談者に対し、延べ827回の相談活動を実施した（資料9-25）。上記に加え、臨床心理士・公認心理師受験対策講座、修了生に対する研修や就職情報の発信等、実習以外の面でも臨床心理専門職の育成・活躍を支援するとともに、心理相談に関する調査・研究活動を行い、得られた知見をもとに講演・研修の講師、各種団体の理事や委員として情報発信を行うことで、研究成果を地域に還元している。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価の実施
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部・研究科・センターでは、グランドデザインに基づいた行動計画を定めるアクションプランにおいて地域連携に関する行動計画を定め、9月末中間報告による進捗状況のチェック、2月には年度の最終報告をまとめ学長・副学長によるヒアリングを行った上で、年度の成果の点検及び評価を行っている（資料 1-13）。ここで指摘された事項をもとに各学部・研究科・センターでは翌年度のプランを作成する。年度当初の策定プランのヒアリング時に、指摘事項等に対する対応状況を確認することで点検・評価の内容を実際の改善・向上につなげている。地域連携センターの活動についても同様な手続きにて、事務部門での点検・評価を行っている（資料 1-14）。地域に関する研究活動に関しては、地域創生研究センターにおいて、年度当初に審査を行い、秋のプロジェクト中間報告において取り組み状況の点検・評価を行い、改善項目等をプロジェクト実施責任者にフィードバックする。年度末のプロジェクトの最終成果報告において、中間段階で伝えた改善・向上が適切に行われたかどうかを含めて最終的な点検・評価結果を伝え、改善・向上につなげている（資料 9-17）。

(2) 長所・特色

本学のミッションである地域の「知の核」及び「知の拠点」を実現するために、自治体・団体・企業との共同体制を構築し、地域連携センター・地域創生研究センター・グローバル教育センターが相互に連携し具体的な事業に取り組み、成果を着実にあげている。さらに、2018（平成 30）年度には TJUP に参加することで、近隣の大学と連携し、新たな地域の課題にも取り組む体制も整いつつある。

(3) 問題点

2005（平成 17）年の「いるプロ」から本格的にスタートした社会貢献・社会連携活動長年の継続で地域社会からも評価されているものが多いが、これからの地域活性化に寄与していくためには、今まで手薄であった初等・中等教育の体系的な支援や社会人のキャリア支援など、これからの地域社会を担っていく人材育成に取り組む必要がある。また、初期のプロジェクトのころから携わってきた教員の多くが定年を迎える状況であり、次の世代の教育者育成を含め、改めて社会貢献・社会連携活動について、継続性・地域への貢献度等の観点で見直す必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学所在地である飯能市を中心とした埼玉県西部地域は少子高齢化・人口減など様々な課題を抱えている。政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、本学のよう

な地域密着型の大学による社会連携・社会貢献が重要視されており、今後、地域創生において本学も地域の課題解決に積極的に取り組んでいかなければならない。そのためには、近隣自治体・企業・団体との連携を強め、地域の活性化に取り組むとともに、ようやく緒についたばかりの TJUP を通じた大学連携を確固とし、効果的な社会連携体制を築く必要がある。

第 10 章 大学運営・財務 (1) 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学の理念・目的は、「駿河台大学学則」及び「駿河台大学大学院学則」に規定されているほか、建学の精神に基づき、更なる大学の発展をめざすために「駿河台大学憲章」を制定している。現在、本学の進むべき将来的な中期計画については、「駿河台大学グランドデザイン 2021」を策定している。当該グランドデザインにおいては、高等教育をめぐる社会状況の変化に対応するとともに、前グランドデザインの検証から明らかになった諸課題を点検し、本学の「教育の質の向上」に向けて駿大ブランドの構築・強化を掲げ、今後 5 年間（2017（平成 29）～2021（令和 2）年度）で実現すべき目標と計画を新たに示している（資料 1-1【ウェブ】、資料 1-4【ウェブ】、資料 7-1【ウェブ】）。

当計画は、大学創立 30 周年記念式典にて学長より発表され、本学ホームページに掲載しているほか、経営戦略会議の下、学内全部署により、毎年、「駿河台大学グランドデザイン 2021」に基づくアクションプランの作成と達成度の検証と評価を行い、学内ポータルサイトを通じて学内公表・共有している（資料 1-13、資料 1-14、資料 1-16）。

そうした中、本学の管理運営は、本学の理念・目的を実現し、大学及び法人の運営組織がそれぞれの果たすべき役割を明確にし、有機的な関係を築き、効率的な合意形成を図ることを目標としている。大学運営の基本方針は、事業計画書に「駿河台大学学則」を踏まえた上で、「駿河台大学グランドデザイン 2021」を基本方針とし、学長・副学長、学部、研究科、共通教育センター等が策定したアクションプランを、学長のリーダーシップの下、PDCA サイクルにより改革を進める。その際には、大学改革に向けて、教職員の意識の共有を図るとともに、地域の自治体、企業等の知見を得て、学生との意見交換を行いながら、これらの情報を大学運営に活用する。」と明記している（資料 3-42 pp.2【ウェブ】）。

この大学運営の基本方針は、経営戦略会議、評議員会を経て、理事会での承認後、本学ホームページに学外公表するとともに、年度当初に理事長、学長以下全専任教員及び副課長以上の職員が参加する全学合同会議にて資料として配付し、学内ポータルサイトを通じて全教職員に周知している。2020（令和 2）年度においては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から資料配付のみとした。

以上のように、大学運営に関する方針の明示及び周知は適切に行っている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織整備

評価の視点 2：学長等の役職者、教授会等の機関の権限と役割

評価の視点 3：学長による意思決定、権限執行等の整備

評価の視点 4：教学組織（大学）と法人（理事会等）の権限

評価の視点 5：適切な危機管理対策の実施

大学及び法人に関する運営体制については、「駿河台大学学則」「駿河台大学大学院学則」及び「学校法人駿河台大学寄附行為」を始めとした各種規程に明文化し、規定に基づき運営を行っている。学長・学部長及び研究科長の選任や意思決定など管理運営における諸機関の間での役割分担・機能分担、また、その役職者の職務について、各種規程に規定し、適切な運営を行っている（資料 1-2 第 4～9 条【ウェブ】、資料 1-3 第 5～8 条【ウェブ】、資料 10-1）。

学長は、「駿河台大学学長の選考等に関する規程」に基づいて選出される。毎年度学長候補者選考委員会を設置し、学長の任期が満了するときは、その30日前までに候補者を決定する。学長が任期中に辞任・欠員となったときは、速やかに候補者を決定する。学長候補者選考委員会では学長候補者を選考し、理事会に推薦する。理事長が、理事会の議を経て学長を任命する。学長の任期は3年で再任を妨げない（資料10-2）。

副学長及び学長補佐の選任については、「駿河台大学副学長及び学長補佐の任命及び任期に関する規程」に基づいて行われ、学長の推薦に基づき、理事会の議を経て、理事長が任命する。副学長の任期は、これを推薦した学長の在任期間であり、学長補佐の任期はこれを推薦した学長の在任期間以内である（資料10-3）。

学部長の選任は、「駿河台大学学部長候補者選考規程」に基づいて行われている。学部長候補者は、各学部専任の教授の中から教授会において複数名が選ばれ、学部長は学長に選挙結果を報告する。学長はその報告を受け、教授会の意見を徴した上で候補者を1名決定し、理事長に推薦する。理事長は学長の推薦に基づきこれを任命する。学部長の任期は2年であり、原則として連続2期までである（資料10-4）。

研究科長の選任は、「駿河台大学大学院研究科長及び副研究科長候補者選考規程」に基づいて行われ、候補者は、研究指導を担当する専任の教授であり、研究科における選挙により候補者が選出される。選挙により決定された候補者は、学長が理事長に推薦する。理事長は学長の推薦に基づきこれを任命する。研究科長の任期は2年であり、再任を妨げない（資料10-5）。

本学における学長の権限行使は、教学上の全学的審議機関である大学評議会を議長として運営することによって、駿河台大学の教学に関する最終的な判断責任を負っている（資料1-2 第6条【ウェブ】）。大学評議会は、大学の教育・研究の適正な運営を期するため、学長の諮問に応じ教学に関する重要事項を審議することを目的としている（資料6-3 第2～4条）。

学長が適切にリーダーシップを発揮し、迅速かつ機動的な意思決定が図れる大学の執行体制を強化する会議体として学長・副学長会議がある（資料3-47 第7条の2）。学長・副学長会議は、学長が議長となり、副学長、学長補佐や法人局長、事務局長、各事務部長等のその他学長が指名した者から構成されており、少ない年で年37回、平均すると年40回、月平均3～4回の頻度にて定例開催され、本学の運営上重要な事項や学長又は理事長が諮問した事項の協議を行っている（資料3-47 第2～4条）。

全学的な教学事項全般について協議するための部局長会議は、同じく学長が招集し、議長となる。学長、副学長、学部長、研究科長、副研究科長、メディアセンター長、情報処理教育センター長、スポーツ教育センター長、キャリアセンター長、グローバル教育センター長、法人局長、事務局長及び学長が指名した者によって構成され、本学の教学上重要な事項で、本会議に付議し、検討することが必要とされる事項、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項、大学評議会の審議事項の事前連絡調整や検討等を行っている（資料3-46 第2～4条）。

大学運営のうち、学部については、各学部の教育目標に沿って独自の発展を図るために、教授会規程を定め、学部の運営を行っている（資料10-6）。教授会は、「駿河台大学学則」第8条で「本学の各学部に教授会を置く。」と規定され、教授、准教授及び講師により構成され、毎年15回程度開催されている（資料1-2 第8条【ウェブ】）。教授会は、各学部長がこれを招集し、議長を務め、各学部の教学、学生にかかわる日常的事項を始めとして、教育課程に関わる事項、教員人事に関わる事項などを審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとして役割を明確にしている。

このように学長が大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有し、学部長を学部の運営責任者として明確に位置付けている。

法人は、大学の自立的な教育研究推進のための財政その他の経済基盤を十全のものとすることを目的とし、寄附行為に基づき運営している（資料10-7、資料10-8【ウェブ】）。法人の理事会は、原則として毎月開催され、教員人事、学則等教学関係規程の制定及び改廃、交換留学協定など教学に関する各種協定の締結等、教学組織から提出される議案については、理事会上程までに上述の各種会議において十分な審議、検討が行われていることから、理事会は、原案を最大限に尊重することとしている。予算などの法人所管事項については、理事会開催前に学部長、研究科長、全学委員会委員長などとの意見聴取が行われ、法人としての考え方を説明し、理解を得ている。

大学評議会の決定事項について、法人の運営に影響を及ぼす事項については、理事会の承認を得ることとしている（資料6-3 第4条第2項）。

一方、教学以外の事項において理事会で決定された事項については、必ず大学評議会、必要に応じて部局長会議でも報告し、教授会及び研究科委員会への徹底が図られている。

教学組織（大学）と法人（理事会等）の両者に関わる中・長期的な大学運営方針を定める上で必要な事項などを協議する場として経営戦略会議がある。毎月開催し、経営戦略、将来計画、広報戦略等の諸課題を検討し、理事会において決定している。（資料2-6）。

本学の危機管理対策としては、災害時の危機管理規程、個人情報保護に関する規程、情報セキュリティ基本規程等を定めている。新型コロナウイルス感染症への対応については、「学校法人駿河台大学における新型コロナウイルス感染症対応に関する基本行動指針

(BCP)」を定め対応している(資料10-9)。

以上のように、各種規程に基づき学長による意思決定、教授会等の権限等の明示及び権限に基づいた大学運営は、適切に行っている。(資料10-10)

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算編成及び予算執行のプロセスの明確性及び透明性

評価の視点2：監査等の内部統制

本学では、「駿河台大学中・長期財政計画」において財政基盤の確立に向けた基本方針として、事業活動収支差額比率、人件費比率、教育研究経費比率及び積立率の4つの目標値を定めている(資料10-11【ウェブ】)。この目標達成に向けて、毎年度、理事長を議長とする経営戦略会議において予算編成方針を作成し、理事会において決定している(資料10-12)。

予算編成は、予算編成方針に従って事業の必要性、有効性、優先度といった観点から経費支出の見直しを行っている。本学の予算編成プロセスは、以下のとおりである。

- ① 財務課が予算編成方針の下、各担当部課に対して目的別予算要求原案の作成を依頼する。
- ② 各部課は、各学部、委員会等と連携し、意見を取りまとめて予算要求原案を作成する。
- ③ 財務課は、各部課から提出された目的別予算要求原案により、各部課との事前折衝を行い、1月に各部課と法人局との間で予算ヒアリングを開催する。予算ヒアリングでは、「駿河台大学グランドデザイン2021」達成に向けた必要性、効果等について意見交換し法人局長が目的別予算要求案を取りまとめる。
- ④ 目的別予算要求案は、教育・研究に関する設備等の充実、効率的使用及び適切な配分等を図ることを目的として設置している「施設・財務委員会」に諮られる。
- ⑤ この後、法人局長は、予算原案を作成し、理事長に提出する。
- ⑥ 理事長は、予算原案を理事会に諮り予算案を作成し、評議員会の意見聴取を行った上で、理事会に諮り、正式に予算として成立させる。

上述の「施設・財務委員会」は、教育・研究に関する予算の適切な配分・運用を図るため、学長を委員長として、副学長、各学部長、各研究科長、各学部選出委員、法人局長、大学事務局長、各事務部長等、各組織からの幅広い構成員としている(資料10-13)。

予算執行に当たっては、決裁権限等についての取扱い要領に従って目的別の予算項目ごとに執り行っている。業者発注に際しては、原則として見積依頼書を作成の上、複数業者の見積比較を行い、経費節減に努めている。予算執行の稟議決裁は、新規案件と例年定期的に実施している定例案件とに分け、更に見積金額によって最終決裁者を分けるなど、効率性にも配慮している(資料10-14)。

監査は、監事、監査室及び外部監査人により行っている。監事監査は、「学校法人駿河台大学監事監査規程」により実施している(資料10-15)。監事は、理事会に毎回参加するほか、経営戦略会議、大学評議会等の主要会議にも適宜参加し、意見を述べている。監査結果は、本法人の業務、財産の状況、及び理事の業務執行の状況について理事会及び評議員会に報告している(資料10-16)。

内部監査は、理事長のもとに監査室を設置し、「学校法人駿河台大学内部監査規程」によ

り実施している（資料10-17）。業務監査、会計監査及び公的資金監査について適法性、効率性等の観点で実施し、内部監査報告を理事長及び理事会に報告している（資料10-18）。

外部監査は、独立監査人として3人の公認会計士により、私立学校振興助成法に基づき行われ、理事会に監査報告書が提出されている（資料10-19）。

また、監事、監査室及び外部監査人において、定期的に監査状況等について意見交換を行っている（資料10-20）。

以上のように本学は、予算編成及び予算執行並びに内部統制を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

評価の視点2：職員の採用及び人事考課による、職員の昇進及び処遇改善

評価の視点3：業務の多様化及び専門化に伴う課題に対応する職員体制の整備

評価の視点4：大学運営における教職協働

本学は、教育研究及び学生支援を円滑かつ効率的に行うため事務組織を設け、その公正で合理的な運営により、大学の理念・目的の達成に資することを目標として法人局と大学事務局を設置している。

法人局及び大学事務局にそれぞれ局長を配置し、事務組織を統括している。これは法人部門と教学部門に分けることにより業務の効率化を実践するためである。人員構成については、局長以下の専任事務職員91人のうち、法人局所属の職員が3分の1、大学事務局所属の職員が3分の2を占めている。大学の適正な管理運営と財政基盤の安定的な確保を実現するためには、何よりも教学部門の活性化が不可欠であり、教学部門の運営を担う事務職員の配置を厚くしている（資料10-21、資料10-22）。

また、専門性を活かして、各種センター事務部等（グローバル教育課、キャリア教育・就職支援課、情報システム課）の専任職員配置においては、外国語検定資格所持者及び外国人材、キャリアコンサルタント資格所持者、システム系資格所持者等、知識、経験、資格を備えた人事配置を行っている。

事務機能の改善や業務内容の多様化への対応策として、前述のとおり、各種センターの他、大学事務局が所掌する各種委員会には、当該部長職を正規の構成員として位置付けており、各種委員会の検討・決定事項において事務局の意思を反映できる仕組みを取り込み、教育に関する大学改革の継続的な取組を組織的に、教職協働で推し進めている（資料10-23）。これら各部門のアクションプランに基づく目標の実現や円滑な管理運営のために部署の改編・移管を次のとおり行っている。

大学の運営に係わる適切な組織の運営のために、経営企画室を2013（平成25）年に設置し、大学の経営戦略を計画する経営企画課を配置し、同室に地域における諸活動を行うために地域連携課を設置した。同時に学務企画課を設置し、法人部門と教学部門との更なる

明確化と業務の効率化を図るために、教育改革に関することや大学のIR (Institutional Research) に関すること等、大学改革を推し進めるための業務を担当している。教員の研究支援の観点から、同課に、2017 (平成29) 年度に研究支援室を設置し、専属の職員を配置し教員の研究支援を行っている。研究支援室では、教員の研究費申請支援を通して、教員一人ひとりの研究成果を研究業績評価制度により判断し、学内研究費を配分している。

事務職員の採用については、駿河台大学就業規則に採用手続きを定め、大学運営方針の目標を達成するために、毎年度当初に事務職員採用計画を立て、定年退職者及び退職者に伴う必要人数の採用を行っている。(資料10-24、資料10-25)

人事考課については、成績・情意・能力の3つの区分に分けられ、各職位に応じた項目を定めている。評価は、課長職が1次評価、部長職が2次評価を行い、評価結果に基づき、期末手当の支給を理事長が決定している。

事務職員の昇進については、主任職3年目を超えたときには、副課長への昇進要件として、マネジメント能力を高めるための外部研修の受講を義務付け、人事考課を考慮したうえで昇進を決定している。

以上のように、大学運営に必要な事務組織を設け、適切に運営している。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図ることを目的としたスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的な実施

大学憲章に基づき、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、SD (スタッフ・ディベロップメント) 活動として研修等を組織的に実施している。研修会等の実施内容については、教職員に必要な知識・技能を習得し、必要な能力及び資質を向上のために、年度ごとの全体計画を立案し、稟議決裁を得たうえで、以下のような研修等を行っている (資料10-26、資料10-27)。

① 全学研修会

2015 (平成27) 年度以前より全教職員を対象に、各回でテーマを設定し研修会を毎年開催している。テーマと開催日時は学期ごとに学長・副学長会議にて審議している。主に、学生支援、キャリア就職支援、学生相談、ハラスメント防止、防災、情報セキュリティなどを各回のテーマとして、全10 回程度開催している。2020 (令和2) 年度については、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、E-Learningを利用した開催を行っている。

② SD Step Up 研修

中期計画を定めた「駿河台大学グランドデザイン2021」と今年度のアクションプランを達成するため、大学組織の組織力、実行力を向上させることを目的として、2013 (平成25) 年度より「SD Step Up 研修」を実施している。2019 (令和元) 年度は、全教職員を対象に「学生支援力」の向上をテーマに「コーチング実践のためのワークショップ」を教員及び職員合同のワークショップ形式で行った。研修目的は、学生対応スキルの一つとしてコーチング技法を実践的に学び、その習得・向上を図るものであった。2020 (令和2)

年度は、大学憲章を具現するための具体的ツールとして「コーチング」を位置づけ、教職員が身につける「学生対応スキル」の一つとして定着を図るため、学生支援担当副学長のもと組織横断型のプロジェクトチームを立ち上げ、(1) スキルの可視化のためのルーブリック開発、(2) 研修プログラムの開発、を年度内に実現すべく取組みを行った。2021（令和3）年2月には、成果物を活かして全専任教職員を対象に研修を行った。

③ 新任教職員研修会

入職した新任の教職員を対象に、本学の教職員として円滑に業務が遂行できるよう、以下の目的で研修を行っている。教職員一人ひとりが学生の教育、学生支援を考え、本学が目指す教育目標の達成に近づける研修と位置付けている。

- (1) 本学の歴史と、大学憲章や教育目標など本学の教育理念について理解する。
- (2) 本学の置かれた現状と、中期計画であるグランドデザインについて理解する。
- (3) 研修を通じて新任教職員間の心的距離を縮め、人間関係を構築する。
- (4) 研修を通じて本学の要職者と新任教職員間の心的距離を縮め、人間関係を構築する。

2020（令和2）年度についても、新型コロナウイルス感染拡大防止措置を取り、新任の専任教職員8名を対象に対面式にて実施した（資料10-28）。

④ 目的別・階層別・職種別の研修

事務職員対象に、大学職員として必要な知識、各部署の業務に即した専門知識、スキルを修得するために、早稲田大学アカデミックソリューションが企画実施する「大学職員のための人材育成プログラム QuonAcademy（クオンアカデミー）」を通年で法人契約し受講させている。

入職後には、私立大学庶務課長会職員基礎研修会への参加を通じて、大学職員としての資質向上を図っている。

昇進後には、該当者を対象とした階層別研修会への参加を義務付け、本人のキャリア形成に役立たせている。

そのほか、各部署の業務に即した専門知識、スキルを修得するために必要な研修については、各課において年度ごとに計画を立て実施している。

以上のように、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための研修を計画的に実施している。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営については、事業計画書に記載のとおり「駿河台大学グランドデザイン2021」を基本方針とし、学長・副学長、学部、研究科、共通教育センター等が策定したアクションプランを、学長のリーダーシップの下、PDCAサイクルにより改革を進めている。この

「駿河台大学グランドデザイン2021」の達成度の検証により、大学運営に関する自己点検・評価を行っている。年度初めに、各部局がグランドデザインに対するアクションプランを作成し、プランの遂行状況について年度途中で報告を行う（中間報告）。その後、引き続き同プランの実現に向けた取組みを行い、年度末には自己評価を行う（最終報告）。最終報告の際には、適時、理事長や学長等によるヒアリング等を経て、経営戦略会議でプラン毎の評価を行っている。プラン毎の評価は、学内ポータルサイトを通じて全教職員に周知の上、次年度におけるプラン策定に活用している。

監査においては、学校法人駿河台大学内部監査規程に基づき、本法人における運営諸活動の遂行状況についての適法性、効率性等の観点から、公正、かつ、客観的に調査及び検証し、その調査結果の情報提供及び検証に基づく助言・提言等を行っている（資料10-17）。

内部監査計画は、法人の健全なる経営の保持、発展に資することを目的とし、監事及び公認会計士の行う監査と連携・調整して、毎年度、内部監査計画を定めて実施している（資料10-29）。

以上のように、大学運営について定期的に点検・評価を行い、同点検・評価に基づく改善プロセスが構築されている。

(2) 長所・特色

「駿河台大学グランドデザイン2021」を達成するために、大学運営の基本方針である事業計画書の方針に基づき、学長・副学長、学部、研究科、共通教育センター等が各部門のアクションプランを毎年策定し、学長のリーダーシップの下、点検・評価により改革を進めている。事務部門においても、グランドデザインの達成に向けて、各課単位における事務部署アクションプランを毎年策定し同様に、点検・評価及び改善を進めている。

また、本学では、教職員の資質・スキル向上の対策を教職員自身の取組み（教職協働PT）により組織的に実践している。2019（令和元）年度は、教員及び職員合同での全教職員を対象としたワークショップ形式において、「学生支援力」の向上をテーマとしたコーチング技法を実践的に学ぶ研修を行った。この研修内容を基に、2020（令和2）年度には、教職協働の組織横断型のプロジェクトチームを立ち上げ、本学の「学生対応スキル」を標準化・明確化した。さらに、同プロジェクトチームの成果物として、全教職員への定着を図ることを目的とした、本学独自による「スキルの可視化」ルーブリックの開発を行った（資料10-30）。

(3) 問題点

事務職員においては、今後5～6年の間に定年退職者が増加し、定年再雇用者は、事務職員全体の1割程度の見込みとなる。今後は、年齢構成に配慮した事務職員採用と人数を維持する必要がある。

(4) 全体のまとめ

- ① 本学の理念・目的は、駿河台大学学則・大学院学則に記載するとともに、駿河台大学憲章に明示し、ホームページに記載、学内掲示など学生及び教職員に周知している。また、「駿河台大学グランドデザイン2021」を策定し、この実現のために年度ごとに事

業計画として策定する「事業計画書」において運営方針を明示している。この「事業計画書」は、ホームページで公開し、教職員へは毎年4月当初に実施している専任教員及び事務職員役職者が一堂に会した合同会議において、理事長及び学長より説明し周知している。

- ② 学長は、規程に基づき副学長・学長補佐を配置するとともに、学長のリーダーシップのもと学長・副学長会議、部局長会議、大学評議会を運営している。また、教授会、研究科委員会は各規程に基づき学部長等が運営するなど権限と役割を明確に分けている。学長が教学に関する最終的な意思決定を行うことを規程で明記している。
- ③ 財務面では、予算編成は各年度予算編成方針に基づき各部署から予算要求原案の提出を求め、予算ヒアリングを実施して、各学部・研究科・事務部の長で構成する施設・財務委員会に諮り、理事会・評議員会の議を経て年度予算を成立させている。これらにより予算プロセスの透明性を確保している。
- ④ 大学の理念・目的の達成に資することを目標として大学事務局と法人局を設置し、教育研究及び学生支援を円滑かつ効率的に行うための事務組織を設けている。事務機能の改善や業務内容の多様化への対応策として、各種センターの他、大学事務局が所掌する各種委員会においては当該部長職を正規の構成員として位置付け、各種委員会の検討・決定事項において事務局の意思を反映できる仕組みを取り込んでいる。教育に関する大学改革の継続的な取組を組織的に教職協働で推し進めている。事務職員は専門性を活かすために、部署に必要な有資格者、知識、経験等を備えた人事配置を行っている。人事考課における評価を実施し処遇に反映している。
- ⑤ 本学の適切な大学運営を行うための必要な事務組織、人員配置を行っている。教職員ともに資質向上のための全学研修会の実施、SD Step Up研修、目的別・階層別・職種別研修の実施を定期的に行い、組織的に行っている。
- ⑥ 監査は、監事、監査室及び外部監査人により行っている。内部監査は、内部監査規程に基づき、監査室長、監査係員により行っている。外部監査は、独立監査人として3人の公認会計士により行われ、監事、監査室及び外部監査人において、定期的に監査状況等について意見交換を行っている。

第10章 大学運営・財務 (2) 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：大学としての財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学は、2017（平成29）年度以降の5年間に達成すべき中期的目標として「駿河台大学グランドデザイン2021」を策定している。この目標達成のために必要となる財政基盤を構築し、財政の健全化を図るため、経営戦略会議において「駿河台大学中・長期財政計画」を策定し、理事会で審議決定のうえホームページで広く公表している（資料10-11【ウェブ】）。

「駿河台大学中・長期財政計画」では、①収支の均衡、②人件費の抑制、③教育研究経費の維持・充実、④将来に向けた積立といった4つの観点で基本方針（目標）を設定した。目標とする財務比率設定に当たり、2017（平成29）年度の決算での各財務比率は次のとおりであった（大学基礎データ表9・10・11、資料10-31）。

① 事業活動収支差額比率	△ 6.5%	（医歯学系法人を除く全国平均値※ 4.9%）
② 人件費比率	55.6%	（同 53.8%）
③ 教育研究経費比率	37.0%	（同 33.3%）
④ 積立率	47.6%	（同 78.6%）

（※「医歯学系法人を除く全国平均値」は、日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」による。）

「駿河台大学中・長期財政計画」では、上記の現状を踏まえ財務比率の全国平均値を考慮しつつ、2022（令和4）年度までに次の4項目を達成することを目標に掲げている。

- ① 事業活動収支差額比率をプラスに転じ、5%程度まで改善させる。
- ② 人件費比率は、50%を目標とする。
- ③ 教育研究経費比率は、35%以上を目標とする。
- ④ 積立率は、60%まで改善させる。更に2027（令和9）年度には80%まで改善させる。

これらの目標を達成するために収入増加、人事改革、適切な予算編成及び予算配分の各取り組みを行うこととし、経営戦略会議において毎年度の予算編成方針を作成し、理事会において審議決定している（資料2-6、資料10-12）。

以上のように、中期的な目標達成に向けて、中・長期の財政計画を財務比率を用いて適切に設定している。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な予算配分

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るため仕組み。外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費等）の獲得状況

中期目標である「駿河台大学グランドデザイン2021」達成に向けた事業を推進するため、毎年度の予算編成においては、予算編成方針に基づき各部課と財務課とによる予算の事前折衝を行い、さらに法人局との間で予算ヒアリングを実施し、必要性、有効性、優先度を考慮して予算編成を行っている。特に新規事業については、「新規事業計画書」により期待される効果を中心に精査している（資料10-12）。

予算ヒアリングの結果を受けて、学長が議長となり「施設・財務委員会」において教育・研究に係る施設・設備等の充実のための予算を検討し、各学部等に予算配分している（資料10-13）。

人件費の抑制に当たっては、総務課で定期昇給による人件費の積算見積を行い、財務課で内容を確認し予算ヒアリングにおいて見直している。

2020（令和2）年4月、健康で文化的な生きがいのある生活を送ることができる社会を構築するため、今日のスポーツの意義や価値をふまえ、健康の維持増進、生涯スポーツ時代の青少年のスポーツ教育又は地域の活性化に貢献することを目的としたスポーツ科学部を設置した（資料1-2【ウェブ】）。設置に係る経費は、教育研究に資する施設・設備の整備を図るための予算として、文部科学省への申請どおり計画的に配分した。

財政基盤を構築し、財政の健全化を図るために「駿河台大学中・長期財政計画」において、2022（令和4）年度までの達成目標とした財務比率の現状は次のとおりである（大学基礎データ表9・10・11、資料10-31）。

- ① 事業活動収支差額比率をプラスに転じ、5%程度まで改善させる。

2017（平成29）年度	2018（平成30）年度	2019（令和元）年度
△6.5%	2.4%	9.4%

- ② 人件費比率は、50%を目標とする。

2017（平成29）年度	2018（平成30）年度	2019（令和元）年度
55.6%	49.0%	42.0%

- ③ 教育研究経費比率は、35%以上を目標とする。

2017（平成29）年度	2018（平成30）年度	2019（令和元）年度
37.0%	36.7%	37.1%

- ④ 積立率は、60%まで改善させる。更に2027年度には80%まで改善させる。

2017（平成29）年度	2018（平成30）年度	2019（令和元）年度
47.6%	47.9%	51.7%

外部資金について、科学研究費助成事業の受け入れは学内研究費と連動させ、科学研究費助成事業補助金に研究代表者として申請し採択された場合には、学内研究費を追加交付するなどの対応により申請を促している。申請数は、2018（平成30）年度26件（採択13件）、2019（令和元）年度27件（採択17件）、2020（令和2）年度36件（採択16件）と増加した（資料10-32）。

寄付金募集は、教育振興資金募金、スポーツ振興支援募金、Book de 募金（古本募金）により企業・個人からの寄付を継続して実施している。寄付金の募集状況は、創立30周年記念募金への企業からの寄付受入を含め2017（平成29）年度は43,451（千円）を受け入れ、2018（平成30）年度26,672（千円）、2019（令和元）年度27,888（千円）を受け入れた。

受託研究では、中山間地域ふるさと事業調査研究事業として埼玉県より2016（平成28）年度から2019（令和元）年度まで委託を受入れたほか、2019（令和元）年度には飯能商工会議所、奥むさし飯能観光協会等からも受入れた。受託事業収入額では、2017（平成29）年度40万円、2018（平成30）年度50万円、2019（令和元）年度73万円となっている。

以上のように教育研究活動を安定的に遂行するための予算編成・予算配分の取り組みを行い、引き続き外部資金の獲得、積立率の改善に努める。

(2) 長所・特色

教育研究活動を安定して遂行するための財政基盤を確保し、健全な財政運営を図るため、中・長期財政計画を定め、事業活動収支差額黒字化の目標達成に向けて、在籍学生数の減少による収入の減少期においても収入に見合った支出となるよう毎年度の予算編成方針を作成し、借入金に依存しない体制を維持している（資料10-33）。教職員に対しては、本学の財務状況についての共通理解と認識を共有するために財務比率や前年度決算対比などを公開し、全学研修会を通じてより詳細な解説を行うことにより財務状況に対する理解が深められている（資料10-34）。こうした教職員の共通理解に基づいて、教職員が一体となり入学定員の充足、人件費の見直し、管理経費の削減等に取り組む、2018（平成30）年度決算では事業活動収支差額比率をプラスに転じることができた（大学基礎データ表9・10）。

(3) 問題点

入学者の確保、在籍者数の増加により収入も増加したが、将来の施設更新等に備えて保持しておくべき積立率は51.7%であり、将来に向けた財政基盤の確立のため、引き続き収入・支出の均衡を図っていく。

(4) 全体のまとめ

本学は、中期的目標としての「駿河台大学グランドデザイン2021」の目標達成のために必要となる財政基盤を構築し、財政の健全化を図るため、「駿河台大学中・長期財政計画」を策定し、財務比率の目標値を設定している。財務比率の目標値設定と財務情報の積極的公開や全学研修会を通じ、本学の財務状況に対する教職員の共通理解と協力を進めることで、経費の節減、人件費の見直し、学生募集の強化等を行った。

2015（平成27）年度は、学部在籍者数3,359名、基本金組入前収支差額は、5億399万円の支出超過であったが、2017（平成29）年度には入学定員を確保し、2018（平成30）年度

の基本金組入前収支差額は、1億1,744万円の収入超過に転じた。2019（令和元）年度には収容定員も充足し、学部在籍者数3,811名、基本金組入前収支差額は、4億7,872万円の収入超過となった（資料10-31、資料10-35）。

2020（令和2）年度には、受験生・学生のニーズを取り込み、地域スポーツを軸とするスポーツ科学部を設置し、開設初年度、入学定員200名を上回る238名の新入生を迎え入れた。スポーツ科学部の施設設備は、2018（平成30）年度から計画的に整備し、2020（令和2）年度で完成する。

引き続き経費の節減、人件費の見直し、学生募集の強化等を行い、「駿河台大学中・長期財政計画」の目標達成に向けて取り組み、入学者を確保し、収支の均衡を図っていく。

終章

本学は、2014（平成 26）年度に第 2 期認証評価を受審した後、大学評価（認証評価）結果の指摘事項について改善に取り組み、2019（令和元）年 5 月に「改善報告書検討結果（駿河台大学）」において、今後の改善経過について再度報告を求める事項「なし」との検討結果を得ている。それとともに、第 3 期認証評価基準に対応する 10 の基準に組み替えられた自己点検・評価を実施し、2018（平成 30）年 3 月に「第 9 回自己点検・評価報告書」を作成した。今般の第 3 期認証評価受審に向けた内部質保証体制構築に向けた助走は、この時から始まっていたと言える。

上記報告書では、終章において、本学が高等教育機関として速やかに精力的に取り組むべき課題として、以下の点を挙げている。すなわち、①理念・目的に則り、②適切な内部質保証システムを構築・実行し、③「教育力の駿大」を実質化するよう「3つのポリシー」を遵守し、④入学定員・収容定員管理の適切性を保ち、⑤中途退学者の減少傾向の「見える化」を数値で示し、⑥安定した就業率・進路決定の実績を積み上げるとともに、諸地域の中核的な人材を安定的に輩出し、⑦率先して部局単位での外部評価にも臨み、⑧広く社会に自らの情報を公開する。

以下、これらの課題を観点とし、各基準の達成状況を振り返りたい。

1. 評価基準の達成状況 —自己点検・評価の振り返り—

本学の中期計画である「グランドデザイン 2021」に謳われる 5 つのブランド力、「教育力」「就業力」「研究力」「学生支援力」及び「地域力」の具現化に努めながら、本学の重大かつ喫緊に解決すべき課題である「高い就業力の（恒常的な）維持」「中途退学者の減少」「入学定員の確保・収容定員の充足」に向けて全学が一体となって取り組んできた。

「1. 理念・目的」については、建学の精神である「愛情教育」に基づき、中期計画としての「グランドデザイン 2021」が策定されている。本学の教育の質の向上に向け、実現すべき目標が具体的に示され、これを受けて各学部、研究科、センター及び事務部署の取組みをアクションプランとして策定することが可能となっており、また、数値目標を含めたロードマップにより、各部門が数値目標の実現に向けて計画的に取り組む、達成状況等の振り返りを踏まえて、次年度以降の目標・計画設定を行うことが可能となっている。

これらを踏まえ、建学の精神及び教育理念を確実に実現する適切なプロセスとして確立されている。

「2. 内部質保証」については、第 2 期認証評価での指摘事項および「第 9 回自己点検評価報告書」で抽出された問題点を解決すべく、2020（令和 2）年 4 月に「内部質保証推進委員会」を設置し、PDCA サイクルを恒常的・継続的に推進するための内部質保証体制の基盤整備を行った。また、さらなる改善に向けて継続的に PDCA サイクルを機能・推進させるよう取組みを行っている。

「3. 教育研究組織」については、教育研究組織の適切性の検証及び将来に向けた構想等の協議を継続的に行ってきた結果、建学の精神と大学の理念・目的を踏まえた教育研究組織の体制が整備されるに至った。

引き続き、普遍的な要素（建学の精神、大学の理念・目的）を柱としつつ、絶えず変化す

る地域社会や経済社会のニーズに対応し得るレジリエントな組織づくりを心掛け、学生の学習・諸活動の活性化に資する教育研究組織の整備について不断に検証していくことが確認された。

「4. 教育課程・学習成果」については、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を定め、公表・実施し、更に、シラバスの内容を整備・充実させるとともに、4年間を通しての少人数制ゼミナールの設置等により、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置や学位授与を適切に行うための措置を講じている。

また、「グランドデザイン 2021」において、教育について取り組むべき課題が明示され、各部局は、それを受けて、アクションプランを作成し、活動の具体的内容と課題を明示し、年度末にはその達成度を評価した上で、次年度の改善につなげ、教育の内容、方法について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っている。

「5. 学生の受け入れ」については、学士課程では、入学試験関連委員会と各学部の連携の下、入学者選抜の対策に取り組む、推進する体制が構築されており、その成果として、2018（平成 30）年度以降は安定して入学定員を確保することができている。修士課程では、入学定員・収容定員の未充足が継続しており、その解決のための仕組みの構築が必要であることが確認された。

「6. 教員・教員組織」については、学部を改組した上での新学部設置、学部コース内容の見直し、時代のニーズに沿った改革等を行っている。各学部・研究科においても、全学で定める教員組織の編成方針や大学設置基準、大学院設置基準などの法令に基づき、十分な教員を配置の上、各学部、研究科の目的やカリキュラムに沿った適切な組織編成を行い、その組織編成についても定期的に点検・評価を実施している。定期開催のFDでは、教育力の向上、授業内容の改善方法等の他、各教員が学内外で行われる研修会や教育・研究をテーマとした発表を通じて、教員の資質向上を図っている。

「7. 学生支援」については、「就業力の駿河台大学（目配りの行き届いた就職支援）」、「学生支援力の駿河台大学（高い学生満足度）」の構築・強化を学生支援の方針として明確に掲げ、教職員一体となった支援体制を整備し、具体的な取組みを行っている。

学生支援に関する様々な取組みにより、就職率向上に一定の成果が見える一方、中途退学防止については依然として厳しい状況にある。今後、IR 実施委員会との連携による退学原因の更なる分析に基づき、引き続き、退学に至る要因把握やその対応（指導）方法等含めた中途退学防止策の策定及び改善を行いながら、大学全体として、様々な理由により修学継続に困難を抱える学生に対する支援をさらに強化し、退学率是正に努めることが急務であると考えている。

「8. 教育研究等環境」については、教育研究等の環境整備に関して、安心・安全で衛生的な環境、防災及びバリアフリーにも配慮した施設・設備の充実を行い、さらに学生満足度を高めるための各種の取組みを実践してきた。また、学生の主体的な学習に対する支援のための環境整備も積極的に行っている。

教員の研究支援については、「教育研究センター」及び「地域創生研究センター」を設置し、研究プロジェクトによる研究支援を行うとともに、「研究支援室」による科学研究費助成事業を始めとする研究費の獲得支援・運用管理・不正防止等を実践している。

「9. 社会連携・社会貢献」については、本学のミッションである地域の「知の核」及び「知

の拠点」を実現するために、自治体・団体・企業との共同体制を構築し、地域連携センター・地域創生研究センター・グローバル教育センターが相互に連携し具体的な事業に取り組み、着実に成果をあげている。さらに、2018（平成30）年度にはTJUP（埼玉東上地域大学教育プラットフォーム）に参加することで、近隣の大学と連携し、新たな地域の課題にも取り組む体制が整いつつある。

「10. 大学運営・財務（1）大学運営」については、「駿河台大学グランドデザイン 2021」を達成するために、大学運営の基本方針である事業計画書に基づき、学長・副学長、学部、研究科、共通教育センター等が各部門のアクションプランを毎年策定し、学長のリーダーシップの下、点検・評価により改革を進めている。事務部門においてもグランドデザインの達成に向けて、事務部署アクションプランを毎年策定し、点検・評価を進めている。本学の建学の精神である「愛情教育」の具現化及び大学憲章「ひとりひとりと」の実践を目的とした本学のSD活動について、教職員が協働で行う研修会を組織的に行い、全学的な実施を強化している。

「10. 大学運営・財務（2）財務」については、中期目標としての「駿河台大学グランドデザイン 2021」の目標達成のために必要となる財政基盤を構築し、財政の健全化を図るため、「駿河台大学中・長期財政計画」を策定し、財務比率の目標値を設定している。財務比率の目標値設定と財務情報の積極的公開や全学研修会を通じ、本学の財務状況に対する教職員の共通理解と協力を進めることで、経費の節減、人件費の見直し、学生募集の強化等を行った。その成果として、2017（平成29）年度には入学定員を確保し、2018（平成30）年度の基本金組入前収支差額は、1億1,744万円の収入超過に転じた。2019（令和元）年度には収容定員も充足し、学部在籍者数3,811名、基本金組入前収支差額は、4億7,872万円の収入超過となっている。

引き続き、経費の削減、人件費の見直し、学生募集の強化等を行い、「駿河台大学中・長期財政計画」の目標達成に向けて取り組み、将来に向けた財政基盤の確立のため、継続的に収入・支出の均衡を図っていくことが確認された。

以上の自己点検・評価からは、本学が、高等教育機関として、速やかに精力的に取り組むべき課題として挙げた諸項目に対して、概ね適切な対応を行っている判断が可能である。

2. 次期「グランドデザイン」策定に向けて ―まとめに代えて―

第3期認証評価受審の2021（令和3）年度は、次期中期計画「（仮）駿河台大学グランドデザイン2026」の検討期とも重なっている。それに先立っての「第10回自己点検・評価報告書」作成は本学の教育研究活動等諸活動の振返りの好機であった。特に、第3期認証評価において重点がおかれた内部質保証に関しては、自己点検・評価活動の成果として、学内の内部質保証体制、学修成果の可視化等の整備・基礎づくりができたものと自負している。

また、同「第10回自己点検・評価報告書」で改めて確認されたのは、建学の精神「愛情教育」、駿河台大学憲章「ひとりひとりと」を立ち返るべき精神的な柱とし、本学の強みである全学年における少人数ゼミナールやFace to faceでの学生支援及びキャリア活動支援、学生に寄り添ったきめ細かい教育・学生支援活動、多様なアウトキャンパススタディ等の地域社会との連携を活かした諸活動、FD・SD活動や全学的課題に対応するための各種プロジ

ェクトチームに見られる機動力・推進力のある教職員協働での取組み等、本学の特徴、長所を十分に活かしていくことが、本学発展の基礎となるということである。

次期中期計画「(仮) 駿河台大学グランドデザイン 2026」、また次期認証評価に向けての期間は、本学の内部質保証体制のより一層の機能化が図られ、内部質保証を本学の全学レベル、組織レベル、構成員レベルにおける「文化」として定着させる期間であると考えている。

この認証評価受審を更なる大学改革、教育改革の「加速材料」と捉え、同受審から得られるであろう指摘に真摯に向き合うことにより、本学における教育・研究の質を更に向上させ、社会から負託された高等教育機関としての責務を継続的に果たしていきたい。